

第八十回国会 参議院地方行政委員会會議録第十二号

昭和五十二年五月十二日(木曜日)
午前十時四十二分開会

委員の異動

四月二十六日

辞任

志苦 裕君

補欠選任

片岡 勝治君

四月二十七日

辞任

小林 国司君

補欠選任

岩上 妙子君

八木 一郎君

平井 卓志君

斎藤栄三郎君

永野 巖雄君

柳田桃太郎君

片岡 勝治君

大塚 喬君

四月二十八日

辞任

岩上 妙子君

補欠選任

鍋島 直紹君

四月三十日

辞任

後藤 正夫君

補欠選任

山内 一郎君

五月四日

辞任

山内 一郎君

補欠選任

後藤 正夫君

五月十一日

辞任

加瀬 完君

補欠選任

和田 静夫君

五月十二日

辞任

鳩山威一郎君

補欠選任

長田 裕二君

金井 元彦君

鍋島 直紹君

戸塚 進也君

嶋崎 均君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

片山 正英君
後藤 正夫君
山崎 昇君
多田 省吾君
中村 太郎君
中西 一郎君
久保 亘君
藤原 房雄君

委員

高橋 邦雄君
安孫子藤吉君
夏目 忠雄君
野口 忠夫君
神谷信之助君
井上 吉夫君
大谷藤之助君
長田 裕二君
嶋崎 均君
戸塚 進也君
中西 一郎君
中村 太郎君
増田 盛君
久保 亘君
小山 一平君
志苦 裕君
和田 静夫君
阿部 憲一君
藤原 房雄君
市川 房枝君
小川 平二君
真田 秀夫君
斎藤 十朗君
戸塚 岩夫君

國務大臣
自治 大臣
政府委員
内閣法制局長官
大蔵政務次官
大蔵省理財局次
長

事務局側

説明員

厚生省公衆衛生局長 佐分利輝彦君
厚生省医務局長 石丸 隆治君
自治大臣官房長 近藤 隆之君
自治大臣官房審議官 石原 信雄君
自治大臣官房審議官 塩田 章君
自治大臣官房審議官 福島 深君
自治省行政局長 山本 悟君
自治省財政局長 首藤 堯君
自治省税務局長 森岡 敏君
常任委員会専門員 伊藤 保君
大蔵省主計局主計官 矢崎 新一君
建設省都市局下水道課長 遠山 啓君

本日の会議に付した案件

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査(地方財政対策の強化に関する決議の件)

○委員長(高橋邦雄君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

四月二十七日、大塚喬君、小林国司君、平井卓志君、斎藤栄三郎君及び永野巖雄君が委員を辞任され、その補欠として加瀬完君、岩上妙子君、鳩山威一郎君、片山正英君及び金井元彦君が、四月

二十八日、岩上妙子君が委員を辞任され、その補欠として鍋島直紹君が、五月十一日、加瀬完君が委員を辞任され、その補欠として和田静夫君がそれぞれ選任されました。

また、本日、鳩山威一郎君が委員を辞任され、その補欠として長田裕二君が選任されました。

○委員長(高橋邦雄君) 地方交付税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○志苦裕君 私は、きょうは通告をしておきましたように、五十二年の地方財政対策と自治行政におけるたてまえと本音といったようなものを少しお伺いをしよう、こう思います。

最初に、まず五十二年の地方財政対策ですが、すでに衆議院でも、また本委員会でももう論議し尽くされておる感もありますので、少しそれらを問題点を整理する意味でちょっとお伺いします

が、まず、今日の事態は地方交付税法六条の三第二項の規定に該当するとお考えですか。

○國務大臣(小川平二君) 五十年以来、三年連続して巨額の財源不足が出ておるわけでございますから、今日の状況は、交付税法六条の三の二項に該当する事態であることには間違いございません。

○志苦裕君 次に、確認を求めますが、この交付税法六条の三の二項は、行財政制度の改正をまずやって、それでも足りないときは税率の改定もする、あるいは考えるという二段構えに解していいですか。そのように確認できますか。

○國務大臣(小川平二君) 交付税率を変更するか、あるいは行財政制度の改正をするか、いずれかの一つを実行すべしと、こういう規定であると理解をして、もちろん両方やることはもとより差し支えないと思います。

○志吉裕君 そうですか。あの法律、私は素人です。素人なりにすんなり読みますと、いま大臣がおっしゃったように、どっちかのうち一つをやるというのではないでしょう。制度の改正を考えて、それでだめなら税率を考えるというふうに読むんじゃないですか、あれは。

○政府委員(首藤義孝) 法律に規定をしてございますのは、ただいま御指摘のように、地方行政財政制度の改正をやるか、またはその交付税率の変更を行うかと、こういう書き方でございますので、どちらを先にやっただけを後という順序立てはないものと考えます。したがって、どちらかをやるか、あるいは両方組み合わせる適当な比重を持たしてやるか、これはいずれも許容されておる規定だと考えております。

○志吉裕君 これはあとの質問にちょっとかわりがあるのですが、少しくどいようですが、皆さん、地方財務協会というところの「地方財政」という本がありますね。これの新年号、一月号で、自治省のそなたるメンバーが座談会をおやりになっておる。これ、何の気なしに読んでおるわけですが、たとえばここには、これはどういう立場の方ですか、今井実さん。地方交付税課長さんだ。たとえこの方は、いま言いましたように、今日の事態がこの法の規定に該当する事態だということになった場合に、直ちに交付税率の方に短絡的にいくのではなくて、まず地方行政財政の改正ですね、それで足りないときに税率のアップというふうには法は二段構えになっておるので、その道順でいろいろ検討をしておるんだと、たとえばこういう話をされて、ここに出席されている方は大体そういう枠組みでいろいろやりとりなさっているようですが、違いますか。

それはやっぱりそういうふうには考えないですか、皆さん。先ほどの財政局長の答弁もそうですか、もう一度確認します。

○政府委員(首藤義孝) 法律の規定は、先生御案内のように、「地方財政若しくは地方行政に係る

制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更」と、こうございしますので、法律の規定としてはどちらを先にやらなきゃならぬ、その後片一方がくっついていく、こういう規定の仕方ではございせん。どちらを取り上げてよろしいし、どちらと組み合わせてもよろしいと、こういうことだらうと思ひます。しかし、実態的に率のアップとか、交付税率の改正というようになことを考えてみます場合には、実態の場合としてはやはり両方関連をさせて考えてまいりますので、一応この考え方の順序といたしましては、行財政制度が改正できるかどうか、こういうこともまず検討する、そしてそれに応じて率の変更といったようなものを考えていく。まあ仕事の進め方でございますから、どちらが具体的に先になる、後になるというところとございせんけれども、考え方としてはそういう組み合わせ方によつてしかるべき財源措置をしていくべきだと、こういうことを今井君は言ったのだらうと思ひます。

○志吉裕君 そのことはまた後でやりましょう。いずれにしても、ことしの財政対策を考へるに当たって、自治省としてはいろいろな制度改正というふうなもの、たとえば新しい財源がないとか、さまたげなども検討をしたけれども、どうもいまの財源不足にわかに寄与できない、というふうなもの、すぐにもできない、というふうなもので税率改定に踏み切つて、以降大蔵省等との政府部内でのいろいろなやりとりに入る、こういう順序を経たんですね。そのことはいかがですか。

○政府委員(首藤義孝) その点は御指摘のとおりでございます。秋口以降各種の制度改正、特に税制等を中心とした制度改正ができないか、こういうことを税制調査会等にもいろいろ諮問をいたしましたし、努力もいたしたのでありますが、なかなかそれがつきりはいかない事態である、しからば交付税率を五%アップしてほしい、こういうような順序を経て要求いたしてきたのは御指摘のとおりでございます。

○志吉裕君 そうしますと、制度改正の努力をしてみたがなかなかばつとしない、税率の引き上げもいろいろ努力してみたがこれもなかなかうまくいかなかったといういきさつから見れば、今度のいわば五十二年の地方財政対策というのが一つの制度改正であると言つてがんばる根拠はないんじゃないですか。制度改正をやるうと思つたがだめだった、余りいいものはない、それで順を経て税率改正というところで努力をしてみたがやっぱりうまくいかなかった、しかし、法に規定をする地方財政の事態であることには変わりがないといふので今度の措置が出てきたわけでありすが、ぼくはやっぱり皆さんの努力の経過、検討の経過、作業の経過から言つても、今度のいわば三、六%相当の財源対策その他をもって制度改正と言つて、私に言わせると強弁をしないさるんではないか。強弁をする根拠はないんじゃないでしょうか。やっぱりいささか法にそぐわない手当ての仕方であるというところは認めになるのがむしろ素直じゃないですか。

○政府委員(首藤義孝) この財政制度の改正の内容、意味でございますが、これは毎々御議論をいたしておりますように、いわゆる秋口、恒久的な制度の改正、こういうものをいろいろ予想し、要求をし、やつてまいつたわけでありすが、これはなかなかむずかしい。しかし、制度の改正というのは、恒久的な制度の改正、これがあります。と同時に、また、さしあたりの臨時的なものであつても当該年度の措置をやるという面もあるわけでございます。この点は、前々から御指摘を賜つておりますことにつきまして法制局等の見解もあわせて御報告を申し上げておるわけでありすが、ここに申します制度改正は、必ずしも恒久的な制度改正のみでなく、法は広い範囲の選択を許しておりますので、たとえば経済情勢が非常に変動期にあつて将来の見通しがつかない、こういうような場合には、さしあたり当該年度の交付税の総額を増額する措置をとる、こういうこともまた地方行政財政制度の改正に該当する、このよ

うに私も考えておるわけでありすが、したがって、恒久的な制度改正はできなかった、これはもう御指摘のとおりでございます。臨時的なさしあたりの措置でありますから、これが抜本的に望ましい形でおさまつた、こういうふうに申し上げておるわけではございせんが、ここに言います制度改正をとにかく曲がりなりにも実施をして、五十二年度に対する財源措置、これに措置をとつた、このように毎々申し上げておるわけでありすが、

○志吉裕君 皆さん、ことしの対応の仕方がどうも法の趣旨にはそぐわない、まことに違つて遺憾であるとはなかなかここでは言うわけがないんで、私も余り深入りしませんが、いま局長の答弁ですと、なるほど私もなかなかお役人といふのはうまい答弁するものだと思つて感心しているのですが、恒久的な制度改正ではないが、当座の、まあ当座しのぎだ、ばくに言わせる。当座しのぎの制度改正だ、という答弁になるんですが、それでしうかね、私はやっぱり皆さんの方はそれだけのスタッフをそろえて、当座であれ恒久的なことであれ、制度改正というふうなもの、検討したのだめだったので税率に移行したのじゃないですか。それがだめだったのでまたもとに戻つちやつて、戻つたのか何か、別の当座しのぎの解決をした。それを制度だ、制度だ、制度改正だと言つて無理に強弁をしておる。私は明らかにこれはもう法律違反だ。違反が乱暴なら、どうも法の趣旨にはそぐわないという確認をしておくことの方が来年に向かつて教がある、来年に向かつてむしろ踏み出しができるという建設的な意味でお尋ねをしておるのですが、もう一度。

○政府委員(首藤義孝) 御発言のお気持ちはよく理解ができるわけでございます。恒久的な制度改正ないしは率の変更、こういうものができれば一番望ましいことである、これはもう間違いないと思ひます。しかしながら、ことしの状況のように経済情勢が非常に激変期にある、しかも国、地方を通じての財源の増強、こういうことが近い将

うに私も考えておるわけでありすが、したがって、恒久的な制度改正はできなかった、これはもう御指摘のとおりでございます。臨時的なさしあたりの措置でありますから、これが抜本的に望ましい形でおさまつた、こういうふうに申し上げておるわけではございせんが、ここに言います制度改正をとにかく曲がりなりにも実施をして、五十二年度に対する財源措置、これに措置をとつた、このように毎々申し上げておるわけでありすが、

来にどうしても図られなければならない、そうでなければ公経済が成り立たないというふうな事態である、こういう非常に変動期でございしますので、長期的な恒久的な制度の改正ないしは率の変更、こういうものの設定をすることがきわめて困難な状況にあるわけでございます。

そこで、やむを得ませんので、さしあたり当該年度の地方交付税の総額を増額をする特別措置を講じて、その返済金の一部を将来とも国に責任を負わせる、負担を負わせる、こういう法的措置をとる、こういう措置をとったわけでございます。

したがって、最も望ましいかっこうの恒久的な制度の改正、これは私も申し上げておりましたが、さしあたる措置としてここに言う六条の三の二項、これの方に該当する措置ではある、このように考へておるわけでございます。

○志吉裕君 これは水かけ論議ですから、私は該当しないと思うんだけれども。

自治大臣、なかなかここに来ると、この論議にどうしても絡んできますのは、自治大臣と国務大臣とはなかなか折り合いがつかないですね。福田内閣の閣僚としての立場と望ましい自治大臣の姿とはどうも折り合いがつかないような問題点だと思ふんです。所感はいかがですか。

○国務大臣(小川平二君) 今日の地方財政の状況は、これは恒久的な抜本的な制度の改正をもつて対処すべき事態であると見ておりますが、当面の経済の状況、財政の状況下では、このことを実行するということに困難でもあり適当でもございしません。そこで、一日も早く経済の安定化を図りまして、経済が安定をし、財政の前途も見通せると、そういう状況下で国、地方を通じての行財政の根本的な改正を行いますときに、その一環として地方財政に対しても根本的な改善をしなければならぬ、こう考へておるわけでございします。

○志吉裕君 これにばかりこだわってもおられないから、いずれにしても、さつき局長は、法では制度改正という場合に恒久的なものもあるし、い

ま当座のものも制度改正の一つだということを無理に言っているんですが、いまの大臣のお答えでは、恒久的、抜本的な改正をもつて対処すべき事態であるというふうにおっしゃっておるわけでありまして、そうしなければならぬ、恒久的、抜本的な改正を講じなければならぬ事態にあるにもかかわらず、当座のしのぎの対策になっておりますということを述べていますね。これはそう確認してよろしいですね。

○国務大臣(小川平二君) 抜本的な対策を講ずることが最も望ましい事態であると信じております。ただ、遺憾ながら、五十二年度においてこれを実行することができない。ただし、法律との関連で申し上げます、今回とった措置は恒久的な対策でございせんけれども、なおかつ違法ではないと、こう考へておるわけでございます。

○志吉裕君 いや、これはまたこれ以降も議論が展開していくだろうと思ひますので、ひとまず打ち切りますが、私は不思議に思ふんです。とにかく、ことしのような当座の措置の制度改正だと言つてがらばつていなくなるんですが、それはそれでいいとしましよう、一歩譲つて。

そこで、五千百七十五億円、三・六%、これもちょっと引かかるんですよ。ことし何か財源の上で三・六%引き上げたような印象を、これは長い期間にわたつて三・六%相当になるといふ答弁にうかがえますけれども、いずれにしても、この財源手当てを講じたのが制度改正だと、こ

う言っているんですが、それならあれですか、五十年、五十一年にも当座のことで交付税会計でお金を借りましたね。これは大蔵大臣と自治大臣との話で、将来この地方財政に余り迷惑かけないという趣旨での覚書の話ができていたということになつておるんですが、別にそれは法律じゃありませんから、そのときになって、自治体も最近少し景気がいいじゃないかというふうなことでオシヤ

カになつてしまふ可能性だつてあるわけですね。この程度のことなら、たとえばこの五十年、五十一年分の返済の取り扱い等についても、たとえば、

ことしのような形で法律に書くのも制度改正の一つでしよう。それは、一方の方は覚書だかメモに残しておいて、一方の方はこの法律に書く、取り扱ひの違いはどこから出てくるわけですか。

○政府委員(首藤義彦) 五十年、五十一年の分は覚書を交わしまして、これはまあ地方財政の状況、国の財政の状況等を勘案しながら、これが地方財政の負担にならぬように調整措置を考へる、こういうやり方をしたのとどまつたのであります。これは先生御案内のように、この六条の三の第二項にいます、この規定に該当する時期に五十年、五十一年はまだ達していなかったわけ

でございします。少なくともこの六条の三の第二項による制度改正といふことを念頭においてとった措置ではないのでございします。今回の措置はまさしくこの六条の三の第二項に該当する時期でございします。諸般の制度改正率の改正なり、こういうことを要求してまいつたのであります。この法の規定に基づく制度改正、これに該当するものとして措置をする必要がある、こういう前提に立つて措置をいたしております。何よりも違ひます

ことは、今回の措置は、五十五年以降の負担をします金額を法的に明確にいたしました。ともかく、財政の状況や何やらの条件で変わるといふ事態はございしません。まさしく金額を幾ら幾ら、これだけ国は負担をする、こういうことを法的に明定をして国に責任を持つてもらふ、こういう体制をとつております。まあ、その点が大きな違ひであると思ひます。

○志吉裕君 ですから、私はいまの局長の話に逆を考へますと、少なくともことしの分は五十五年以降、金額まで書いて、きちつとめんどう見てもえらうな、めんどう見るような仕掛けにしましたといふことを逆に裏返しますと、実は五十年、五十一年分というのは、それに比べるとあやふやな要素が残つていますということになるので心配をするわけですよ。そうでしょう。いずれにしても、この及ぼす効果はほぼ似ているのに、一

方は法律に書いて制度改正と言ひ、一方は覚書を結んでそのまゝにして置くという、同じ効果を及ぼそうとするのに、そういう扱いの違つたものにして置くというのがどうも私にはわからない。それはともかく、いずれにしても、いまの局長答弁のように、五十年、五十一年分にはやっぱり幾らかあやふやな要素ありと。五十二年分はちゃんと法律に書いたから心配はないが、五十年、五十一年分にはあやふやな要素があるということになりますと、大臣、このあやふやな要素をいま一掃をしておくに、たとえばこの委員会なんかで責任を明確にしておくとか、そのときあなたが大

臣であるかどうかかわらぬが、それがほごにされるような事態に來たら、時の自治大臣はやめるとか、何かこうきつとした責任の態度、責任のとり方を明確にして置く方がこれは迫力があつていいですよ、いかがですか。

○政府委員(首藤義彦) あやふやであるかないかという御指摘につきましては、私ども、そのあやふやの意味によりまして、覚書そのものの考え方があやふやであつて、これが否定をされるという事態はもう起こらないと、こう確信をしております。

ただ、五十一年と五十二年の違いは、こう申し上げるとよろしいのではないと思ひますが、五十年及び五十一年の措置は、これに伴います償還費等を財政計画に見込みまして、その結果出ました財源不足額、地方財政の計画上の不足額、これを補てんをしていくという問題になると思ひます。その補てんの仕方をどうやっていくか、それはその当該年度ごとに検討をしていく。

ところが、五十二年の今とりました措置は、もう頭から幾ら国が負担をするということを決めてきておりますから、そのもう一つ前の前提でございします。それは、必ず出たもの、その結果において、その当該年度の地方財政計画に過不足がどう出てくるのか、これを算定をして、その出ましたものについてまた措置を考へていく、こういふことにならうかと思ひますから、一歩この確

定をしたより前の前提、こういうことに設定を法的にしてみました、この点においてずいぶん違っていると思います。

いずれにいたしましても、地方財政計画を当該年度ごとに策定をした場合に、財源不足が出ますれば、これを完全に補てんをしていくというのは自治省のこれは与えられた任務だと思っております。私どもはそれをおろそかにするようなことはゆめ考えたことはございません。どんなことをいたしましても毎年度の財源措置は適確にやっていますまい、こう思っております。

○志苦裕君 いや、自治省はゆめ考えたことがなくして一生懸命にやっているんだろけれども、大蔵に会ったと苦もなくひねられたりしていることだ、これはやっぱ自治大臣の首ぐらひはこの委員会に預けておいた方が迫力があつていいじゃないかと私は言っているわけですよ。大臣、方法は別としても、地方財政には支障を来さないというのが趣旨なんだから、おれはそれとおりがんばるよというのをこの間の委員会でも小山さんにも答弁されてはいますが、私のいま提起している問題も含めて、もう一度しかとした決意のほどを述べてください。それを私は担保にしたいと、こう思うんです。

○国務大臣(小川平二君) 五十年、五十一年度分につきましても、覚書の趣旨が余すところなく貫徹されますように、と申しますことは、地方財政の運営が阻害されませんように、自治省といたしましては必ず万全の措置を講ずるつもりでございます。

○志苦裕君 その次に、五十二年の地方財政計画のことを少し申しますが、率直に申し上げて、このことしの地方財源対策もそうですが、二兆七百亿円足りないということ、そう思い込んで、この二兆七百亿円地方財政が足りない、だからどうしよう、こうしようということを議論して、私たわけでありすが、率直に申し上げまして、私は、なぜ二兆七百亿円足りないのか、さっぱりわ

からんですね。二兆七百亿円が一体正しいものであるかどうか。あるいは地方財政計画の二十八兆何がしというものが、なぜ二十八兆八千三百幾らですか、のものなのか、こればかりはだれもわからない。だれにもわからないといつても、皆さんは知っているんじゃないかね。私は、これはど国民が――皆さんが二兆七百亿円足りないというから足らぬのかなと思うだけだ、これは。それで特に地方交付税もそうでありすが、この基準財政需要額その他を勘定するしちめんどろな、もう頭が痛くなるような数式なり数字がたぐさんありますけれども、あの数字だつて、何であの数字が出てくるのか、いろいろ皆さんの説明を読みますともっともらしいことが書いてあるが、しかし数字が納得できる根拠というものは別にない。しかし、最終的にはつじつまが合うようになっていますけれども、私は率直に言つてなぜ二兆七百亿円なのかさっぱりわからない。その限りにおいては、この財政を技術的に扱う、あるいはひねくり回す密書の作業というもののなかから毎年この種の数字が出てくる。当委員会等でも、あるいは私も衆参のいろんな記録なども勉強してもらいけれども、毎年の財源不足額がなぜそれが足りないのかというこの正当性についてはなかなか議論の対象にならない。そこで、この幾ら足りないというこの算出過程がもう少しオープンで、関係者も参加できて、関係者にもわかるという仕掛けはないものでしょうか。非常に素朴な幼稚な質問ですが、なぜ二兆七百亿円なのか。この数字が出るのにもう少しガラス張りで、なるほどそうかなと、で、しかるべき人も参加をしておるといふ仕組みについて、大臣、これはお役人の方じゃ自分がやっていることは何でもいと思つていますから、人はわからぬ方がいいなと思つておられるかしらぬのですが、これはやっぱもう少し政治家のレベルで考えますとまるっきりわかりませんか。おまえはばかだからと言われればそれっきりだけれども、大臣をうと思いませんか。

○国務大臣(小川平二君) これは決して密書の作業というふうなものでもございませぬし、中身を秘密にしておるわけでもございませぬので、何ゆえに二兆七百亿円という数字が出てきたのかというお尋ねがございませうれば、この場で当局から答弁を申し上げさせることができるわけではございません。

○志苦裕君 ちょっとその前に、それは皆さん、二兆七百亿円は幾ら入つてきて、幾ら出ていって、差額が幾らでというふうには仕掛けはわかるんですよ、私は。考え方としてわかるんですが、二兆七百亿円が正当だということをわれわれが検証する方法は、率直に言つていまの仕掛けの中にはないといふことを言つておる。その点について何か思いませんか。しかも二兆七百亿円の財源対策をいろいろ皆さんが政府内部でやりになつているときには、地方財政計画というふうなものが出てくるわけではない。政府の内部で、何だか知らぬがいつしか二兆七百亿円足りぬのださうだといふ話がある国民には伝わって、そんなものかなと、こう思つておるわけですよ。そのうちに、大蔵省などともつと減らせとかふやせとかいふようなことを言つておるうちに、これはありがちなんです、これは政治的に幾ら幾らと折り合いがつきますけれどもね。それで皆さんの方が二兆九百亿円だと言つて、何とか二兆七百亿円に追つた。これはわからぬわけじゃありませんが、実はその作業の編成過程を考えてみてください。二兆七百亿円足りないさうだといふのは、これは皆さんの内側でいろいろやつておるわけですね。自治体の直接の担当者とか関係者がこれに関与する仕掛けはないじゃないですか。そのことを私は言いたいのです。何かこの改善の余地はないですか。

○政府委員(青藤寛君) 私から申し上げますが、財源不足額が出てきます基礎になります地方財政計画の歳出の増加要因、これは先生御案内のように、財政計画そのものの中に非常に事細かに出してございませう。何が幾らか、何が幾ら増加したか、そういうことによつて歳出を見積もりました、それに対応して税収入そのほかの収入を見積

もつていく。その差がことしの場合は不足額で出てまいりまして二兆七百亿と、こういう数字になつておるわけでありませう。したがいまもちよつと二兆七百亿という数字は、ただいまもちよつと御指摘がございませうが、私どもが出しましたものを、大蔵省側でこれは多過ぎるの、少な過ぎるのと言つて、これを通常の予算のうちにちよつと切り査定をしたりますことはいいわけではございません。これが数字の内容は、給与関係経費それから一般行政経費、公共事業費、こういった各種の費目にわたつて細かに積算をします一定の積算の根拠なりルールがございませうので、それに基づいて率直に計算をしていく、こういう手法をとっております。

なお、こういった計画策定の経過における数字の状況等につきましては、もちろん地方六団体等とも十分連絡をとつておりますし、また、具体的に決まつてまいりますときには、私どもの組織としては地方財政審議会というものがございませう。そこにもおかけをいたしますし、そういうことをもちまして非常に客観的な理由のあるもの、こういう検証をしていただいておりますわけでございます。

したがいまして、御指摘のように、何か密室で適当につくつて数字のしりを合わしたのではないかと、こういうことは決してなつておりませぬので、御了承いただきたいと思つております。

○志苦裕君 私は、これはきょうは問題の提起だけ、いずれこの委員会ではこれらの問題については取り上げていきたいと思つておるわけですが、とすれば、話し合い、仕事の順序としては地方財政計画のようものが先に発表されておる、ああなるほど足らぬのかと、それでやつておるんだなというふうなことになるんですが、しかし、作業の順序というのは、表に出てくるものは財源不足額が幾らとか、ことしの財源手当額幾らというのが先に出てきて、悪いけれども、それとつじつまが合うように地方財政計画が半月ないし一カ月おくれ出てくるという作業順序になつていませぬ

か。これはどうですか。

○政府委員(首藤義君) 地方財政計画として細かな内容を策定をいたしましたものを国会に提出をいたしましたのは、これは国の予算が決まりました後かなりの期間が要るわけでございます。端的に申し上げますれば、公共事業の裏負担が幾らになるか、これだけお考えをいただきましても、これは財政規模にも影響しますし、収入にも影響いたします。そこで、これは国の予算が決まりました、各省ごとの割り振りが決まって、それぞれ負担率、補助率がありますから、それではじいて幾らになるということが正確に出てまいりませんと計画はつくり上げることができません。

しかしながら、全般的な財源不足額の考え方そのものは、たとえ総体的に把握をしますときには、公共事業は何%程度伸びるだろうという前提に立ちますと、裏負担がどのくらい伸びるだろうという見当がついてまいります。そこで、ここの二兆七千億が出てまいります経過も、中期見通し等では一兆九千億がしるしの不足でございまして、これが経過途中で六団体等と御相談しましたときには二兆前後になるのではないかと、こう申しておりました。ところが、公共事業がかなり伸びてきた、そのほかの要素がございました。結論的には二兆七千億になってきた。こういうことでむしろ不足額はふえてまいっております。そういう経過をたどっております。

したがって、この財源不足額を総体で把握をする場合には、その事態、事態に応じたいわゆる何と申しますか、推計、これも含めました手法で額が決まっております。地方財政計画の細かな内容をつくり出すのは、やはり予算そのものが具体的に端数まで決まっておりますとつくります。上げることができない。そういうことで、非常に形式的にござらなければ、地方財政計画が後から出てきてつじつまを合しておるとおっしゃるかもしれませんが、実態はいま申し上げたとおりでございます。

○志苦裕君 まあ率直に言って私はこれはわから

ぬから聞いているわけで、平均的な国民の感覚で僕は聞いているんだから、これほどわからぬ仕掛けはないというのを、ばかをさらけ出すようだが表明をしておいて、いずれこの問題はまた取り上げていきたいと思っております。

とにかく、不足額が出てきてしまわなければならない。二十八兆八千三百六十五億円の収支の見積もりが出てきておられるの目に見えるわけでありまして、果たして正当であるかどうかというものの検証もしてみなければならぬわけでありまして、一つ、二つだけ、ちょっと五十二年の計画について検証してみますが、まずこの職員数ですね、地方公共団体の職員数。これはいつでも実際ある頭数と三十万人違うとか、四十万人違うとか。皆さんの方は、いやそんなことはないだろう、大体規模は正などやってそんなに開きはないはずだと言者よりも四十万人も少ないとか、五人とか十人というのなら別だけれども、三十万、四十万、ちやんとしたい人間が三十万人、四十万人合わないというのでは、話としては過ぎて非常に不思議に思われるのでありますが、これとよく聞かしてくださいな。皆さんが持っている資料で一番最近の給与実態調査と、何かその種の調査で、実際には幾らいますか。この計画と見合、公営企業とかそういうものを除きまして見合、見合、頭数は実際に幾らいるのですか。

○政府委員(首藤義君) 五十一年の四月一日現在の地方公務員全職数二百九十六万人おります。これに對しまして、地方財政計画上の人員費のところに掲げた数字は二百三十万でございします。それから、給与費以外のところで掲げたいしております人員数、これが約二十一万人ございします。したがって、これだけの差がございします。実際の人員数と地方財政計画に取り上げた人員数との間には約八万人、これだけの差がございします。これは従前かなり大きな差があったのであります。これは理論的に詰め得るものにつぎましては全部これを詰めました。去年までに二十数万人、

二十七、八万だったと思いましたが、これを是正をいたした結果がこうなっておりますわけでございします。

この八万人ほどの差についてはどう考えるかという問題があるわけでありまして、これは、先生御案内のように、地方財政計画はいわゆる標準的な財政規模をとりまします場合の地方団体の財政のあり方、財源不足の状況、こういうことを計画をする仕掛けになっておりますので、非常にこの特殊の事情にありましますものにつぎまして、これは地方団体の財政の運営の実態、こういうものが別にあるわけでございまして、個々は財政計画には必ずしも全部取り込んでおりません。そういう観点から、この八万人ほどの差を見ても、たとえば義務教育の先生関係で、義務教育関係の国庫負担の対象外になっておりますような職員、これが二万人おりますとか、それから警察官の政令定数外の単独設置の職員がおりますとか、そういうものがありますととも、もう一つは、地方財政計画上、やはり国の定員削減の方向がございします。地方財政計画もいままでそれに準じまして、たとえば清掃とか、そういったたいにについては削減率を掛けておりましたが、一般率については定数合理化、こういう措置をとってきた分がございします。こういうものの差が約五万人ぐらゐるのではなからうか、こう思われておるわけでありまして、その分だけが現在のところ差になっております。

○志苦裕君 いや、それはあなた、いま局長のお話で二百九十六万人いるというんでしょ、五十二年四月一日に。計画に組んだのは二百三十万人というんですから、この差があなたこれ六十六万人でしょう。六十六万人のうちから、これ以外によそに組んでいるのが二十一万人というのだから、あとをすれば四十五万人合わないじゃないですか。

ございします。この計画に盛り込むべき性格の者は二百五十九万人。そこを言い落としましたので御指摘のとおりでございます。

○志苦裕君 そうすると、二百五十九、約二百六十万人。二百六十万人から二百三十万、それは八万人という計算になりますね。ところが、これがいつもこの数字が、一方ではやっぱり二十万人合わない、三十万人合わないと言っているですね。皆さんの方では八万人、八万人と言っているけれども、これは、たとえ五十年は十三万八千人、五十二年は七万五千人の規模は正を行いましたが、これは、さきも八万人の説明がありました。この規模は正はどうして行わなかったのですか。いづれにしても、いろんな理由があるにせよ、自治体にあたる方の数字で言えば八万人の人がいるわけですね。その分は、少なくとも決算をやってみれば、計画に比べてよけいな人が多かったということになるのかしませんが、多い人間というのは必要ない、ぜいたくな邪魔者だという考えなんですか。これはいかがですか。

○政府委員(首藤義君) ただいま申し上げましたように、地方財政計画の立て方そのものが、いわゆる標準的な財政運営をやりました場合の相対的な地方財政における財源の過不足、こういうものを測定するというのが趣旨に出ておりますので、非常に特殊の事情あるいは地方団体の独自の状況、こういうもので、実際に運営をされております財政運営のあり方とは若干その点で食い違ひ面がございまして、財政計画に見込みましたよりも入ると入金は多いとございします。地方債等におきましても入ると入金は多いとございします。歳出面もそれに対応して多いとございします。歳出面もそれです。そのような観点からいたしますと、これは公務員の人員数であります、毎年行われます調査によりましてものを分析をいたしまして、これがいま申し上げましたようなルールに乗ってくるもの、これはもう完全に措置をしたいということから従前ともこの定数は正をやつてきたわけであります。

す。ことは、あれを調べましたところ、ただいま申し上げました八万人については、先ほども申し上げましたように、義務教育関係の国庫負担対象外の職員であるとか、あるいは警察官の政令対象外の職員であるとか、あるいは定数合理化人員の差であるとか、こういったものでございますので、地方財政計画の修正をやる、こういうところまでには至らなかったわけでありまして。しかし、この点は、人員はまた今後とも公務員関係の調査そのほかで毎年の実態は明らかになってまいりますので、その実態を毎年分析をしながら是正をすべきものについては是正をしていく、こういう考え方でやるわけでありまして。

○志苦裕君 その点では、あれですね、いわゆるこの規模は正しいというのは、何か従来五年に一遍ずつだったんですか、それにはこだわらないでやっぱり臨機応変に実態の方がはつきりすれば是正はするということに理解をしたいと思いますか。

○政府委員(首藤義孝) それはそのとおりでございます。

○志苦裕君 いずれにしても、皆さんの八万人が私はいまにわかに正しいかどうかを検討する材料を持っていないのでありますから、これ以上議論はいたしません。ただ、自治体その他の言いつを聞きますと、二十万人もいるとか三十万人いるとかという何だかズバズバ開きになっておる、主張の食い違いがあることだけは指摘しておきたいと思うわけですが。

その次は、給与改定原資はどうなっていますか、ことは。

○政府委員(首藤義孝) 給与改定原資は、人件費の中に含んでおりますものは、五%のアップを想定をいたしまして人件費の中に見込んでございます。また、交付税を算定をいたします際も、人件費の中に当該分を見込んで配分をする、こういうつもりでございます。

なお、このほか、総合的な問題でございますが、今後の予想できない財政需要の増加、こういうものに充てますものとして三千五百億、別に予

備費がつてございます。これは財政計画に見込んでございますし、また交付税の配分上もそれに対応します額を前もって配分したい、こういうように考えております。したがって、もし五%のアップを見込んでございます人件費の額がこれで足りないということであれば、そのうち残りの分をこの予備費の分、こういうものも活用をしながら対応をしていく、こういうつもりでございます。

○志苦裕君 五%分で四千九十三億ですか七億ですか、このほか予備費で三千五百億ありますというところのようでありまして、これらは包括的に大臣から何っておけばいいのであります。地方公務員のいわゆる給与改定につきましては、いわゆる俗に言う春闘相場というのをおよそ出そろったようでありまして、いずれ地方公共団体の人事委員会等がしかるべき勧告を行い、自治体が決めていくことになると思うのですが、私は幾らになるかわかりませんが、財源が足りるのか足りないのかはいまにわかに即断できませんが、いずれにしても、給与改定原資については十分な保障は、保障措置は行うという御答弁をいただけますか。

○国務大臣(小川平二君) 国と同じ率の改定がでますように、原資についてはもとより十分の保障をいたします。

○志苦裕君 国と同じ率ですか。それは自治体ごとによってみないと、減るものやふえるものやあります。国と同様の措置というふうに考えてよろしいのですか、国と同様の措置。

○国務大臣(小川平二君) 国と同様の措置というふうに御理解いただきたいと思っております。

○志苦裕君 私は、当面の地方財政対策について、最後にちょっと大臣の見解を伺っておきたいわけでありまして、ことしのこの地方財政計画の策定方針をいろいろと勉強されてもらって、非常に特徴的なこと、強調されていることは、国と同一基調によること、景気の着実な回復に資すること、その資するための財源の重点的な配分を行う

ということが強調をされておるわけでありまして。私は、景気の着実な回復に資するために財源の重点的な配分を行う、実はこの文言に大変こだわっているのです。文章にこだわって枝葉末節のかしれませんが、景気の回復が目的であって、その景気回復に沿うように財源を支出をする、実はこういう議論の立て方というのは本末転倒じゃないのではありませんか。これはそういう文言になってますね。これは、たとえば3の(1)、「景気の着実な回復に資するため、住民生活充実の基盤となる社会資本の設備等投資的経費の充実を図る」、これは素直に日本語を読めば、景気の着実な回復が目的じゃありませんか。この考え方をちょっと聞かしてくださいますか。

○政府委員(首藤義孝) ただいまお読みいただきましたところの柱でございますが、その3のところに、「景気の着実な回復を図ることに配慮しつつ、地域住民の福祉の充実」云々云々、「住民生活の安全の確保等を図るため」と、こういったしております。これがあれでございます。もちろん地方行政でございますから、住民福祉、住民の安全、住みよい生活環境の整備、こういう具体的な施策を講じていくわけでありまして、国、地方を通じて景気の回復ということが非常に大きな課題になっておりますので、その回復を図ることにも協力をする、配慮しながらやっていく、こういう考え方でございます。

○志苦裕君 私は、どうもこの価値観が逆立ちしておる、この辺から問題が出てくるんだと思うのであります。あと、少し抽象的になりますが、事実予算配分のいろいろなパターンというのは、私は大まかに言って、いわゆる高度成長の山場だと言われた昭和四十八年の財源配分、財源ウェイトですか、という配分比率に似ているような気がするわけですが、それは、今日景気が悪くて、そのために地方財政がいろいろな意味での圧迫を受けて苦しんでおるといふ状況でありますから、またさる景気がよくなつてとんだ税金でも入ってきて、余りがたがた苦しめぬでもいいようにしたいとい

うその発想はわからぬわけではありませんが、大臣、景気をよくするという物の考え方をちょっと私お伺いしたいんですよ、自治体行政の上で。

私言いましたように、素人風に考えますと、昔、ちょっと景気がよくて地方財政もわりあい順当であつた。その後石油ショック等がたがたきて、入るべき税金も入らなくなつてずいぶん苦しい目に遭つていて、そこでまた景気をよくして、そんなに苦しまないでもいいようにしたいという発想だと、仮に仮定しまししょう。しかし、もう一方では、もう昔のような景気を考えちゃいけませんよ、高度経済成長時代のようにやたらと油断なめちやくちに使つて景気をよくするということのようなことは考えてもいかぬし、できることでもありませんと、福田さんは口を酸っぱくして言うわけ。昔のような景気回復を考えちゃいけませんという柱が一方にあり、もう一方では景気回復をしたい、そのために投資の重点配分をしよう、こう言っているわけ。これを両立をさせるとすれば、同じ景気が上昇するにしても、昔とおんなじ形の上昇は考えちゃいかぬわけですが、論理的に言えば、景気が減つてどれかがうまくいく、どれかが縮んでどれかがふくらむ、全体としてはいまより少しはよくなるというものでなければならぬはずですね、論理的に言いますとね。そのところが整理がつかないままに、ただ漠然とした思惑のようなお金の使い方をして、公共投資をだんだん盛んにして、昔のように景気をよくして税金が入ってくるようにしようというパターン、考え方だけで地方行政を運営してはならないもの、だというふうに考えるんですが、その点いかがですか。

○国務大臣(小川平二君) 今日経済の成長を抑制するさまざまな要因が出てきておる、これは申すまでもないことでございますから、かつてのような高度成長の時代が再現するということは期待すべきものではないと信じております。ただ、今日の地方財政の困難というものは、申すまでもなく長く続いた景気の沈滞の結果でございますから、

○志苦裕君 これは局長でもいいですが、私もう一言言いますが、景氣をよくして税収が上がつて、財政が少しでも楽になるようにと、こういう式の発想だけで公共投資に財源配分の重点を移すのは、地方自治体がいやというほど経験をついての間まで、いまでもしておる。景氣の上がり下がり、に自治体が振り回されてひどい目に遭うという、これをまたぞろ何の反省もなく繰り返すことになりませんか。とすれば、ある程度、ただ公共投資に財源配分の重点を移せというだけでなくて、従来の反省から出てきたものが何かなければならぬでしょう。そういうものについて地方財政計画には配慮がありますか。

それから第二番目に、国の景気政策それから地方団体のとりまます景気政策、これにはおのずから大きな差異がある。こういうことも御指摘のとおりでございます。これは、国の場合はかなり思い

それから第三番目に、ただいま御指摘のように、公共投資を増加することによって景気刺激をしていく、このやり方があるとしても、そのやり方、方法論、これが従前のとおりであつてはまいり方ではないか、まさしくそのとおりだと思ひます。私どもといたしましても、同じく公共投資を扱ひますにいたしましても、やはり現在住民が最も要望いたしております社会資本、生活環境面が主体になると思ひますが、そういうものをできるだけ増強していく、地方の単独事業を増強していく、こういうやり方をもつてこれに対処をしていくべきだと考えております。したがひまして、今度の地方財政計画中でも、たとえば下水道、住宅、こういうたぐいの社会資本、これにかなりの伸び率が見られております。単独事業におきましても、同様、生活環境施設を中心に増強を図つていくといったような財源充當のやり方を考えておるわけでございます。

○志吉裕君 いまの局長の答弁、その前にありました大臣の答弁、私は一応素直に承っておきますが、非常に大事な点でありまして、これは後ほどでも申し上げますが、私の問題意識というのは、景気の上がり下がりにより自治体が一喜一憂して振り回される、ここから何とか遮断をする方法がないか。最低限のこの自治体の屋台を運営をしていく財源構造は何かというようにことをむしろ考えて

当面の地方財政対策の質問は以上にしたしまして、二番目に、通告しておきました、さしずめ表題をつければ自治行政におけるたてまえと本音とといったものを少しお伺いをしておこうと、こう思うわけです。

私は、この委員会で初めての質問ですし、まだ勉強も不十分ですから、突拍子もないことをお伺いするかもしれませんが、平均的な国民の感覚で、初歩的な質問をしますが、大臣、自治省というところは一体何をするとお考えですか。

○國務大臣(小川平二君) これは申すまでもなく、民主主義の基盤であります地方自治というもの、が健やかに育っていくように必要な措置を講ずる、これが自治省の仕事であると存じます。この趣旨は、自治省設置法の三条に、「民主政治の基盤をなす地方自治」云々、「各種の制度の企画及び立案並びにその運営の指導に当る」と、これが自治省の基本的な任務であると心得ております。

○志吉裕君 もう一つちゃんと理解を承つておくわけでありますが、地方財政が危機だ、危機だと、

皆さんの方が言ったかどうかわかりませんが、一般的に言われているわけです。一体危機とは何ですかね。地方財政の危機とは何ぞや。危機の認識といえますか、これをちよっとお伺いしたい。

○国務大臣(小川平二君) 御承知のように、現在巨額の財源不足が毎年生じておるといふ状況でございます。かようなことでは地方行財政の運営に支障を来すということになりまするし、住民福祉

○志苦裕君 いま大臣からお答えいただきました自治省の目的といいますが、それから財政危機についての理解、認識というものを伺いました。で、これに沿って、私、起きておる幾つかの出来事がそのようになっていくかいかをこれから少し検証してみようと思うのでありますが、私は、大臣が最初にお答えになりました、自治省

民の要求に応じ切れないという状態はいま始まつたが、いずれにしても、この憲法の要請に基づいて地方自治の本旨と民主政治の確立に資するというこの自治省設置法の目的からいきまして、果たしてそのとおりに機能しているだろうか、公務員としてそのとおりに振る舞っているだろうかといふことについて私はげげんに思うことが幾つかありますし、さらに財政危機の問題についても、財源不足が出てゐる、財源不足のために住民の福祉が思うように自治体が機能できない、これが危機だ。しかし大臣、自治体が財源不足に悩んで住民の要求に応じ切れないという状態はいま始まつ

たのではないのじゃないでしょうか。戦後だけでもずっと自治体の歴史、足跡をたどってみれば、強い弱い状態は別にしても、慢性的な飢餓状態だったと言うこともできるのじゃないでしょうか。ここ二、三年、景気が振れが大きいものですが、その影響の仕方や体の感じ方の度合いはいぶん違いますけれども、仕組みそのものの、構造そのものとしてはやはり危機的な構造、一つどうか、景気が落ちると物すごいひどい目に遭うとか、ちよつと何かよくなるとちよつと息をつくとかということはあるにしても、構造的にはそう変化がないわけで、危機の温床というふうなものはずっとあったのではないのでしょうか。大きいから危機と叫んで、小さいときには黙っているか、にこにこしておるということからは、いわゆる経済

の変動に一喜一憂だけしておることからは、大臣お答えになった危機の克服策は生まれてこない。そういう経済の変動に一喜一憂をしなくてもいいような税財政構造を真剣に考える手を打つということが出てこなければ、これはあれじゃないでしようか、危機に対応していることにならぬのじゃないですか。したがって、危機の理解、受けとめ方も違ってくるんじゃないでしょうか。この点はいかがですか。

○政府委員(首藤義典) 地方財政が、戦後たゞいまに至りますまで、いわゆるいまだ飢饉状況というお言葉をお使いになりましたが、そういう財源不足感に悩まされてきておった、これはそのとおりであろうと思います。しかしながら、いずれにいたしましても、住民の行政に對します希望は非常に価値観の変動とともに多様化をし、複雑化をしてまいりますし、ますます増加をしてまいります。それにみんな対応できれば一番望ましいわけでありますが、これには財源が要ることであり、すので、国、地方を通じて全般としての行政需要のあり方、それとこれにバランスをする国民負担のあり方、これをどの限界に持つていくのかということが国民的な大きな課題であるかと思ひます。それは歳入は多いとはい、歳入は少ないとはい、結局つじつまが合わないわけでごさいます、この間の事情がどうあるかということでもあります。

全般的に申し上げますと、先生御案内のように、いま西歐諸外国と比べますと、わが国の国民の公的負担は著しく低うございます。租税負担も社会保険の負担もあわせて考へてみました場合には、もう非常に率的にも著しく低うございますので、こういう額をもつて行政を支えていくのにどういう工夫が要るのか。あるいは行政の増加を望むということであれば、収入面でどういうコンセンサスを獲得しなければならぬのか、こういう大きな問題があるかと思ひます。

それから第二番目に、国と地方を通じました財源はたゞいま申し上げたとおりでございますが、

国、地方との財源の分配のあり方でございます。この点につきましては、先ほど先生御指摘ございましたように、昭和三十年ごろまでないしはそれ以降しばらく、非常に大きな地方制度改正がございまして、地方の財政需要が増加をいたしました。が、これに對する財源配分がきつめて貧しかったというところが、昭和三十年代前半の地方財政危機の最大の原因をなしておったと思うわけでございます。そして、このときは国と地方との財源配分の比率は、税及び交付税を入れて地方財政が著しく少なくなつております。

これに對しまして、私もやはり制度的な改正が必要だということ、先生御案内でございます。しやうが、その後いろいろな税もつくりましたし、交付税率も引き上げてまいりました。ただいまの国と地方との税源の配分は、税、交付税を入れますと地方が五二、国が四八、こういうことになりまして、幾らか地方の方が多くなつてきておる、この事態までようやく立ち至つておるわけでございます。この点について、なお地方行政の占めるウェイトは高うございますから、もつと財源の増強を図つていくべきだと、こういう考え方にいたしては私も全く同感だと思つておるわけでございます。すけれども、いずれにいたしましても、先ほど申し上げたように、これから安定成長下に入りまして日本の経済社会下において、一定の国、地方を通じて公的な財源、これのあり方を想定をいたしました場合の行政のあり方、このバランスをどう持つていくかということをやはり今後は真剣に考へていかなければならぬ事態ではないか、このように考へておるわけでございます。

○志苦裕君 大臣答弁しましたように、現実確かに財源が不足しておる状態が続いて、その限りにおいては大変だと、危機だという意味はわからないうわけではあります。が、私はそのような危機の構造というのはいまの地方財政そのものに根深く存在をしておる。景気の上がり下がり危機が来たり、来なかつたりするのではない。いまの財政の仕組み、地方財政の仕組みそのものに危機の本

体があるのです。にもかかわらず、自治省は設置目的で言うような地方自治のいわば健全な発展といひますか、大臣の言葉で言へば、地方自治の本旨と民主政治の確立に資するに機能してないじゃないか、怠けてるじゃないかということ。私は指摘をしたいわけでありまして、私がむしろ危機だと思ふのは、そういう問題に有効な対処をしないで、逆に地方財政がなくて非常に困つておることを逆手にとつて、集権的な中央集権体制というものを強化をしていくことの方がよっぽど危機だ、財政を含めて、地方自治そのものの危機だ。今日財政が非常に厳しいということから出た。今日財政が非常に厳しいという本物の危機の方に進行するのではないかと心配を非常に私は持つてゐるわけです。そういう私の問題意識をまず提起をしておきまして、私は三つの事例を挙げてこのことを指摘をしたい。

一つは通達行政と言はれるもの、二つ目にはゆる天下りと言はれる人事を通じての統制、三つ目には、少し小さいですが、人事委員会という地方公務員労働者にとつてはスト権の代償機能——そればかりじゃありませんけれども、この人事委員会と言はれる特殊な機関に對する自治省の指導、干渉と言ひますか、この三つを例にとつて、私が先ほど申し上げた問題意識を具体的にしてみたいと思ふのです。

通達行政を私が問題にしますのは、特に最近、ここ四十九年の後半から財政はおかしくなつてきて、五十年、五十一年、今日ずっと非常に厳しいわけでありまして、いわゆる財政危機がなぜこういう状態に押し寄せたのだらうかという議論が四十九年末期から始まるわけでありまして、その当時、たとえばばらまき補正論であるとか、人件費性悪説だとか、さまざまな論議が、主として政治的な効果をねらつた宣伝戦としてまず登場をいたしました。これは自治省は関係なく、社会党とか自民党あたりがやつておつたのかもしれません。しかし、この政治的な宣伝戦を皆さんは行政手段を通じての通達という中にちゃんと取り込

んで、非常に中央統制を図るというまことに付からぬ挙に出たわけでありまして、いわゆる財政通達、次官通達と俗に言はれておるものにそういう効用を皆さんが持たせてきておるというところは私は非常に残念だと思つてゐるわけですが、いわゆる財政通達、次官通達と言はれるものの効力を持つ法的根拠は何ですか。

○政府委員(首藤義典) 毎年度の地方財政運営に關します次官通達でございますが、これは当該年度の地方財政に關係のある国の制度の改正等につきまして、当然これは地方団体に通知をしなければなりません。それからさらに、毎年度の地方財政の運営に當たつて特に留意をすべき基本事項、こういうことについても通知をしなければなりません。そういうものを示したものでございまして、法的根拠は地方自治法の二百四十五條、こういう「適切と認める技術的な助言又は勧告をすることができ」といったような規定もございまして、そういう趣旨も背景に置きながら、いま申し上げたように、諸般の制度改正をお知らせをする、毎年度の留意すべき基本事項をお知らせをする、こういう挙に出てるものであります。

○志苦裕君 通達の法的根拠は、自治法二百四十五條、組織、運営の合理化のための技術的助言と勧告、で、この通達は助言ですか、勧告ですか。

○政府委員(首藤義典) 先ほど申し上げましたように、通達の趣旨は、制度改正等について知らせる、それから基本的な留意事項を知らせると、こういうことでございまして、勧告というものは当たらない、こう思ひます。

○志苦裕君 そうすると、助言ということになりますね。

もう一つ聞いておきますが、そうすると、勧告を抜きますから、組織運営の合理化のための技術的助言とはどういう意味ですか。

○政府委員(山本博君) 技術的助言という文言と単なる助言とはどう違ふとか、いろいろ御議論があるところでございますが、まあいづれにいたし

まして、現在の地方自治法は、御案内のとおり、戦前の行政関係におきまますようないわゆる高権的監督といったようなものにとつていないわけでございます。権力的でない意味での助言といひますか、という関与であることは間違ひなからうと存じます。そのうちで技術的といふようなものは、結局のところ、ある一定の目的を達成いたしますために必要といたしますところの各種の手段、方法といったようなものを助言をし、あるいは連絡をすること、こういったようなのがこの技術的助言といふような言葉の中に入ってきているものだと存じております。

○志苦格君 私は法的根拠と、それからいままでの質問の中で、これは自治法二百四十五条に基づくどちらかと言つて助言であつて、その技術的な助言といふのは、いま言いますところの権力的でない、非権力的関与の態様であるという御返事でありました。まあ財政局長が言われましたように、制度改正を知らせるとか、あるいは留意事項を知らせるとかといういわゆる技術的な助言である。通達の内容がはつきりいたしました。

それにしては私は、いま手元にありますのは、ことしのやつは出ませんから、去年のやつをちよつと手元に持つておるのですが、去年のやつをちよつと読んでみますと、どうもいま局長がお答えになった性格とはちよつと違ふんですね。大分技術的な範囲を超えているようであるし、お知らせどころじゃない、命令みたいな内容もありますので、少しこの中をお伺いをいたしますと、私が指摘する項目全部答へなくてもよろしいのでありますが、たとえば財政健全化のための計画を策定して、当該計画に基づいて財政構造の健全化を図る場合には、五十年と同一ように地方債を弾力的に運営してあげますよ、たとえばこういう表現の仕方。図らぬ場合には面倒見ませんよというのとですね、逆に言えば、たとえばそういう条項。あるいはまた歳入のところあたりで、地方税のあたりに、「課税免除、不均一課税、減免等の措置については、法の趣旨に即して厳正な運用を図

り、他の地方団体の財政に及ぼす影響等にも慎重な配慮を加へ、濫に流れる」な。言うなら、人様ののは迷惑なことをするなということ、自主課税権といふものに對してはやっぱりこれは言及しておる内容になっておる。あるいは地方債のところも、あれこれ注文がついて地方債論がありま

すが、地方債の制限の事項。あるいは使用料、手数料などのくだりでは、ことは上げると、上げるように見込んであるからさつちも上げるといふに、これはお知らせどころの話ではない。あるいはまた、社会福祉と公共投資、極端に言えばお金の使い方を指図をしてある。どの事業にどういうウェイトをかけるかというの、自治体のむしろ裁量の問題であつて、ここに自治体のよさが出てくるわけでありまして。外側から見れば、何とあんな仕事にお金をかけて、というふうに見ても、それは自治体にとっては非常に大事な仕事であるのかもしれないわけでありまして、それを平均的に、どういう仕事がいい仕事で、どういう仕事は無駄な仕事で、どういう仕事はだめな仕事だといふふうに自治省が言う筋合いのものじゃない。

あるいはまた、地方公営企業のくだりに至つては、この財政通達が議会にまで助言をしておる。長と議会が一体となつて次のことをやれと、議会にも講釈をしておるといふふうな表現がある。そして何よりもこの歳入の給与関係のくだりになりますと、私はこれを読んでおつて、自治省が何か労使関係の直接の当事者の一方になつたのか、なにかという錯覚をするような文言の使い方は、団体交渉の相手か前について、それとやり合つてい

が、どうもこの財政通達と言われる依命通達、この次官通達は、私がいま幾つか指摘したような点で、冒頭に皆さんに確認を申し上げました通達の性格の範囲を超えてはいないかという気がするのですが、少したくさんのかを触れましたが、いかがですか。

○政府委員(首藤義君) 先ほど申し上げましたように、この通達の趣旨は、地方財政に關係のある国の制度の改正等について知らせる、それから毎年度地方財政運営に当たつて留意すべき基本的な事項、大きな事項、こういうことについて知らせると、こういう趣旨に出しておりますので、毎年度の地方財政計画等を策定いたしましたときの重点事項になりましたものであるとか、あるいは全般的な財政状況から、こういう点を考慮をしなければならぬとか、そういう点について触れて通達を差し上げておるわけでありまして。したがって、最初申し上げたいことは、これは何も地方団体に對してこの書いてあることを強制をするといひますか、個別の団体について、そういう意図に出ているものでもありません。

こういうところが大事なところですよ、こういうことをお知らせしておるわけでありまして。ただいまいろいろ御指摘がございましたが、地方税の賦課徴収の問題、これももちろん課税自主権は尊重すべきは当然であります。たとえば他団体に類を及ぼすというふうなことがあれば、やっぱりこれは地方財政全部としては困りますし、給与関係経費は非常に大きなウェイト、分野を占めておるものでありますし、使用料、手数料、受益者負担、こういったものもいづれも地方財政に大きな影響を持つ問題でありまして、当該年度の地方財政計画に平均的な措置としてどの程度までの歳入を見込み、どの程度までの歳出を見込んで組み立てられておる、こういうことを知つていた

し上げておる。何度も申し上げますが、このことが地方団体個別に、個々に対して、こういう具体的なことをやらないと、あるいはやっちゃうわけじゃない、こういう具体的な指示をしておるわけではないのであります。

○志苦格君 包括的に答弁がございましたが、私は一つ一つを確かめてはちよつと時間がありませんし、私がいま指摘をした幾つかの項目を私は例示をして拾ひ上げたわけでありまして、それは、いま局長がお答えになるように、制度改正を知らせるとか留意事項を知らせるといふような範囲を超えておるような気がするし、また、非権力的な関与の態様だといふにしては私は権力的な響きを受け取る側が持つ、そういう内容であるといふことをこの際包括的には指摘をして、財政通達にもちろん出なければならぬのでしようから、これはそれをやめるとか何とかといふことはやりませんが、十分ひとつ御留意を願ひたい。

とりわけ私問題にいたしますのは、歳入の給与の問題について少し中心にお伺いをしようと思つたのです。これは皆さんにすればあたりまえのことを書いておるんだということでしょう。これはまずいですが、これは適当でないですよといふことかもしれないが、この技術的な助言といふので、これは長野士郎さんの逐条解説を読みますと、技術的な助言といふのはこういうこととあります。技術的とは主観的な判断又は意思等を含まない意である。私は先ほど表現として、この項を読んでみると自治省が労使の一方の側に立つておるのではないかと錯覚に陥るといふ表現をしましたが、これはあれでしようか、私のそういう受けとめ方、これはもう明らかに主観的な意図、判断または意思等をすばりここに表現しておるんじゃないですか。技術的な助言の範囲を超えておるんじゃないでしょうか。この点いかがですか。

○政府委員(山本格君) まあ財政運営通達の中の給与の關係の部分につきましてはお話でござい

当然、先ほどもお答え申し上げましたように、権力的なものではない、非権力的な関与を認めた趣旨によりまして、地方自治法ないし地方公務員法につきまして、それぞれ技術的助言とか協力なりというふうな言葉が入っているわけであらうと思えます。そういう意味から申して、しかも技術的の特につけられている、ついでにというふうな趣旨からいたしまして、もちろんそれが自治省の恣意にわたるといふようなものであつてはならぬことは当然のことであらうと思えます。ただ、いざにいたしましては、自治省の手えられた任務といふことは、地方自治法ないし地方公務員法によりまして、給与の關係で言へば、地方公務員法に基くところの適正なる法律の運用というものが図られるということが何と申しまして、一番の基礎になることであるわけでございます。さういふ意味から申し上げまして、現実の給与につきましても、いろいろ行われておりますこと、そういうものが一体地方公務員法に定めておられますところの地方公務員の適正なる給与のあり方なのかというところにござりまするの考え方というものは当然出てまいります。それにつきましても、考え方というものは、その御説明もすることございまして、さういふような意味での法律はこういふ、その法律の中におきましますところのそれぞれの団体の給与行政というものの適正な運営というものが図られなければならないわけでございます。そして、そのための必要な助言というふうなものは、やるべきことが自治省としての任務であるということでございます。先ほど来おっしゃいましたように、両当事者、個々の団体におきましますところの労使という両当事者の中の一方に立つて物を申すというふうなことを考えているわけでは自治省としてはないわけでございます。

○志苦裕君 去年の文章でいいますと、「地方団体のうちには、昭和五〇年度の給与改定に際し、給与適正化のための努力を払った団体があるが、引き続き、昭和五一年度においても各地方団体は、次の諸点に留意の上、給与水準等の適正化に一層

の努力を払われたこと」、以下、国の給与水準との均衡を回復するように努めるとか、何々は完全に廃止をせよ、何々は違法支出のおそれが強いから支給は廃止せよと、こういうのは、私は包括的に適正化に努力をされたといふのは、これは包括的に適正化に努力をされたといふのは、これは適正化の範囲を逸脱しているとは思いませんけれども、あれするな、これするなというところになりますと、特に給与関係で言へば、地公法の五十九条、自治省の協力及び技術的助言というものが根拠になると思ふので、通達全体は、もちろん自治法のあれですけれども、これは私は、今校信雄さんといふ人の「逐条地方公務員法」というのを読んてみますと、ここでも、「技術的」という以上、主観的な判断または意思を含まない客観的な内容のものであることを意味しているのである。なお、本条においては行政官庁である「自治大臣」と規定せず、単に「自治省」と規定しているのは、本条に規定する職責が訓令権、監視権、取消権を含む行政官庁の監督権ではなく、国と地方公共団体との間の協力関係を内容とするものであるからである、特にこれはさういふ解説があります。とすれば、ますます、あれするな、これするな式の文言あるいはさういふ拘束を受け取る方が受けるような表現というふうなものには、これは自治省も十分に配慮をすべきものである、注意をすべきものである。どう考えてみても、私は、この自治法の考え方、精神や、地公法の考え方、精神から少しこの通達ははみ出している。

そこで私は思ひ出すのでありますが、二十六日のこの委員会におきまして、この通達をめぐって小山委員が質問をされましたときに、行政局長は、いや、あの通達というのは前からあったので、そんなに言っていることを変えたのじゃありません、ただ、ここ数年の財政の緊迫化とかさういふふうな環境の変化というものが、たとえ同じ文書でも強く当たったのかもしれない、言っていることは昔も今も変わらないんだと、こういう答弁をされてしまった。で、私もさうかなと思ひまして、古くからこの通達は出ているわけでありま

すから、ちょっと参考のために古くからの通達を私読んでみました。いま手元にはひょっとところ抜き書きしたものがありますから、昭和三十七年の通達、昭和四十五年の通達、それから昭和四十八年の通達、九年、五十年、五十二年とこう読んでみました。局長、同じことを言っています候じやない。まあずいぶん違うことを言っているわけですね。先ほど財政局長がお答えになりましたように、なるほど昭和の三十年代の後半ごろまでは、こういう点が変わりましたから御留意願います、こういう点はひとつ注意していきましようといふお知らせですね。相互の協力とか、さういふ範圍にこの文言もどまっていますと思うのであります。通達の性格が、ところが、四十年代へ入りますと、少しおまえの方は月給が高いぞというものが、四十年の半ばごろから出てまいります。そして、五十年代へ入ると、もうけしからぬぞというわけで抑え込んでしまふというニュアンスに、こう響いていくわけですね。私はこの通達全部読みまして、これは言いたいことをこれだけの通達に全部書けるものじゃないでしょう。でありますから、時々強調したいことにスペースを割く、大事なことだけれども、何もことし強調せぬでもないといふようなことにはわりあいスペースが薄い。これは当然さういふ性格を持つと思ふんですよ。でなければ、こんなに厚い通達を書かなきゃいかぬですからね。で、いいんですが、強調をする意味はわかりますけれども、それにしても、この給与に関する項は強調の度合いがきつ過ぎるという感覚を持つんです、私は。その点やっぱりことしあたりは改善されたいかがですか。

○政府委員(山本博君) 確かに私、先般さういふ御答弁を申し上げましたし、まあ財政運営通達といたしましては、ただいま先生御指摘のとおりで、その時々非常に問題になります事項に重点が移る。地方公務員の給与の問題といふものは、やはり四十年前後からいろいろと芽が出てきたといふようなところからいたしまして、ただいま御指摘のようになつてきていますと思ふ

わけでございます。ただ、地方公務員の給与制度そのものにつきましての考え方というものは、実を申し上げますと一つも基本的には変わっていないわけでございます。公務員法に定めますところの給与の諸原則というものはあるわけでございます。そして、その諸原則に照らしておかしくないことをやっていたらいいというところは、これは公務員法をおおきかりしているものといひまして当然の責務であると存じております。まあ、そのおかしくない状況というものが崩れてきたときにやはり問題が起こってくる、これはやむを得ないところであらうと思ひます。

さういふ意味で、確かに財政運営通達の文言といたしましては、御指摘のとおりと存じますけれども、給与の方をあくまでおろします公務員制度の方としての考え方から申せば、最初から一つも変わっていないといふことを申し上げざるを得ないわけであつたわけでありまして、さういふようなことではございますが、財政運営通達といたしまして、どういふかこうにするかは、本年度のこれはからのことではございますと存じておりますので、よくよく内部でも検討させていただきますと思ひます。

○志苦裕君 本年度の通達——過去の通達を云々しても始まらぬわけでありまして、私は若干時間をかけて、どうも皆さんの通達が少し出過ぎているのではないかと、物事を強調する余りに、少し言わなくてはいいことまで言っているのじゃないかという私の感覚をそのまゝ表現しているわけですね。これも二十六日の小山委員と皆さんのやり取りの際にも、大臣からも、お説の趣旨はよく理解をいたしていきましようという話もありましたから、それでよろしいやうなものであります。しかし私は、たとえば、これは五十年からあつたんです、自治体であるのときに、たとえば労使が給与を決める、ところが、住民の直接請求とか、あるいは議会の審議の中で労使の話がついたことがひっくり返つたり、そのことがまた発端になつてちよつと混乱をきたすような出来事がありまし

たね、一時期。で、円満に物が決まりつくという意味では望ましいことじゃないのであります。が、皆さんはそこに目をつけて、逆にそこに目をつけて、政令の一部まで改正をして、この通達で言うところの歳出、給与費の四項で言っているような、給与関連議案について議会の十分な審議が行われることにより、住民の認識を得る目的をもって、給与説明書の様式が変わりましたから御注意願います。まあ住民に絶えず認識を持ってもらって、十分な審議が行われるということをお私に否定しません。そのようなものがないのであれば、ほかにもっとも住民から知ってもらわなきゃならない、手続を定めなきゃならぬ問題も幾つかあるでしょう。しかし、皆さんは、ある一つの意思をもって、これは明らかにある一つの意思をもって政令を変えて、政令が変わればそれは通達にお知らせとして載せなきゃならぬから、通達に載ったことを私は否定しません。しかし、そうまでして、いわばこの賃金問題を強調した時代があった。これは事実でありますから、私はいまここでいい、悪いは触れませんが、そのことが、実は起こらなくてもいい地方行政の運営の混乱やあるいは労使間の円満な関係というふうなものにずいぶん支障を来したという事例もないわけじゃないわけですよ。私は、それらのことをいろいろと考えてみて、私の言っている意味はもうおわかりだと思っておりますが、ことしの通達はトーンの上でもやっぱり十分な配慮が加えられるべきであると考えておりますが、主張するんですが、これはもう少し皆さんの方で具体的な答弁ができませんか。

○政府委員(首藤義君) 通達の趣旨は、先ほど申し上げましたようなことでございますので、地方財政に重大な影響を持ちます各項目、これにつきましても、やはり通達の内容としては触れていかざるを得ないと思っております。その意味では、給与関係経費、歳出中の大変大きな割合を占めておるのでございますので、やはりどうしてもこの適正化、合理化、これを図ってほしいというふうなことは触れていくつもりでございます。まあいろいろ御指摘がございましたし、また事態もいろいろ変遷をしましておりまして、五十一年度に書きましました通達のそのまのまのうでもとかく通達せざるを得ないと、こういってような考え方は持っておりません。事態の変遷等に依りて適正な、適当な通達、こういうことをこれから検討してまいりたいと思うわけであります。

○志吉裕君 事態の変遷に応じて適当な通達にしたいという表現でありますから、私はもうこれ以上はあれであります。いざいざにしても私は、まず大前提としては、この通達全体の表現の仕方やそういうものにやっぱ慎重な検討が加えられるべきである。かりそめにも受け取る方がそこから権力的なおおいをかき取る方がないように、これはやっぱり慎重に——自治省本来の目的がそれなんですから——ということを要望をし、さらに給与関係については、いま局長からも答弁がありました。まさに事態の変遷に応じて、ひとつ、そうとげとげしないような取り扱いを要望したいわけではあります。これ、包括的に大臣からひとつ。

○国務大臣(小川平二君) 通達を出します趣旨については、先ほど財政局長からお耳に入れたとおりでございます。従来の通達がこの趣旨を逸脱するものであると私も私ども考えておらないわけでございます。また給与の問題につきましては、これは法律の定める諸原則に従って適正に決定するべきことを求めるということとは、これは自治省の主観とか恣意ということではない。むしろそういうものをいれる余地のない問題だと存じておりますから、今後もしそういう要望はいたすわけではございません。

しかし、いろいろこの問題につきましても過般来御注意をいたしておられますので、表現等には十分留意をいたしまして、不必要に刺激的な文言というふうなもの、さようなものはないと考

ておりますが、ありますれば十分注意をいたします。また、思わざる誤解を生むような表現にわたらせんように十分注意をするつもりでございます。

○志吉裕君 再度申し上げておきますが、たとえば三十七年の通達には、——行政局長、あなた昔もいまも同じと言われども、三十七年の通達にはないですよ。頭数はこれこれこれの勘定をしましたというふうなことは載っています。しかし、いま私が少し時間をかけてやりとりをしたくだりについてはありません。次いで四十五年、四十五年にくると包括的に触れてます。先ほど行政局長が言葉のまぐらで言いましたね、適正な運営にしてくれとか、そういうものは包括的に述べています。述べているんですが、はしの上げおろしで事細かにつべこべ言うような文言にはなっていない。このトーンというものは、四十七年に給与の適正化通達が出まして、四十八年にはその適正化の通達に基づいてやりなさいというふうなことで、通達そのものには(何)(何)(何)なんていうようなことは別に載っていません。それ以降になりまして、(何)(何)(何)がついて細くなるわけでありまして、私は歴史的に見ると必ずしも同じ表現の仕方をしているのではないということ念のため指摘をしているわけですね。ですので、余り刺激的な無用の混乱が生ずるような、権力的なおおいをかき取るような文言のないように重ねてこの点は要望をいたしておきます。

その次は、人事委員会への関与ですが、これは私は多くはもう申し上げません。自治体一般に対して技術的な助言を行うというところは結構ですが、同時に同じことをたとえば労働条件の問題等について言う場合、自治体の当局者に言うのさえも私はいろいろといま注文をつけたわけですが、ましてや人事委員会に言う場合にはもっと慎重にしなければいけない。労使が話を決めて決めるという一つの交渉の仕掛けはありますけれども、しかし、地方公務員の場合には人事委員会が法に基づいていろいろ諸条件を勘案して勧告をする。た

まえから言えばそれを条例に決めてもらって職員の賃金が決まる。であります。この人事委員会には余り労働も使も、極端なことを言えば余りつべこべつべこべ言うべきじゃないというたてまえがあってもいいわけですね。その考えから言っても、私は、人事委員会の局長を集めて、この四月十五日の自治日報という新聞によると、きょうは来てないのかな、この石見というんですかね、石見公務員部長それから石山給与課長の二人が集めて何か訓示をしているんです。特にこの石山給与課長の言っているのが、これが事実とすれば、これは極端に言えば、去年は高かったからことしは安くせよというふうな、これはずいぶん高いところもあるぞと——よいいなお世話ですよ、こういうことは。こういうことまで言っていることが報じられているじゃありませんか。これは私はもってのほかだと思ふんですよ。期せずしてこれ一方は石見で、一方は石山で、どっちも石がつく。相当これは石頭なんだ。人事委員会への技術的な助言は地方公共団体の当局に対するよりも慎重に振る舞うべきだ、この点はよろしいですか。

○政府委員(山本博君) 人事委員会というものが、地方公共団体におきまして専門的な人事機関といたしまして地方団体の議会とかあるいは長から独立性が保障されておる、御指摘のとおりでございます。ただ、人事委員会といえどもその権限の行使というものは、当然のことながら地方公務員法、法律の範囲内にとどまっております。法律のもとにおいて行われるべきであるということもまた当然のことでございます。そういうふうな意味合いからいたしますと、地方公務員法が予定をいたしておりますところの給与決定の原則というふうなものにつきましても、いろいろと人事委員会につきましても、国と地方公共団体の一般の関係という範囲内におきまして、自治省としていろいろと助言をするというふうなことは、これはまた許されるべきものだし、当然のまた自治省としての責務の一つと、これはそう思うわけでございます。

先般、人事委員会の事務局局長会議を招集いたし

社会福祉について申し上げますと、予定といたしましては、五十二年において財政需要額に換算して四千二百八十四億円の算入を予定しております。この額は、前年度に比し一三〇の伸びになります。それから教育費につきましては、教育水準の向上を図るために、小中学校費等について、それぞれ単位費用の内容の充実あるいは事業費補正による算入額の増額等を予定しております。これによりまして、五十二年の小学校関係の基準財政需要額は二兆二千六百六十四億円程度を予定しております。この額は、前年度対比では一・六〇の増になります。このほか、各種の公共施設の整備のための投資的経費の増額等を予定しております。これは率で申しますと一八・八〇程度の増を予定しております。それから過疎対策では、全体で二・三〇以上の増を予定しております。また救急医療では、関係経費の充実により基準財政需要額を一・七〇それぞれ増額すると、このようなことを予定しております。これらが、要綱に述べております事柄の具体的な内容であります。

○井上吉夫君 いま石原審議官から説明があった数字は、都道府県分と市町村分を全部合算した数字ですか。

○政府委員(石原信雄君) 全体を通じてでございます。

○井上吉夫君 きょうは時間がありませんので、毎年の数字の変化、そのとらえ方ということを追っての御質問は、また別な機会にいたしたいと思います。

そこで、第二番目の質問に移りますが、基準財政収入額の算定において、道府県民税、市町村民税の所得割について精算制度を導入することにしたいという、これを制度改正の一つとして説明されておりますが、これの具体的な扱いなり、あるいは従来のやり方との違い、そういうものがどういう形にあらわれてくるか、具体的に説明をしていただきますか。

○政府委員(石原信雄君) 従来、基準財政収入額の算定におきましては、法人事業税あるいは法人住民税の計算について、年度により非常に増減が大きいということで、精算制度が設けられております。で、所得割につきましては従来は精算制度がなかったわけでありまして、最近の傾向を見ますと、所得割の中でも、分離課税所得に對して課税される住民税の所得割につきましては、やはり年度によってかなり大きな変動があるというところで、地方団体からも何とかその辺を調整してほしいという要望がありましたので、この機会に、従来の法人関係税に加えて所得割のうち分離課税所得について精算制度を新たに導入したいと、これが改正の内容でございます。

○井上吉夫君 次の質問に入りますが、老人医療無料化についての交付税措置、昭和五十二年度においてどのくらい見込んでおられるのか。さらにこのことにつきましては密度補正を適用しておられるのでありますけれども、その基礎数値である高齢人口については、五年刻みで、たしか四十五年の国勢調査の数値を使っておられるのでしょうか。本年度の人口の数値の取り方は、昭和五十年の国勢調査の数値をできるだけ直近のやつをとらえるというところの方が実態に合うと思うのですが、五十年の国勢調査の数値を使うことによつて必然的に数値も大きくなるというぐあいに思うわけですが、この扱いは五十二年の交付税算定についてどういう扱いをされますか。

○政府委員(石原信雄君) 老人医療費につきましては、その自己負担分を公費が肩がわりするという制度になっておるわけでございますが、そのうち、この公費立てかえ額が五十二年の場合は三千三百八十億程度になるものと見ております。この額については、その三分の二を国庫が負担し、三分の一を地方が負担することになっております。また、地方の負担額は千二百二十六億円になります。これはそれぞれ道府県と市町村が折半になります。これをそれぞれ道府県及び市町村分の基準財政需要額に算入することになっております。

それから、ただいま御指摘のありました、老人医療費に対する地方団体の負担額の基準財政需要額の算入に当たりますのは、測定単位の数値として人口を用いているわけでありまして、総人口の中に占める老人人口の割合が団体によって差がある。特に一般的な傾向として、田舎の団体ほど老人人口が多いという傾向があります。これを基準財政需要額に反映させるために密度補正を適用しているわけでありまして、この密度補正は現在のところ昭和四十五年国勢調査人口を使っておるわけですが、御指摘のように、この人口統計に限らず、測定単位の数値あるいは補正の数値はできるだけ新しい統計数値を用いることが望ましいと考えるわけでありまして、この老人人口につきましては、ただいまの見通しとしては、五十二年の七月ごろになりますと五十年国勢の結果が判明するということになりますので、本年度の交付税算定には何とかこれを間に合わせたい、たぶん間に合うのではないかと、このように考えております。

○井上吉夫君 いまの御説明で七月ごろ五十年国勢が正確になるであろう、公表されるであろう、そこで今年度のやつに間に合うであろうというところでしたが、第一期の配分というのは、これが通りさえすればできるだけ近く処置するわけでしょう。そうした場合に、それは二期以降の配分金の中でのいまだ言われたような五十年国勢の数値が取り入れられて再計算なりされるということなんですか。具体的にどういう形になりますか。

○政府委員(石原信雄君) 五十二年の普通交付税の決定は、御案内のようにことしの八月三十一日までに行うことになっております。実際の算定作業は、法律を御承認いただきますと準備に入りまして、実際の作業は六月下旬から七月、八月月上旬にかけて計算作業をするわけでありまして、したがって、ぎりぎり八月上旬までに数値が確定し、確認できれば本年度の本算定に間に合うということ、五十二年の七月ごろに結果が判明すれば

本年度の算定には間に合うと、このように考えておるわけでございます。

なお、この四月の交付税の概算交付あるいは六月の概算交付につきましては、五十二年の算定結果を待たずに、言うなれば五十一年度の算定結果に交付税総額の増減率を乗じたものの四分の一ずつをそれぞれ概算交付するというやり方をしておりますから、この数値が七月に判明するということは直接関連は持っていない、このように御理解いただきたいと思っております。

○井上吉夫君 別な質問に入りますが、御承知のとおり、民生委員というのは、児童委員を兼務しながらそれぞれの地域における生活困窮者の保護、救済のために非常に大きな機能を果たしているわけでございますけれども、本来言うなればボランティア活動的なそういう位置づけがされれば、民生委員の手当についてはきわめて低い金額しか措置されていないというのが長い伝統だと思います。しかしながら、実際民生委員の皆さん方が活動する分野なりあるいは費やす暇なり労力なりというのはかなり大きなものがあることを私は承知をいたしております。で、現実に各市町村等で民生委員の手当を決める場合は、恐らく通例でもそうだと思うのでありますけれども、一体、基準財政需要額の中にどういうぐあいに見込まれておるかという、そのことがおおよそ目安になって各町村等の民生委員の手当を決めているということが実情だと思ふんです。繰り返すまでもないことでございますけれども、地域住民の福祉増進のために果たしております、あるいは相談活動であれ指導活動であれ調査活動であれ、非常に大きなものがあるわけでございます。どうしても民生委員の力をかりなければいけない分野というものが、実態問題として本場に細かく目が届くというところのために欠くことのできない方々だと思うわけでございます。しかし、五十一年度の交付税の際における民生委員手当については一万三千五百円というところで積算されていたと思うのであります。

けれども、五十二年度についてはこれをどういうぐあいに算入しようと考えておられるか。

なお、中身についてくどくど申し上げませんけれども、母子相談員であるとか家庭奉仕員であるとか、これらの方々がいますと申し上げる役割りについてでもまた申し上げるまでもないことだと思ひます。これも母子相談員手当については、五十一年度は五万四千五百円、家庭奉仕員については七万九千円が見込まれておったと思うのであります。いま申し上げました民生委員の手当なりあるいは母子相談員あるいは家庭奉仕員の手当について、五十二年度はどういふ数値を持つてどうと考へておられるか、御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(石原信雄君) 民生委員でありますとかあるいは児童委員、母子相談員、家庭奉仕員、こういったいわゆるボランティア活動をお願いしている方々に対する手当というのを、実費弁償といひましようか、こういったものをどの程度考へるべきかということについては、いろいろ御議論もあり、先生御指摘のような御意見もあるかと思ひますが、これまで最小限度実費は措置をするというような考へ方に立つて手当等が定められております。民生委員につきましてはただいまお話しのように、五十一年度におきましては一人年額一万三千五百円ということで交付税の積算を行つておりますが、五十二年度におきましてはこれを一万五千円、率にしまして一一・一%の増であります。一万五千円に引き上げるという前提で単位費用を積算いたしております。なお、民生委員はおむね児童委員を兼ねられる方が多いわけでありまして、実際には、児童委員手当と民生委員手当は同額になっておりますので、両方合わせますと三万円の手当が財源的に措置されたという形になるかと思ひます。それから母子相談員手当につきましても五十二年度におきましては五万九千円、率にして八・三%の増を予定いたしております。それから家庭奉仕員の手当につきましては八万四千円、率で七%の増を予定いたしております。

す。なお、これらの額を定めるに当たりましては、それぞれ関連する国庫補助単位のバランスなどを考へてこのように単価を決めて単位費用の積算を行つた次第であります。

○井上吉夫君 なお、要綱二の(四)に、本年度財源対策債の償還費を設けたというくだりが書いてあります。昭和五十一年度における投資的経費の地方債振りかえ措置として、たしか一兆二千五百億円の財源対策債が発行された。これに対する元利償還金を基準財政需要額の中に算入するということと、このための措置だと思ひわけでございますが、具体的にはこの五十一年度に財源対策として一兆二千五百億円の地方債発行によつてどうやら地方財政を賄つてきたという、去年もおとしもいろいろ議論されたことでございまして、地方財政というのが国税三税の三三%ではどうしても足りない。そのしるぎとして、去年は去年なりに、これはことしなりの措置というものが講じられたわけでございます。そして、その間の一貫した議論は、本来ならば将来の償還等について完全に安心できる、そういうものが地方公共団体としても一番望ましい、そういう意味から見て率の改正もあつて考へなければならぬのじゃないかという議論が本旨だと思ひます。したがって、この元利償還について、いま言つたように、本来、場合によつては率の変更をしても地方の財政運営が将来にわたつて安心できるというところにあると思ひます。この一兆二千五百億の元利償還については、当年度に措置できないために財源対策を振りかえて地方債によつて賄つたわけでありまして、本来、金額をめぐらして見てもいいというものが当然の地方公共団体の望むところだと思ひわけでございます。そういう立場に立つて考へながらこゝしの新しい財源対策債償還費というのを新設された。その具体的な内容は、一体どういふ金額として充てられたかということを知ることによつていま申し上げました所論に立つた判断ができると思ひます。

で、ひとつ御説明を具体的にお願いを申し上げます。

○政府委員(石原信雄君) ただいま御指摘の、投資的経費で地方債に振りかえられた額一兆二千五百億円につきましては、その振りかえの経緯、振りかえの趣旨等を勘案いたしまして、このうちの四千五百億円については、従来交付税の計算上包括算入という形で財源措置がなされたものを各団体に地方債という形で財源措置したものであります。それから、その元利償還の全額を交付税に算入すると、実質的に地方公共団体としては交付税で財源措置されたと同じような効果が出るようにしようということ、その全額を算入するという考へ方に立つて今回の改正をお願いしているわけでありまして、

それから、八千億円につきましては、従来、各費目において個別の事業の財源として交付税によつて措置されたもの、その中身は単位費用で措置されたものもありまして、事業費補正として措置されたものもありまして、これらにつきましては、これが従来どおり交付税で財源措置された場合と実質的に異同を生じないようになすという意味で、たとえば義務教育施設整備事業費でありますとか、清掃施設整備事業費などにつきましては、従来の事業費補正で算入されていたものを起債の充当率のアップという形で振りかえたわけですから、その振りかえ額は同じく全額元利償還を行うという考へ方に立つております。

また、港湾費、河川費等につきましては、従来事業費補正で財源措置されたものが、起債に振りかえられる際に実質的には起債の充当額がより多くなる形で振りかえられておりましたので、この点については、その理論計算いたしまして、元利償還額の八〇%を算入することによつて、従来の事業費補正によつて財源措置されたものと全く同じ効果が生ずるという考へ方のもとに、これらについては元利償還額の八〇%を算入するという考へ方を考へております。

これは従来のように交付税で財源措置がなされた場合と実質的に各団体の受ける影響が変わらないようにしようという考へ方でそれぞれ算入率を設定いたしておる次第であります。

○井上吉夫君 後段に大変細かく言われたことは、もうお互いにお互い突き合はせながらやらなくとも、いま言われたように実質上八〇%の措置によつて従来と変わりはない。その根拠は、従来よりも充当率を上げたということによつて操作されると同じ効果を発揮されるということでございます。で、承つておきますが、その細かいことはこのやりとりの中ではなかなか明らかに理解がしにくいので、いづれ機会を見てお尋ねしたいと思ひます。

最後に、従来からしばしば議論をされてまいりました交付税率の変更の問題に關連をいたしました。今回交付税率の一部改正の審議に入りましてから、すでに過級の委員会で質疑応答があつたわけでございますけれども、これは、毎年地方財政が現行の交付税率をもつてしてはどうしても足りないというところが、一年ならず二年あるいは三年と継続するという状態にあるわけでございます。で、交付税率の六条の三の二によつて、率の変更を含めて考へる必要があろうということにはしばしば議論をされてまいりました。そして自治省側の答へとしては、この答へは表現のいささかの違いはあるかもしれませんが、五十二年度あたりは率の変更も含めて考へざるを得まいという意味の答へがあつたと私は記憶をいたしております。

また、今年の措置については、いろいろな経過を経て九千四百億の借り入れを含めて二兆七千億の財源不足分を手当てをするにいたしました。ことであつて、いわばきわめて順調な経済運営という姿ではないいまの状況の中で考へる場合は、かなり短期的なものであるかもしれぬけれども、やっぱり制度の言ひなれば改正であるという意味の答へをしてこられたと思ひます。その過程におきま

して、自治省自体としては、ことしの予算を決める前段階において五%の率のアップというものをもち込んで大蔵との交渉に入ったという意味のことも過般説明があったと思います。

そこで私は、一体その五%アップという場合に、当初要求を自治省として考えられた根拠は一体何なのか。そして、それが九千四百億の借り入れを含む措置によって今回の措置を決められたわけですが、そのことについては、その後、その後の答弁によって、これはもうやむを得ないというよりも、ある意味ではむしろ現状のように経済の流れというものが、ちょうど安定成長への切りかえ時期であつて、この辺の見通しが十分立たないという、それは地方だけの問題じゃなくて、国の財政というものも非常に厄介な八兆円余りの国債に依存しなければいけない状態である。そのことを思い合わせるといって、いま率の改正という形で答えを出すよりも、当面提案しているような形の措置が言ふならば妥当であるというぐあいには答えられたとは思ふんです。経過過程と最後の答えとの間に違ひが出てきた。もちろんそのこともあり得ることだと思ひますので、その両者の相関関係ですね。一体、五%の率アップというのと今回の措置との結みにおいて、数値的にどういうぐあいに変化しながらこういう措置に移つていったかということとをまずお伺いをしたいと思ひます。

それからもう一つ。もう私はあんまり時間をとらずに終わりたいと思ひますので、もう一つ。いま言ったような経過を経てことしの答えを出され、しかも最初の持ち出しは別にして、最終的には自治省としてもやむを得ないという表現よりも、むしろいまのような国全体の、地方をひつくるめる財源の状況から見れば、むしろこういう措置が妥当であるというように認識に立つておられるようでございますので、一体その率の変更という物の考え方とらえる場合に、六条三項の2のとらえ方というのは必ずしも率の変更だけを畫いてないことは十分承知しているつもりでございます。

けれども、去年も率の変更という問題も十分議論の中にあり、自治省としてもそのことも含めて考えていきたいということもあつたわけでございますから、現段階において率の変更を考へるという状態は、一体どういふ状態の場合を指して言うのか。非常に国全体が財源に苦慮している、そういう状態でありまして、率の変更というのをいまの時点で措置するということよりも、とりあえず現状に見合った地方財政の措置を不自由のないようにして、そしてその償還かれこれについては、後年度の基準財政需要額の算入等で考へていく方がむしろ妥当であるというぐあいに言つておられるわけですから、将来、四十一年以来変更を見せたい率の改正というものが、具体的に答えを引き出せるという、そういう状態は一体どういふ形になつたときであらうかということも、皆さんの方ではつきりとした見解をまとめておかれる必要があると。たとえば、赤字国債の発行というのがなくなつたという状態なのか、あるいはそれがきつめて見通しが明らかになつたという状態なのか、あるいは建設公債も含めてその公債の比重と、あるいは大蔵のこのぐらになつたときであるとか、そういう細かい数字は別としても、基本的考え方、一体どういふのかということ、この機会にお伺いをしておきたいと思ひます。

○政府委員(宮藤義秀) ことしの地方財政に対しましては、たゞいま御指摘をいただきましたとおり、いささつをたゞつてまいつておりました、五十二年度においては、五十年以降三年間も続きまして非常に大幅な財源不足が生じます。そこでまず私どもとしては、税財政を通じての制度の改正ということができないかと、こういう希望を持つたわけでありまして、税制改正等につきましても、いろいろな案を税制調査会等にもお願いをしてみたいわけでございます。しかしながら、ただいまのような経済情勢ないしはそのほか諸般の理由から、なかなか税財政制度の抜本的な改正がすぐにはできないと、こういう見通しが秋過ぎにだん

だん見込まれるようになってまいりました。

そこで、第二の段階といたしまして、交付税率の五%のアップ、これを含みます財源対策措置を大蔵に要求をしたと、こういうことでございませう。この五%の要求の基礎でございませうが、御承知の去年つくりました地方財政の中期試算見通しでございませうが、これによりまして、先生御案内のように、国、地方を通じて、国民の租税負担率の三%のアップを見込んで昭和五十五年度までに赤字財政から脱却をしようと、こういう試算であつたわけでございますが、この三%の租税負担率のアップというものがなかなかむずかしい事、これを前提にいたしまして五十二年、五十三年、この両年度に、この中期見通しに試算をいたしました租税負担率のアップ、これが行われな場合の地方財政への影響、これを交付税で少なくとも賄つてほしいと、こういうことがつたわけでありまして、具体的に五十二、五十三の税制改正なかりし場合の地方財政への一般財源の影響の加重平均額、これを現在の国税三税で割り返しますと、五%という率が出てまいりますので、一応それだけは交付税という形の一般財源で付与をしてくれなかつた、こういう要求を第二段階として持ち出したわけでございます。

しかしながら、交付税率のアップ、これは当然長期的な恒久的な効果を持つ措置になりますので、ただいまのような非常に経済情勢が変動しておつて明年度以降の見込みが正確に立ちがたい、こういう事態では、率のアップを恒久制度として設定をするということは大変困難でございまして、また適当でもない、という結論になりました。それにかわります措置として、御案内の交付税の増強措置ないしはそのうちの一部の国の将来の負担、こういう制度をとらしていただきました。これが実質的には、交付税率に換算をいたしますと三・六%程度のアップに相当すると、こういう措置をとらしていただいたわけでございます。

以上のような措置でことしを乗り切ることになります。

たしたのでございませうが、これは考へてみますと、五十年以降の公経済、国も地方も通じてございませうが、財政がこれだけ苦しくなつておりますのは、やはり何と申しまして経済状況、そのほかの問題があると思ひますが、国、地方を通じての財政需要を賄うだけの財政収入、これが足りなくなつてきておると、こういう状況であるかと思つたわけでありまして、非常に長期的な見通しに立ちますならば、やはりこのバランスのとれます財政収入を国、地方を通じて増強していくべきだ。つまり、ことしの中期試算でもお目に

かけておられるわけでありませうが、五十五年ごろまでにはやっぱり少なくとも三%程度の租税負担率のアップをお願いせざるを得ないだろうと、こういう前提があるかと思つたわけでございます。ただいまそのような前提におきますと地方との一般財源の配分は、税及び交付税を入れますと、地方に五二%余り、国に四八%弱、こういうような国と地方との財源配分になつております。したがいまして、地方の財源不足はむしろこの国と地方との財源配分の問題にもあらうかと思ひますけれども、一応財源配分の状況が四八対五二である、そういう事態を踏まえ、また国、地方を通じての財源が絶対額が足りなくなつてきておると、こういう事態の両方を踏まえ、やはり経済の安定成長に伴ひまして、国、地方の財源の拡充を図る。その中で地方への配分のウェイトを高めて処理をしていく、これは税制及び交付税率両方関連をさせましてあわせて考へなかつたらぬ、このような考え方でおるわけでございます。

したがいまして、最後の御質問でございませうが、率の変更等が行い得る事態がいつになるかという点につきましては、いま申し上げましたような事態から、少なくとも国、地方を通じて、近々、たとへば五十五年とか、そういう時期に収支のバランスがある程度とれてくる、こういう見通しが一応立つてくる、こういう事態に應じて率のあり方も税制のあり方もそれに関連をさせて決めていくべき問題だと、このように考へており

ます。

もちろんそのときまでに絶対にできないという意味ではありません。これは制度改正そのものが、恐らく一挙には、一挙動ではできない問題かもしれませんが、何段階か段階を経て進んでいくのかもしれないと思いますが、そのそれぞれの段階に応じて、将来の見通しを含めた措置として税制のあり方と交付税率のあり方、これを両方関連をさせまして措置をしていくべきだと思っております。したがって、明年度以降におきます財源不足に対処いたしまして、いま申し上げましたような趣旨から、税制改正、それから交付税率の変更、こういう問題も含めたやむを得ない措置、これを考えていく。その場合には、事態によってはある程度それでいき、ある程度はまた将来の見通しのある時点までつなぎの措置等を含め合わせしていく、こういったようなこともあり得るのではないかと考えておるわけであります。

○井上吉夫君 これは後もって財政局長なり審議官の方で資料を用意して御説明をいただきたいと思ふのが一つあります。それは、四十一年度に交付税率が三三％に変わって以後ずっと率については変わりがありません。このことを考えます場合の一つの物差しとして、一体四十一年に三三％になって以来、地方の行政需要というものがどういうぐあいに变化したか、新しい地方の行政の、行政事務なりそういうものがどういうぐあいに变化したかということ、その後新しく地方の税財源というものが、どういうものがふえてきたかというものの並べ比べをすることも一つの物差しになるうと思ふので、一遍そういう資料を御用意をいただきたいということが一つです。本日はその答えは要りません。

それからもう一つは、御承知のとおり交付税の総額のうち九四％が普通交付税で、六％が特別交付税、このことにつきましても、いままでの過程において特交の比率をもう少し下げたらどうか、その方が地方として一年間の財政運営をする場合

の目安が立てやすいという議論もあったこともあります。いまその率の変更のことは申し上げませんが、問題は特交の配分の時期でございすけれども、たしか十二月に三分の一、そして三月に三分の二だと思ひますが、三月になりますというところ、もうほとんど地方公共団体においては後の始末の時期に入っている。だから、特交も含めていふなら行政を進めていくという面から見ると、もう少し特交の配分の時期を早めてほしい。ただし、特交の計算の場合には、天然災害、その他いろいろのものが一月から三月までにも起こるわけですから、まるごとと繰り上げるといふことは無理かもしれませんので、十二月の方を三分の二にするとか、あるいは半分にするとか、そういうことができないものかどうか、この辺もひとつ検討をしておいでください。

それからもう一つ。六条の三でしばしば率の変更の問題が当委員会でも出てまいりましたけれども、私はこのことを肩を並べて、あるいは場合によってはそれ以上に多々ダイナミックにやるべき必要のあることは何かというのを前の委員会でも申し上げたことがあります。それは、これはど国、地方、税率でもうんと上げない限り非常に逼迫しているという状態の中で、住民の需要にこたえながら有効にその行政というものが、地方ともに展開されていくためには一体どうすればいいの。しかも、地方自治というものを、強く主体性を持たせるといふ意味のためにはどうすればいいかというのを考えてみますと、むしろ六条の三の二の、こういうぐあいに連年著しく財源が不足するという場合は「地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正」のこのことを第一段にうたつてあるわけです。ないしは「率の変更」という形に、あるいは並列かもしれないけれども、しかし、少なくともこれを後に置いてという考え方は、少ないと思ふ。よほど行政の改革というのはいちいち切つてやらないといふと、私は国、地方を通じての住民の要請にこたえる有効な行政の展開というものは無理だと思ふ。いままで毎年のよう

に行財政制度の検討をされますけれども、しかし、実際にそれが本場に生きてくるかどうかという、そういうことを絶えずいらしたく思つていふのは私だけじゃないと思ふ。この辺の取り組みについて、うんと力を入れてほしいということを要請をいたしまして、質問を終わります。

○政府委員（喜多川義典） 第一点にございました、四十一年度以降の制度改正そのほかによりまして地方の財政需要がふえてきておるもの、いろいろございしますが、五十一年度ベースで計算をしますと九千八百億ぐらいになるかと思ひます。それに対応いたしました財源措置としては、やはり自動車取得税でございすとか、自動車税でございすとか、あるいはたばこ関係の税金、法人関係税、こういった税制の改正をそれぞれやっております。一兆百億余りになるかと思ひます。したがって、四十一年度以降交付税率の変更はいたしておりますが、制度改正等に伴いました地方の財政需要、これは税制そのほかの制度的な収入の増加では賄えてきておる、こういうことではなからうかと考えております。

それから二点の特交の問題で、御趣旨はよくわかりました。現在三分の一の額を十二月にということでも早く配ることにはいたしておりますが、十二月に配分をいたしますものは、災害そのほか配分のルール建てのはつきり決まつておりますもの、こういうものに事務手続上限りざるを得ませんもの、ですから、大体いまのところ三分の一見当のところは妥当ではなからうかと思つております。なお、これは将来いろいろと検討させていただきますと考へております。

それから最後の、抜本的な税財政制度あるいは行政需要の問題のあり方、こういうところに本當に手がつかなければ、この国、地方を通じての絶対的な財政危機というものは乗り切れないのではないかと御指摘は、私も全くそのように考へております。今後地方制度調査会その他、いろいろに御意見を承りながら、一挙にはまいらな

いかもしれませんが、逐次そういう考へ方で対処していきたく思つております。

○和田静夫君 まず、三月二十四日の本委員会での消防職員に団結権を直ちに付与すべきであるという質問をいたしまして、これに対して小川自治大臣は「総務長官と協議をいたします」と明確に答弁をされました。これは議論展開を踏まえて考へてみますと、きわめて前進をした答弁であつたわけでありす。したがって、私は高く評価をいたしております。

そこでまず、当日より一カ月半を経過したのでありますが、協議についての結果を教へていただきたいと思ひます。

○国務大臣（小川平二君） この問題につきましては、御高承のように公共部門の労使関係で非常に大きな問題を抱えておるわけでございまして、当面この問題を解決しなければならぬということになつておるわけでございす。ただ、しばしば御指摘をいただいております問題でもございす。柄でございすから、随時本件について話はいましております。ただ、特にこのことを問題にして時間を割いて正式に相談をしようという機会は今日まで持つておりません。おりませんが、今後引き続きまして、ひとつ検討を続けてまいりたいと思ひます。

○和田静夫君 これは答弁になつていないので、協議をされるというところでありますから、協議結果について私は当然何かの答弁がもたらされるものであると待つていた。しかしながら、どうも自治大臣、あれだけの答弁を明確に、「総務長官と協議をいたします」とされながら、いまもお話がありましたが、この問題について特にこれを議題として突っ込んだ協議にはなつていない。これはある意味では意図的に放置をされているのではないかと、そういうふうな疑念を感ずるを得ません。特に三月二十四日の、総理府総務長官と協議いたしますという自治大臣の御答弁というのは、単に一般的に検討するということの趣旨とはあつたとき

違っているわけなんです。それは第一に、消防行政についての主管大臣である自治大臣である小川さんが、公務員制度問題の主管大臣である総務府総務長官と協議すると、こういう形で権威ある委員会でもって答弁をされたわけなんです。これは両者において検討することがある答弁では限定をされた私の方は理解をするわけです。で、これまで、事務局レベルで一般的に検討をしておりますなどという言い方というのはたくさんあったわけなんです。あるいは自治大臣がまあ述べたように、総務長官との間においていろいろと話し合っていますという答弁はいろいろあったわけなんです。しかし、あのとき私は、公務員制度問題の主管大臣は官房長官代理を努められておられてここに出てこれなかったものだから、そのかわりとして局長が見えたわけなんです。それとやりとりをしておいたが、ちがいが明かれない。ちがいが明かれないから、消防の主管大臣である自治大臣に対して、こういう状態では困るので公務員制度の主管大臣である総務長官との着目めをと。そうすると、協議をいたしますという明確な答弁であったわけなんです。このところは、言ってみれば行政上のレベルからこの公務員問題連絡会議を越えて一挙に繰り上げられた政治判断に基づいた当然両大臣の協議、こういう意味を含んだところの答弁であったはずでありまして、そのことがなければ、この従来放置されてきたことと何ら変わりがないのだ、この認識が第一。

第二に、協議の内容というものは、これは明確に前進的でない限りならぬことは言うまでもありません。なぜなら、私はあの議論を通じて労働省とのやりとりもいたしました。ILOの判断はあの議論の中で定まったわけでありまして、で、それに従う義務のある日本政府がサボタージュをしてきた、これは許されぬ、そう述べた。これまでも政府はただの一度もILOの指摘を正式に検討を消滅についてはしてこなかった。そのことがあつたとき明らかになったわけでありまして、そういう国会での質問のやりとりについて、総理府

の人事局長が答弁にならない答弁をあいう形で繰り返した、そのやりとりをお聞きになった上で自治大臣が大臣として収拾する発言をされて、総務府総務長官と協議をいたしますということになったわけでありまして。したがって、内容的に言つて後戻りは私にはあり得ないというふうに理解をいたしております。

この二つの点を踏まえまして、三月二十四日の自治大臣の協議するという御答弁に沿った回答というものはやはり即刻出されるようにお願いをしながらやらぬと思うのですが、よろしいでしょうか。

○国務大臣(小川平二君) 私がこの議事録を自分で点検をしてみたいとこれは何とも言えないこととございまして、この問題に即刻決着をつけるべき状況が到来しておるといふ受けとめ方は私は必ずしもいたしておらないわけでありまして。それに先立ってもう少し大きな問題にたいしては政府は直面しておるので、まずこれを解決してからという趣旨のことをお耳に入れたに違いないと思つておるわけでございますが、いざにしまして、しばしば国会で御指摘をいたしておる問題でございますから、主管大臣であります総務長官とはこの問題について話を合いますと、かような趣旨で答弁を申し上げたのだらうと考へておるわけでございます。まあどつちにいたしまして、これはきわめて大切な問題でございますから、機会あるごとに相談もし、研究も続けてまいりたいと思つております。

○和田静夫君 本来なら私は非常に答弁に不満でありまして、一カ月半も前の話でありますから、きょうの委員会、ここで協議結果をいただくまでは質問続行することができないという立場で、委員長。

これは、いま大臣の答弁がありましたけれども、官房長、大臣はまあ非常に忙しいから、それはここで答弁されたことを失念されるというか、覚えていらつしやってもなかなか機会をつくることがみずからできないという場合があると思つた

ですが、官房長として、一体総理府と大臣間の協議の機会をつくる、その努力をされましたか。

○政府委員(近藤隆之君) この前の委員会の席に私ちょうどおりました。そしてまた、この問題につきましても、官房長としまして総理府の方と協議の機会をつくるというようなことは現段階においてはいたしておりません。

○和田静夫君 これは本当に委員会におけるところの質疑がないがしろにされている姿でありまして、委員長、ぜひ今後の運営の中で注意をしていただきたいと思います。

それで、いまここでこの問題にかかづつていますと大変な時間を要しますから、きょうの場合は私の方が譲歩して後に譲るといたしまして、官房長を含まして、自治大臣は明確に総務長官と協議をしますと述べられておる。これは速記録をお読みになれば、私持っていますから、明確でありますから、その責任においてその場所をおつくりになり、結果は私の方に答弁をいただく、こういうふうに求めておきますが、これはよろしいですか。

○政府委員(近藤隆之君) 速記録を拝見いたしました。検討させていただきますと思ひます。

○和田静夫君 いやいや、これは官房長、検討するだけでは困るので、協議をするということになつておるのでありますから、その結果に基づいては私のところに返答をいただかなければならぬ。

○政府委員(近藤隆之君) 速記録をよく読ましていただまして、どういうふうにするか、その検討の結果につきまして先生に御報告いたしたいと思ひます。

○和田静夫君 自治大臣、次の問題ですが、福田総理が八月をめどに行政改革を行いたいという、いま与党の質問の中にもありましたように、大変重要な論議が日程に上つております。そこで、国会においてこれが繰り返されて発言をされているわけですね。この行政改革を行う主体になるのは内閣に置かれてはいる行政改革本部ということになります。自治省事務次官もそのメンバーになつて

いるわけでありまして、国と地方とにかかわる改革の問題は自治省がイニシアチブをとっていく立場に私はあると思つたのです。そこで自治省の基本姿勢を問いたしたのであります。一例を挙げますと、全国知事会の「新しい時代に対応する地方行政に関する今後の措置についての報告」というものがございまして。この三ページに、「低成長経済下における行政のあり方」としては、まず第一に行政全体を総点検し、国・地方を通じてその機能と責任の分担を明確化することが必要である、こうなつておるんですが、これは全国知事会の臨時地方行政基本問題研究会の報告の一節でありますけれども、この意見について自治大臣としてはどういう御認識をいまお持ちでしょうか。

○国務大臣(小川平二君) 国と地方の責任分担の明確化という観点から、今日の行政事務の再配分の問題を検討せよというこの提案、これはきわめて至当な提案だと考へております。

○和田静夫君 若干これに基づいて質問を二、三いたしますが、この全国知事会の報告で提言されている内容であります。行政改革につきましては、四ヶ箇所にわたるものであります。その一つは「国と地方の関係において、重複・競合等による行政の複雑化を防止するとともに、地方行政に対する国の介入を極力排除することが必要であり、このため、国・地方を通ずる行政機能と責任の分担の明確化をはかり、行政事務の再配分など抜本的な行政改革を行うことが、すべてを通じての基調となるものである」、この基調については大臣、どう御認識でしょうか。

○国務大臣(小川平二君) 基本的にはさうあるべきだと考へております。

○和田静夫君 この事務再配分につきましては、特に機関委任事務について、地方制度調査会を初め、多くの機関あるいは団体から、その整理縮小、あるいは廃止が主張されている。自治大臣も去る二月十六日の衆議院の予算委員会ですういふ旨の答弁を述べられておられます。読むまでもないと思つたのですが、「機関委任事務の問題につき

ましては、しばしばこれは御批判もいただいておることです。そのあり方を慎重にかつ根本的に検討をしてみたいと存じます。それによって地方自治体に過重な負担を強いるというような事態が起りませんように研究をいたしてまいりたいと思っております。と、行政改革の重要な柱として推進をしていく、こういう御認識の答弁であると理解をしておいてよろしいでしょうか。

○国務大臣(小川平二君) 国の事務のうちで、地域の実情、実態に応じて行われるのを至当とする事務につきましては、地方公共団体の長の国の機関とみなしてこれに事務を委任する、これが申すまでもなく機関委任事務でございます。国も地方公共団体もそれぞれ深い関心を有する事務というのが多々ございますので、この機関委任事務も近年増加の傾向になっておるわけでございますが、そのうちにおきまして、地方公共団体にゆだねてしまふことが適当なものがあるかどうか、これは法律や政令で定められている事柄でもございませう。なかなか簡単なことではございせんが、さようなものがありますればこれは地方にゆだねていく、そういう方向で各省とも十分研究をしてまいりたいと思ひます。

○和田静夫君 全国知事会の報告の第二の指摘は、行政事務処理の簡素合理化についてであつて、国庫補助事業に關連する事務手続き、許可等国の権限に係るもの、国の出先機関による二重のヒアリング・報告の徴収など、各都道府県の要望の強い主な事例を提示し、その改善を重ねて要請する、こうなっているのです。これを行政改革の検討課題と、この部分も自治省はされる、そういうふうな認識していいですか。

○国務大臣(小川平二君) 簡素合理化という点につきましても、行政機構改革推進本部におきまして当然これは検討の課題に上せるべきものと考えております。

○和田静夫君 第三には、国の出先機関の整理の合理化が挙げられております。国の出先機関は、

地方公共団体の自主的な行政運営と事務処理の簡素合理化を阻害する要因ともなつており、こういうふうな指摘をして、「その実態は財務局(部)(大蔵省)の起債関係事務、地方農政局(農林省)、港湾建設局(運輸省)、通産局(通産省)の国庫補助事業関係事務などに典型的にみることができ、このうなっている。これについても自治省として検討課題であるとお考えになりますか。

○国務大臣(小川平二君) 地方公共団体の自主性を尊重するという観点から、検討すべき問題だと考えております。

○和田静夫君 最後の第四に、地方事務官制について挙げられております。これはもう自治省とは、三月二十四日の本委員会では、私はかなり長時間、この問題については私の基本的な理念について述べ、大臣並びに行政局長からの明快な同意の御意見をいただいております。

そこで自治省として、これを行政改革の一つの重要な課題としてもうここで真正面から取り上げる、その身分の地方公務員への移管を強く主張される、そういう決意についてはお変わりはないでしょうか。

○国務大臣(小川平二君) 非常に長い間の懸案が今日なお解決を見ておられないことはきわめて遺憾でございますから、この機会に改めまして問題を提起するつもりでおります。

○和田静夫君 そこで、大蔵省にこの行政機構改革との兼ね合いでちよつと伺つておきたいのであります。補助金の全面見直しについて昨日報道されました。で、この新聞報道、日経の「補助金、全面見直し 大蔵省方針」という、これについては、これは新聞報道をこのまま確認をされませんか。

○説明員(矢崎新二君) ただいま御指摘の新聞報道につきましても、私も聞いたしまして、さういふうなことを現段階におきまして決定をしていくという状況ではございせん。

○和田静夫君 そうすると、これ、大蔵省、どこが間違つていますか。

○説明員(矢崎新二君) 補助金の整理合理化の問題につきましても、御承知のように、毎年予算編成過程におきましてそれぞれ措置を講じているわけでございますけれども、五十三年度の予算編成に当たりましてどういった措置を講ずるかということにつきましては今後検討すべき課題でございまして、いまの時点におきまして具体的な方針を決めているというふうな状況じゃないということをおし上げたわけでございませう。

○和田静夫君 そうすると、最も端的には、八月をめどに補助金整理五カ年計画をつくつて五十三年度予算編成に云々という部分についてもまだ何も決めてない、こういうことですか。

○説明員(矢崎新二君) 現在の時点におきまして、ただいま御指摘のありましたような補助金整理五カ年計画というふうなものをつくるというふうなことを決めていくということではございませう。

○和田静夫君 補助金の整理というのは、これは影響が非常に大きいのであります。が、国庫当局の一方の予算査定ではなくて、行政財政改革の一環として各関係省の了解を得て行ふ必要は当然あると思ひます。五月四日に官房長官が発表いたしました改革六項目の一つにこれは入つておるわけですね。「八月成案へ政府・自民会談」という形で報道されたやつであります。行政改革本部の検討事項にこの補助金整理問題というものもすべきだと、こう思つておるのですが、これは大蔵次官、いいんですか。

○政府委員(斎藤十朗君) その新聞報道を、私、大変申しわけないのですが、まだ見させていたたいておりませんので、どういふ内容か、つまびらかでございせんが、いづれにいたしまして、現下のこの異常な財政状態の中で歳入を確保することと、さうなことから、歳出の面においても十分な検討、洗い直しをしていくことは、これは当然のことであるわけでございませう。ここ数年間の予算編成におきましても、補助金等の洗い直しをしながら予算編成をいたしておるわけでございませう。

ので、基本的には今後ともそういった考えで進めていかなければならない、このように考えております。

○和田静夫君 地方自治体にとりましては重要な財源となつておるわけですね。で、補助金を整理する場合に、これを事務事業を廃止するやうな場合は別にまた考えなきゃなりませんが、さうでないものについては一般財源に移りかえていくという必要があると思ひますが、自治省、これはさういふ認識でよろしいですか。

○政府委員(斎藤十朗君) 一般的には補助金という名前では呼ばれておりますが、先生御案内のように、この中には国と地方との負担区分に基づきましていわゆる負担金、性格は負担金、さういふたぐいのものと、十六条に言いますやうな純粋の奨励的補助金ないしは財政的補助金、さういふものがあるやうかと思ひます。もちろんこの中で、さういふ負担金の部類に属しますものは、この負担区分が国と地方との財源配分の基礎前提となつておるものであることは明らかでございます。したがつていまして、さういふ負担金のあり方を変えていくということであれば、一般財源の方もそれに応じたあり方に変えていく、補助金を整理すればこれを一般財源に振りかえていく、これはもう当然のことだと思ひます。

それから奨励的な補助金につきましては、これは時と場合によると思ひますが、それが切られてその仕事はなくなつてしまふ、さういふケースがいろいろあるやうかと思ひます。さういふ場合には振りかへは必要ないものと、このように考えます。いまの補助金体系全体の体制から申しますと、何と申しましてもこの負担区分に該当する補助金、これがもう圧倒的に多過ぎますので、原則的には補助金の整理はこれを一般財源の増強に振りかえる、さういふ体制をとらざるを得ないと、さう考えております。

○和田静夫君 なお、鈴木俊一元自治庁事務次官、内閣官房副長官でもありましたが、この方が理事長をしておられます自治研修協会が「国と地

方の新しい関係」というのを昭和五十二年の三月、冊子を出されました。その中で、今日まで国と地方の事務再配分が進まなかった理由というのを分析されています。当然お読みになつておられると思いますが、中央各省庁の役人は、一方においては地方自治体への不信任感から、他方においては自己の権限拡大意識からその縄張り仕事領域を拡大し、その勢力分野のすそ野を拡げること傾向した。新しい政策立案の際には、必ずしもこれによいほど自己の権限拡大意識がその裏側にある。しかも、この中央各省の強い官僚意識、官僚体制の厚い壁を打ち破り、政治的に前進改革を行なう熱意が政治家の頭になかったし、この部分を私はぜひふんこの委員会では主張してきたつもりですが、大要不満な文章ではあります。とにかく政治家の頭にもなかったようであり、また、それを断行できる強い政治力もなかった。行政改革をスローガンとして打ち出した内閣は、戦後ないわけではなかったが、多大の努力と費用をかけて作られた行政改革プランの多くは、いつも強い抵抗にあつてペーパー・プランに終つてしまつてゐる。このこと、改革を意図しながらも、内閣に強力な指導力がなく、各省間の縄張りやエゴを調整する機能が著しく欠けていたことによる。そして、選挙の票につながらないということも、行政改革が盛り上らなかつた大きな要因であつた。と、この指摘しているのです。これは内閣に対して、われわれ政治家に対しても、あるいは官僚に対しても非常な警告を行つてゐると思ふのですが、この指摘を真摯に受けとめて真剣に行政改革に取り組んでいくべきだと私は思ふんですが、自治大臣、そういうおつもりでお取り組みになりますか。

方財政の全体として財源保障であります。これは量と質の両面から言及すべきであります。から、まず量の面からお尋ねいたします。去る三月の二十四日の当委員会でもこの点を質問いたしました。時間が制約もありましたので、きょうは若干重複をいたしますが、補足継続をいたします。

まず、地方財政の財源保障を行う仕組みは一体何なのかということであり。一例を挙げますと、「現代地方財政運営論」の三六ページから三七ページにかけて、「各地方公共団体が、法令によつて義務づけられた事務事業を円滑に実施し、更に、当該地域の住民の福祉を増進するための一定水準の行政活動を継続するための財源保障は、今日では地方交付税制度によつて行われてゐる。しかし、地方公共団体全体を通ずる地方財源の不足額を算定し、地方交付税の総額（地方交付税率）を決定するのは地方財政計画の役割であるから、地方財政計画は、マクロ的に地方財源の保障を行つてゐるということが出来る。また、地方財政計画は、地方行政制度の改正を行う場合において、その地方財政に及ぼす影響を把握し、必要な財源措置を検討する場を提供してゐる」。ミクロ的には地方交付税制度、マクロ的には地方財政計画という考え方ですね。これは自治大臣、自治省の考え方でしょうか。

○政府委員（首藤義典） 表現の仕方が必ずしも適当であるかどうか、私若干意見もあるのですが、ごさいますが、述べております内容はそのとおりのごさい。ごさいまして、地方団体には自主的な財源として税制で地方税が与ふされておられますが、これは団体ごと、個々の団体、ミクロで考えてみますと、税制だけでは賄い切れない団体がたくさん出るわけでごさい。そこで、具体的にはこういう団体に対して交付税制度を通じて財源の保障がされておる、こういうことでごさい。

○和静夫 地方財政の問題に入りますが、地方財政の全体として財源保障であります。これは量と質の両面から言及すべきであります。から、まず量の面からお尋ねいたします。去る三月の二十四日の当委員会でもこの点を質問いたしました。時間が制約もありましたので、きょうは若干重複をいたしますが、補足継続をいたします。

で、一応地方財政計画という手法を通じて、地方財政全般が、全体の地方団体が標準的な財政運営をした場合の財源のバランスはどうなるのか、こういうことを測定をいたします。その数字の結果に基づきまして毎年度の財源措置をしていく、こういうことに相なる意味では御指摘のとおりかと思ひます。

ただ、現在の交付税制度では、昔の平衡交付金と違ひまして、毎年毎年その地方財政計画の手法をもつて出ました財源不足額なり過大額なり、こういうものに毎年具体的に対応するという制度でございまして、平常の事態でございまして、国税三税の三三％、ほぼその程度で賄えるという率を設定しておきまして、それで一応賄う。その間の年度間の財源の過不足は通常の事態であります。と年度間調整等を行う。これは交付税の調整率を掛けたらあるいは翌年度精算をやりまして、こういう制度になつておるということであらうと考えております。

○和静夫 地方財政計画に財源保障の役割りというのを授權してゐるのは、地方交付税法の第七条であるという答弁がありました。すね、前に。これは間違ひありません。

○政府委員（首藤義典） 地方財政計画をつくらなければならぬという規定は地方交付税法第七条の規定に基づいて出しておるわけであり。これは御案内のように、交付税率がたとえばことしの場合三三％と従来決まつておりました。そういうもので果たして全般的に地方財政が運営ができるのかどうか、こういうものをやはり明確にする必要がございまして、地方交付税法には、その年度の収支の見通しを策定して国会に提出をしようと、こういう意味の規定があるものと了解をしております。

○和静夫 それは地方財源が果たして足りるのか足りないのか、この見込みを判定するのはこの地方財政計画、これに基づく手法によつて算定をいたしておるわけだと、財政局長前るとき言っておられます。私もそれはそのとおりだと思ひます。

す。ただし、しゃくし定規に聞こえるかもしれないが、第七条によつて授權されてゐるのは地方交付税制度の枠内においてであらうと考へるんです。したがつて、この第七条の規定されている位置がちょうど第六条の三の次の次に置かれてゐる。これは偶然置かれたんじゃないかと、私は意味のある配置だと思ふのですが、まさに六条の三の第二項に規定する引き続き著しい財源不足であるかないか、その結果、制度の改正ないしは率の変更をする必要があるかないか、そういう判定をするために地方財政計画がある、こう考へる。すなわち、地方債を大幅に増発したり、国から借金したりしても、ともかく財源を確保すりゃいいんだという、そういうこの地方交付税制度の枠を超えた措置を、しかも毎年毎年そうやって糊塗することを許していくというのは、地方財政計画に与えられた私は役割りを超えてゐるんじゃないか、地方交付税法の趣旨を逸脱してゐるんじゃないか、そう考へざるを得ないのです。自治省は、地方財政制度の根幹にかかわるこのような問題について、主管官庁としてどう考へておられますか。

○政府委員（首藤義典） 第七条のいわゆる地方財政計画でございまして、「翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表すると、こう書いてござい。つまり、これは当該年度の地方財政がともかく運営ができる財政状況になつておるかどうかと、こういうことを判定をする、必要な財源措置がなされておるかどうかと、この判定にも相なるかと思ふわけであり。地方財政計画は、このようにして財源措置を明確にされたかどうかの保障をするという機能があります。すなわち、また別途そこから出てきますことは、どういう措置がされておつて、国全般の地方財政の動き方はどうなるのか、こういうことを地方団体に周知をしてもらうと、こういう効果もあらうかと考へております。

ところで、この第七条と六条の関係でござい

どうされるんですか。

○國務大臣(小川平二君) 非常に手厳しい御批判をいただいたおわけでございますが、私は現状を正当化しようなどと考えておりませんし、ただいまも、交付税制度のもとで毎年財源不足が生ずるというようなことは異常な事態であると申し上げておるわけでございますから、一日も早く正常な姿に戻すように引き続き努力をしたいと思います。ただ、再々申し上げますように、今日はさような改革をいたしますのに適当な時期と思いませんので、本年度は見送らざるを得なかった、かような次第でございます。

○政府委員(首藤義孝君) ただいま御指摘がございました、地方財政計画、現在の地方財政計画が昔の平衡交付金時代の地方財政計画の趣旨に完全に戻ってきておるということにはこれは必ずしも私はならないと思っております。なるほど、最近三カ年間に非常に財源が不足をいたしますので、地方財政計画策定の手法の途中におきまして財源不足額等が出てくる、そういう面においては似通った機能が出てきておるといふ御指摘もできるかと思いますが、昔の平衡交付金の場合でございますと、財政計画で立てました金額を平衡交付金として国が支出をしなければならぬという義務規定がありました。これはもう趣旨としてはそのとおりでよろしいわけでございますが、ことしのようなきわめつきの財源不足の事態になりますと、国がこれだけ苦しいんだから地方も一緒に苦しんでくれというところで歳出をうんと削られるだろうと思っております、実態的な問題といたしまして。ただいまの地方財政計画ではそのようなえげつない措置は全然ないわけでございまして、私どもはいままでの財政計画の手法に従いまして、大蔵省とも了解をしながら正しく所要の需要額というものを積みできた、そのために現在の三・三％という額で足りない不足額が出てまいりまして、それに対する財源措置を、またいろいろおしかりはこうむっておりますが、ともかく措置はしてまいってきておるわけでございます。そういう点では、平衡交付金

時代にこの地方財政計画の手法を通じて財源措置をするということが非常に重要な問題を起こした。交付税制度にそれが変わってきた、こういう機能、意義の面はいささかも変わっていないのではないかと思うわけであり。現在の事態が、国、地方を通じて決定的に財源の総量が足りない、こういう前提からたまたまの財源不足の状況が起ってきつておられますので、たまたま御指摘のような平衡交付金時代の財政計画の機能に全く戻ってしまったということにはならないと私はそう信じております。

○和田静夫君 局長答弁が特にあつたから、私読み上げた部分のかかりなんです。地方財政計画はかつての地方財政平衡交付金時代と同様、毎年度の地方財源の総量をそれによつて決定する役割を再び負われるに至つておられるということができる、その重要性は昭和五一年度から飛躍的に高まることとなる、この部分はそうすると局長の認識はやつぱり違ひますか。

○政府委員(官藤義君) 若干違ひわけでございます。先ほど申し上げたように、平衡交付金時代の地方財政計画でございますと、好むと好まざるにかかわらず、国の財源がきつて厳しいうこととをもちつて財政計画の歳出が切り詰められるという、その危険性が現にあらつたわけでございます。ありましたがゆえに、交付税制度にこれが制度が切りかわつてきた歴史的経過を踏まえております。ただいまの地方財政計画はそのような危惧はございせん。その点は違ひと、こう申し上げておるわけでございます。

○和田静夫君 わかりました。そうすると、この部分はこれは明確に文章になつてゐる部分ですから、論議を、法案が終つた後でも一遍やりましよう。自治省の統一見解として読むわけにはいかないか、これ。かなり権威ある人の編著なんです、ね、これは。

○政府委員(官藤義君) それは統一見解じゃありません。

○和田静夫君 しかし、毎年毎年政治的折衝にゆ

だねられること自体、交付税法の趣旨に私は反すると思ふんです。単に地方の財源を確保すればそれでよいということでは私は思ふんです。まあ局長の答弁があらますけれども、ないと思ふ。これまでも毎年のようにこの交付税制度に調整的な措置がとられてきたわけですが、今日は交付税制度の枠を超えて、単に財源不足をどうするかどうかというふうな形で、次の元でとらえられていると思ふんです。われわれに映つてゐることは、私はそういう状態は地方自治の実に根幹にかかわる問題だと考えてゐるのです。交付税率分に直してみたら三・六%部分ですと、それに相当する財源措置をしたのだからそれでよいのだという問題では私は思ふんです。これは、自治省がみずからこの地方財政制度の崩壊につながるようなことをやるといふのは、これはお互いやりやう容認することができないですわ。それは考え方としては自治大臣そういうことでしよう、政治的な事情はいろいろあるというのを別問題にすれば。

○国務大臣(小川平二君) 非常にこれ手厳しい御指摘をいたしておるわけで、和田委員の頭の中におありのこと、私はよく理解できるわけでございます。まあ平衡交付金制度というのは毎年毎年財源の不足が生ずるということをいわば前提として、これを補てんするのに必要な交付税の額を決定するために地方財政計画というものが策定されておつたわけでございます。現状はその当時とちつとも変わらぬじやないかといういま御指摘をいたしておるわけでございますが、この点につきましては、先ほど財政局長がする答弁を申し上げたわけでございます。必ずしもさうな御指摘は当たらないと存じておりますけれども、今日の状況は確かに異常な変則な事態だと思つておりますから、一日も早く正常な姿に戻したいと願つておるわけでございます。

○和田静夫君 大臣、現状ではこの恒久的な制度改革は無理である、したがつて、いわば応急措置でこういうことをとつたということを前のとき

も繰り返されました、私が大臣の所信について尋ねたときに、そして恒久的な制度改革は、経済が安定したらその後に行つていきたいとお述べになりました。しかし一方、交付税率の引き上げについては五十二年でも五%引き上げを要求をいたしました、それから来年度も交付税率の引き上げによつて措置したいとも言つておられるわけですね。交付税率の引き上げこそは国と地方との間の恒久的な税配分の問題なのですが、それではこれは一体大臣の本心はどちらにあるのだらうということをお私に計りかねてゐるわけですが、五十三年度にも恒久的な改革である交付税率の引き上げを実現を目指すのか、それとも、交付税率の問題を含めて制度改革は五十五年以降に降格が安定してから行われるのか。何か自治大臣までが交付税率の引き上げを政治的駆け引きのための材料としてスローガンに掲げていると感ぜさせられるようなことでは、そう私は思ひたくありませんが、そういうことではいけないと思ふのです。交付税率の引き上げまたはこの税源の制度的拡充を図るはかないんです、今日、それ以外のことはもう容認できないのであります、このところ、大臣どうなんですか。

○国務大臣(小川平二君) 私どもが当面最も強い関心を抱いておましてそのために努力をしておりますことは、一刻も早く経済を安定の軌道に乗せるといふことでございます。経済が安定いたしましたら、国の財政、地方財政、両方ともきつめて深刻な状況がいれば後遺症として残るわけでございます。まして、財政の収支を均衡させますためには、国、地方を通じての税制の大改正をしなければならぬ。現行の税制をそのままにしておきましては、しよせん財政の均衡を実現するといふことは不可能でございます。それから、これを施行しなければならぬ時期が来る。そのときにそれらの改正の一環として交付税率の問題もぜひ解決をしたいと、こう考えておるわけでございます。したがつて、いま五十五年というお言葉があつたわけでございますが、私どももつと早い時期に

このことを実行したい、これは一挙に解決はあるいはできないかもしれせん。数年かかつてなし崩しにということにならざるを得ないかもしれせんが、いずれにいたしましても、さうな時期を一日も早く到来させる、そして抜本的改正を行いたい、こう考えておるわけでございます。

○和田静夫君 五十二年の財源不足額を交付税率に換算するとどれだけの増徴になるんだという私の問いに対して、一四%に相当するといふ答弁がこの前ございました。率直に言つてこれだけの引き上げ、一四%ぐつと引き上げるといふことは、これは実現可能ですか。

○政府委員(官藤義君) 五十二年の国、地方を通じての財政状況としては、不足額全部を交付税でやつてしまふといふことは、もう事実上極めて困難もしくは不可能に近い事柄だと思はざるを得ません。

○和田静夫君 五十二年五%引き上げを要求されたんですが、これな五%とされたのですか。

○政府委員(官藤義君) これは昨年度策定をいたしました国の財政の中期見通しは地方の財政の中期見通し、例の中期試算でございます。これにおきましては、五十五年までには御承知のように国、地方を通じて国民の租税負担率を三%アップをしていただく、こういうことを一つの前提にして、五十五年までに一応国は財特債から脱却ができるし、地方も歳入歳出のつじつまが合うと、こういう見込みであつたわけでございます。こういう考え方に基きまして、毎年申し上げておりますように、五十二年からすでに地方財政としてもかなりの税制の増徴等のいろんな試案等を提出をいたしたわけでございますが、なかなか五十二年現在の状況では、大幅な税制改正といふものが困難であるといふような状況が秋口になりましては傾向として定着をしてまいつたわけでございます。

そこで、そういう事態に対処をいたしますために、五十二年と五十三に中期見通しに見ましたような租税負担率のアップが行えない、非常に困難

であるという事態であります場合に、それを仮定をいたしまして、その場合の地方の一般財源の不足額、つまり税制改正ができないことによる不足額、これを兩年を通じて率で換算をいたしますと交付税率で約五〇程度になりますので、せめてこのくらいの額は税制改正なり、そういった制度改正のできない、まあ振りかわりと申しますと語弊がございますが、かわりの措置として五〇の要求を秋口に行つたと、こういう経過でございます。

○和田静夫君　ところで、異例の措置であるということもこの前も繰り返されたのですが、それで、異常な措置ですから正常な措置があるんだらうと思つて、正常な措置というのは何かと聞きまして、そうしたら、いや大蔵委員会での話ですが、大蔵省は三〇の交付税率でやっていたけれども、それが正常である、こう答へたんで、果たして大蔵省の言うように正常な状態というものは、これまでの行政水準を保つことを前提として果たして可能でありますか、これ、自治省ではどうお考えですか。

○政府委員(斎藤義君)　これはその事態、事態によりまして財政需要のあり方、これを国民負担のあり方との関連も考慮しながら正確に設定をしていくということがもちろん前提になります。そういった財政需要を賄うに足りません国税の税体系、地方税の税体系、これがどういふかというところになるかということと大変関連があるかと思ひます。地方税、国税を通じて所要の財源がそれぞれ確保されるという事態があらば、それは交付税率は三〇でもつじつますが合つと、こういう事態はあるかと思ひます。ただ、その三〇で賄えるような事態、これが正常な事態であるというところであれば、これは税制との絡みでいふことになるわけですが、それももちろんでございます。また、一応正常な事態というものは、私どもとしては、御指摘のように、地方のあるべき財政需要、これが税及び交付税、この両方であるべきべく賄われていくという事態が地方財政にとって

は正常な事態、このように申し上げざるを得ません。

○和田静夫君　まあ若干時間をかけながら、交付税率の引き上げで措置できない間は、この交付税会計制度の枠内で措置すべきだということを私の基本的な理念としながら意見の展開をしてみたい。で、交付税会計制度の枠内で措置すべきだということ、これは自治省、大蔵省ともそうではないわけですか。

○政府委員(斎藤義君)　所要と考えられます一般財源の所要額、これに對しましては、税及び交付税、こういうもので措置をしていくべきだという点につきましてはもちろん両省異議はございません。

○和田静夫君　よろしいですか、大蔵省。

○説明員(矢崎新二君)　一般財源につきましては、もちろん交付税なり地方税というもののによりまして所要の財源措置を講ずることが必要かと思つておりますが、これは御承知のように三税、国税収というものが、ある程度年度によつてかなりぶれます。地方税も同じような傾向があるわけでございます。それから、年によつて、まあ年度間調整措置というものが、先ほど財政局長からもお話しございましたように、補完的に必要とされる場面は、もちろんあるかと思つておる次第でございます。

○和田静夫君　自治省としては原則的に交付税特別会計の枠内での措置を要求していく、そういうつもりでいるというふうに考へておいていいですね、これ、そういうことですか。

○政府委員(斎藤義君)　所要の一般財源に對しましては、原則として税及び交付税、これに措置をしていくということが原則であることはおっしゃるのとおりでございます。

○和田静夫君　そこで、五十二年の予算の策定に当たつて、自治省の当初要求というのが、一に、利子所得等の源泉分離課税分の一定割合の地方への配分ですね、それから二に、地方交付税率の五〇の引き上げ、それから三に、一般会計から交付

税会計への貸し付けまたは特別会計による国債の発行の三つに要約されますね。そういう要約でいいでしょうか。これは「自治研究」の七十二ページですね。

○政府委員(斎藤義君)　五十二年の財源不足に對しまして一般財源対策として考えましたのは、ただいま御指摘のありましたような事例でございます。

○和田静夫君　そうすると大臣、来年度の措置に当たつても、いまのことが自治省の姿勢であるというふうな考へておいていいですか。

○國務大臣(小川平二君)　来年度の問題でございますが、これは困難でございますが、いづれにいたしましても、税と交付税を確保すると、こういう方針に基づいて大蔵省と相談をしなければならぬ、こう考へておるわけでございます。

○和田静夫君　大蔵の政務次官、三月二十四日の実はこの委員会、自治大臣、自治省財政局長ともに、五十二年の地方財政措置というものは、年度限りのもの、制度改正と言つてもアフターケアにすぎない、地方交付税法第六條の三の第二項の要件を十分に満たしているものとは言えない、で、不十分であるというものは認められたので、将来にわたつて改革の義務は追いつけると。大蔵省としても、この認識は同一であるというふうに理解しておいていいんですね。

○政府委員(斎藤十朗君)　先ほど来自治大臣からも御答へがございますように、現状のこの経済情勢、それに伴います財政の異常な状態を考えますときに、交付税率というものの、この長期的なものを変更するよりも、まずその異常な状態を一日も早く脱却をし、健全な、正常な状態の中でこの交付税率についても検討をするべきであるという基本的な認識の上に立つて、今回におきましては、いわゆる地方行政制度の改善の一環として今回提案をいたしております所要の措置をいたしたわけでございます。私どもとしては、一応制度の改正と考へておるわけでございます。

○和田静夫君　どつちもつち大蔵委員会に戻つてやりますけれども、交付税法六條の三の二項の要件を満たした義務というものを五十三年度以降も負っている、これはそういうことでしょうか。

○説明員(矢崎新二君)　五十三年度以降の問題につきましては、現在の時点におきまして具体的なことを申し上げかねるわけでございますけれども、基本的な考え方としては、交付税法の六條の三第二項の趣旨というものを毎年度十分に考へながら地方財政対策を考え、地方財政に支障のないような措置を講じていく、その点につきましては自治省とも十分協議をいたしていきたい、こういうふうに考へております。

○和田静夫君　そこで、源泉分離課税分について住民税の影響を何らかの形で認められているのですが、その意味でこの問題は、一歩前進しかつていない、こういうふうな自治大臣は三月二十四日に私に御答へになったのです。大蔵省としても、九百五十億円の臨時特例交付金の問題はそう理解しておいていいですね、これ。

○説明員(矢崎新二君)　御指摘の臨時地方特例交付金九百五十億円を措置するに当たりましてはいろいろなことを考へたわけでございますけれども、第一点は、五十二年の地方財政が厳しい状況にございまして、円滑に運営するための措置を前年度に比べて激変しないように配分するということ。それから、第二点が、ただいま御指摘がございましたように、源泉分離課税を選択された利子所得につきましては住民税が課されてないというところ。それから第三点として、その他の収支財政事情等、これらを総合的に考慮いたしまして、九百五十億円を措置することが必要であるというふうな判断をした次第でございます。この利子配当所得の問題につきましては、税制調査会等におきまして、現在源泉分離分につきまして住民税が課されていないというふうな事情にありまことが種々議論された経緯がございまして、いろいろ議論がございましたけれども、税制調査会におきましては、結局現在の制度を変えたいということ

は現段階においては結論が出ておりません。そういったような状況が一方にございまして、なお、ことしの地方財政が窮乏にあるというふうなことを踏まえまして、私どももそういった状況判断をこの際繰り込みまして、九百五十億円というふうな措置を五十二年度において講ずるのが適当であらう、こういうふうに判断をした次第でござい

ます。○和田静夫君 五十二年度の地方債の原資につきまして政府資金が三六・六%です。そうすると、これは従来と比較して余りにも低過ぎる、そういうことから、大蔵省と自治省の両省間でいろいろ折衝された結果、六割までは政府資金並みに金利差を補給する、こういうことにされたようですが、この六割という数字ですが、これはどういう考え方から出されたんでしょうか。自治省としては、四十年代、政府資金割合が大体六割程度であるからそれぐらいは政府資金並みにせよ、こういうことでしょうか。

○政府委員(首藤義君) そのとおりでございす。いままで、大体四十年代、地方債資金に対しては六割前後の政府資金が措置をされてまいっておったわけでありまして、その程度までは実質的に政府資金としての金利負担、こういう状況になるように財政援助をしてほしい、こういうことでございす。

○和田静夫君 この五十二年度の地方債計画の中には、本来、地方交付税で措置すべきものが一兆三百五十億円分、地方債に振りかえられた。これは原則的には、政府資金並みではなくて、金額政府資金で起債すべきであるものでしょう、これはどうですか。

○政府委員(首藤義君) 御指摘は、今回の地方債計画総額に対して六割まで政府資金と、こういうことでなしに、一兆三百五十億円については頭から全部政府資金ということで天引きをして、その残りの六割と、こういうことの御指摘かと思うわけでございす。政府資金が多ければ多いほどいいことは間違いがないわけでございす。

が、財政対策として考えてみました場合に、ことしの財源不足、これは、ともかく、毎々申し上げておりますように、国、地方を通じて税源、公的な財政収入の総額が足りない、こういう大きな前提がございすので、こういう事態においては、投資的経費については地方債をもって措置をしていくということは、これはやむを得ない事態ではなからうかというところで考えまして、公共事業等の地元負担に対して九五%の起債の充当率を行った場合に一兆三百五十億、この程度の地方債の増発ができるということ前提に考えてたわけでございす。したがって、私どももいたしましては、将来、こういった地方債の償還費、それから各団体における地方債の償還費、こういったものにつきましては、地方財政計画を通じていくことを考えておるわけでございす。が、財源対策全般といたしましては、そのようなかっこうで地方債計画をつくりました以上、その六割程度までの政府資金を従前の例としてお願いをした場合との差額を見てもらう、こういうこととに落ちついたわけでございす。

○和田静夫君 まあ落ちついたということですが、そこでぼくは、私が言ったような形で考えてみると、差し引きその政府資金並みの金利となるのはわずかに一千四百八十七億くらいだ。実質的には六割ない。六割の根拠である四十年代並みの水準を達成していない。いわば羊頭肉でありまして、六割の水準と言われるのなら実質六割を確保すべきであらう。ことしの水準は六割じゃないです。私はそう考えます。自治省も六割は確保したなどという妙な成果は誇らない方がいいのじゃないだろうか。ともあれ、もっと実質的な表現をされた方がいいのではなからうか。五十三年度以降はやっぱりこういうことを先例にされないということがある必要であらう。六割の水準が妥当だと言ふのならそれを認めるとして、実質六割というところ、そういう確保を行わねばならないと思

は、私としてはそう思いますから、そういう要望をしておきます。

で、先日、この委員会の答弁で財政局長は、特定財源と一般財源との割合は財政の状況に応じて決めるべきだと答弁されました。これは、現行の財政制度のもとにおいて、私はどうも承服しがたいのであります。というのは、理由の一つは、地方債は許可制なのでありますから、当局の審査を受けるということでありまして、したがって、一般的に起債の量をどの程度にするのかというのは財政状況によるということでありまして、この起債の量の増大とともに地方財政への介入を増大させるといふ仕組みは、これは納得できないんです。自治体の独自財源が許可制の財源に振りかえられざるを当然とするのは、地方債を国からの財源付与と考えているからなのかなあと思うのですが、これはどうお考えなんですか。

○政府委員(首藤義君) 地方債が許可制であるので、地方債の充当率を高めることによって国の関与を云々という御指摘でございす。私は必ずしもそう考えておりません。と申しますのは、今回充当率を高めて財源振りかえをやりまして、これは全部公共事業関係の負担でございす。したがって、当該団体がその公共事業につきまして補助金ないし負担金を受け取って事業をするかしないか、これは当該自治団体がみずから決めることでございす。もちろん補助担当官庁とは相談をしなければならぬと思ひますが、受け取りました以上、それに対する地方負担額が幾らか必ず出てくるわけでございす。その地方負担額に対しては財源措置をいたしますのが、従前のように一部交付税における事業費補正といった手法で交付税でやるのか、その分を地方債で賄っておいて、将来その償還費を交付税で見っていくのか、これだけの差のことでございす。したがって、事業を受け取る、それに対する財源を充当してもらう、この点で、地方債を割り当てたことによつて許可制度によつてわれわれの介入権を強めるということにはならないと思ひます。

いわんや、もう一つございす。この公共事業の地方債は全くの枠配分でございまして、どの事業にどう充当をしておやりにならうと、これは地方団体の御自由でございす。私どもは、公共事業をお受け取りになった以上、出ました裏負担、これに対してともかくも満度の確な財源措置をして差し上げたい。これが交付税であるか、地方債であるか、これだけの差だと考えております。

○和田静夫君 そこは大変違うところであります。地方債は補助金、一般財源とセットになつておる。言いかえると、補助金行政を自治省が助長しているということですね。財政の自主性を奪う私は最たるものだと考えております。これは一般財源の割合まで決めてしまふことがそもそ問題でしょう。国庫補助金及び許可制による地方債というものがいわば特定化される財源であるというところは認めて、一般財源で地方債の許可権限を利用してしまふというところは、そういうふうな特定財源化してしまふというところは、これはもう容認できません。充当率の考え方が、私も私に認めてしまふまでも理解できないのですが、別に一〇〇%地方債で事業を行つても、いいんです。それはこの地方団体の財政事情によつて一向構わないことではない。充当率と許可制というのは、私には何か論理的には関係があるとは思えないのですが、これはどうですか、私が間違つてますか。

○政府委員(首藤義君) 充当率と許可制が論理的に關係、これは私もなからうと思ひます。充当率、公共事業の裏負担に対する起債の充当率を平均的に幾らだと考えるかというところは、ある団体が公共事業をどれだけやるかという決意をいたしまして、それによつて生じた地方負担、その分に対して的確な財源措置、これはしよせん地方財政計画全般としてはせにやならぬと思ひますが、それをやる場合に交付税でやるのか、地方債という財源でやるのか、この差であると思ひます。一般的に申しますれば、借金より一般財源がいいに決

まっておるわけ、これはまあ決まっておるわけですね。そう思いますが、こういう事態であります。一般財源を全部というわけになかなかまいりませんので、地方債でもって借金を将来に残すわけでありまして、その借金の償還額は、将来の交付税を通じて、一般財源を通じて償還財源の保障をまいりますから、これは財政的な痛手は変わらない、同じことであると思ひます。したがって、地方債に振りかえた量が大きくなったから、そのことによつて事業決定に中央が仮に介入するという結果にはならないわけでありまして、それだけの公共事業を取得するわけでありまして、それに対する裏負担に對してどのような財源措置をするのか、こういうことであるわけでありまして、したがって、御指摘のように、地方債をふやしたからそれで御介入をふやしたということにはならないと思ひます。

さらに、先ほど申し上げておりますように枠配分でございますから、そのもろい地方債を何の事業に充てようか、公共事業のどれに充てようか、あるものは一〇〇％一般財源である、あるものは一〇〇％地方債である、これは地方団体の自由でございますから、財源措置のあり方として交付税が適当か起債が適当か、こういう議論ではなからうかと思ひます。

○和田静夫君 ちよつとこのところもう少し続けますが、さうですか。この一般公共事業費がおおむね九五％だ、単独事業の通常充当率が市町村で七五％というの、これなぞでしょうか。災害復旧事業でも公共土木の施設については九〇％で、農地農林施設については七〇％としているのはなぜなんでしょうか。なぜ災害復旧事業にまで一般財源を充当しなきゃならないんでしょうか。これはさっぱりわからないんです、本當のところ、恐らくこれを決める人以外にはわからないと思うのです。充当率がおおむね九五％となっている現状では余り顯著ではありませんが、例年もつと

いびつな状態がたつたであつたでしょう。ともあれ、いま挙げた例はどう認識したいんですか。

○政府委員(首藤義君) 地方債の充当率というのは、当該事業に対する他の財源措置のあり方、ほかの財源措置、交付税で幾ら見ておるかとか、こういうもののあり方、それから負担金や分担金、こういうたぐいのものがどう取れるか、こういうことのある方、つまり他の財源措置でありまして、それから世代間の負担均衡と申しますか、将来に事業の受益が残つて、将来の住民負担、こういうものについてどう均衡化を図っていくのか、健全性の見地——もちろんこれは別にございますが——とも考慮されておるわけでありまして、今回、その公共事業について九五％地方債で措置するということにいたしておりますが、これは五％に相当する分は交付税で措置がされておる。したがって、その交付税措置と地方債措置と合わさると、さしあたり一〇〇％でございます。九五％の措置をいたしました地方債の償還については、いままでの通常の充当率よりも高い分は将来償還について財源措置をしていく、こういう考え方で、公共事業に対する財源措置を、ともかく受け取つた以上は満度に見てあげましょうという趣旨に出しております。

それから一般単独事業関係ですが、これがおおむね七〇ないし七五というの御指摘のとおりでございますが、これは主として負担の世代間の均衡化という問題、これと絡めて考えております。つまり、単独事業というのは地方団体が当該年度に全く独自の、自分の判断でやる仕事でございます。したがって、将来に負担を残すことはもちろん構いませんが、現在の時点においてもある程度の一般財源負担、こういうものを考えて、将来の負担均衡、これをならして考えてみた場合に、七〇ないし七五、こういったぐらゐの充当率、二〇ないし二五は一般財源を当該年度に支出をして事業実施

をする、これが将来への負担均衡化のために適当だということ、事業を取り上げた以上はそんなにかつこう、こういうふうにいたしております。

それから災害復旧事業については、御承知のように、御指摘のように九〇％となっておりますが、残りの一〇％は交付税などの財源措置、特別交付税そのほかの措置があるものは先生御案内のとおりでございます。こういうことで措置をいたしております。

さらに、災害の場合には非常にかわいそうな借金、ちよつと語弊がございますが、後戻りのかわいそうな借金でございますから、この借金の返しは、公共事業については九五％将来交付税で措置をする、それから単独事業については、率が違ひますけれども、まあ大体五七％から六割見当まで交付税で措置をする、こういう償還費に対する財源措置を将来の制度として制度建てしておる、こういうことでございます。

○和田静夫君 大要失礼な質問なんですが、大臣、いまの御説明で十分納得できましたか。

○國務大臣(小川平二君) 要するに、一面においては他の財源措置がどのようなものであるかという観点、もう一つは負担を後の世代にどのくらい求めるべきかという観点から、いろいろな充当率を設けられておるといふ説明は、まあ私にはきわめて素直に頭に入つたわけでございます。

○和田静夫君 仮にいまの説明が一応成り立つといたしても、地方債は地方自身の借金ですから、ある事業について全額地方債で建設するか、一部一般財源を使用するか、これは許可制云々以前の問題でしょう。これはいいですね。

○政府委員(首藤義君) 個別の事業に対する許可、そういうものとは別個のものでございます。可、そういうものとは別個のものでございます。大蔵が干渉するということになると、これはどういふことになるのですか。

○政府委員(首藤義君) 個々の事業の充当率につきまして、大蔵が干渉すると申しますか、大蔵の方でこれは何％にせい、これは何％にせいと、

こういうことはございません。単独事業なら単独事業、これは全額通じまして七〇ないし七五と、こういうことでございまして、公共事業は全部九五と、こういうふうでございますから。

○和田静夫君 これ、柴田護さん、元自治事務次官の著ですが、これは著すから、編じやないから。これはこう書いてあるんですね、柴田さんは、「その枠の計算は、例えば住宅建設の起債であれば、公共事業費の地方負担額の七五％というように一律に定められる。この比率を通常「充当率」と呼んでいる。現在一般補助事業、公営住宅建設事業、義務教育施設整備事業、災害復旧事業等については、この方式がとられており、一件毎に審査を受ける単独事業債に比べると、少なくとも手続上は簡単である。しかし、そこには、地方債の配分を財源配分的に考える戦後の慣習が、なお、強く残つていようと思はれる。しかも、その地方負担分について、例えば災害復旧事業のようなものまで一〇〇％地方債を充当せず何％と値切るものは、私には判らない。毎年許可方針を定める場合に、自治大蔵両省において、充当率をどうするかという問題が議論されるのであるが、中懸案が片づかないのである。不甲斐ない話といへばそれまでであるが、実際に金を貸す側の反対は、中々押し切れないというのが現実であろう。しかし、許可に当たつての審査手続の複雑さとともに、この充当率という考え方は、地方債が本来借金であるという性格から考えると、疑問であるといふはかたない。」と書いてあるんですよ。元自治事務次官が、「私には判らない。」と書かれてい

るわけですね。大臣はおわかりになったんですか。私はわからない方にくみしたわけですね。私も、充当率という仕組みによつて特定財源とこの一般財源を組み合わせたことというのは財政自主権を侵すものであろう、したがって、容認できないと思ひます。で、充当率の制度を廃止すべきだと私は自治大臣考案するのですがね。大臣どうですか。

○政府委員(首藤義君) ちよつとその前に申し上げ

げますが、そこに書いてございますことは、先生御指摘のうちのその前に、前段にあげてございした。ある事業をやるときに、一般財源と特定財源としての地方債とかみ合わせの比率をどれだけにしていくかと。この問題についてはいろいろ御議論があると思いますが。その公共事業について五〇、五〇でもいいわけですし二〇、八〇でもいいわけでございます。だから、そういう意味で、公営住宅が何で七五でなければならぬかはわかりません。しかし、その点につきましては、ある年度の地方財政の対策が何%の地方債、残りの何%は一般財源と、こういう組み合わせ方で成立をいたしました場合に、その地方債の充当率が上がってきた、そのことが地方の財政の運営の自主性を阻害すると、こういうことにはならないというのを先ほどから申し上げておるわけであり

ます。それからまた、たとえばその公共土木災害が何で一〇%でないかわからぬと、こういう御指摘でございますが、九〇という充当率になっていままでずっと経過をしております。したがって、残りの一〇%程度は一般財源、交付税が当たりますように、現在の特別交付税なりなんなりが仕組みが一般的として成り立っているわけであり。したがって、その九〇、一〇という一般財源とそれから起債財源の組み合わせの比率が正しいのかどうかと、この議論は幾らでもあらうと思ひますが、そういうことに、九〇と決まっておるがゆえに残りの一〇は交付税そのほかで措置をしておる。そのことは地方の財政の自主性を侵害するものではない、こういうことを私は申し上げておるわけであり。

○和田静夫君 それじゃこれ、私の方もどうも十分理解できない、本当のところ。何も時間を遷延せしむるためにやっているわけじゃないので、それだけの充当率、特にこの単独事業分にかかわる起債の充当率ですが、これについて、その率を決めた算定の根拠を明らかにした資料だけあります

か。

○政府委員(首藤嘉君) 単独事業をおおむね七〇ないし七五にしておりますことにつきましては算定の根拠と申しますか、細かな資料は実はございせん。いままでの長い運営の経験によりますものであります。当該年度に二五ないし三〇程度の一般財源を持ち出して実施をする、これが将来への負担均衡の問題、当該年度にある程度の一般財源を持ち出して仕事を、その仕事を自分でセレクトションをいたします場合のその価値判断の問題、こういうことから絡めまして適当であらうということであるようにしておりますわけであり

○和田静夫君 ここでようやくわかってきたんです。われわれにはわからぬはずなんです。大臣すつとおわかりになったのはやっぱり大臣、担当の大臣だからおわかりになったんだと思うのです。わかってはいるのはそっちだけなんです。あるいはこつちの大蔵省もいらない。結局、算定の根拠は出せないということ。出せないということになってくれば私たちがわからぬのはあたりまえだ。それだから、したがって私は、大臣、これはやっぱり充当率制度なんというのは廃止すべきです。御検討になりますか、ここで廃止しますんで大臣言えないでしようけれども。

○國務大臣(小川平二君) 事業によってそれぞれ充当率を設けておるその趣旨については申し上げたところでございます。かような仕組みそのものを再検討するかどうかという仰せでございますが、これは財政局長から申し上げたような理由で現に存在している制度でございますから、制度そのものをどうこうしなければならぬとは考えておりませんが、個々の充当率につきましては、実情に合致いたしますようにまあ見直しを行うということではこれはやらなければならぬことだと思ひます。

○和田静夫君 そうすると、大臣、見直しが行われるのですから、見直しが行われるには算定の根拠などというものが必然的に出てくるわけですね。それは資料としていただけいですか。共通

の広場でわれわれも充当率を計算するというようになわけにはいかぬですか。

○政府委員(首藤嘉君) たとえば一般単独事業というところで、これはもうものいろいろな施設がありまして、これについて地方団体が一般単独事業を地方債でやる場合に、負担を将来にだけだけ均衡的に残していくかという観点で、さしたる措置としては、当該年度の一般財源を二割五分なり三割なり出していくと、こういう考え方でありますから、これは個別の事業について資料がございましてどうこうというわけではないわけでございます。しかし、先ほど大臣も申し上げましたように、ことしも現実、たとえば下水道等の起債の充当率等は引き上げてきております。こういうものにつぎましてはことし一〇%か、引き上げました。それについてはそれは理由がございまして。そういう性格のもので、一般単独事業に充当率があるが、それについての資料ということになりますと、これはなかなか資料としてお出しするものはない、こういうことになります。

○和田静夫君 それじゃ、もう少しこれ時間をかけて、局長のところにも日参して算定根拠を少し教えてもらおうということにしようか。

大蔵委員会では、地方債資金の消化の点から条件面などをめぐる問題を質問したのであります。五十二年の地方財政措置を決めるに当たりまして、いわゆるこの地方団体金融公庫の創設をめぐって自治、大蔵両省で厳しい対立があったと聞きます。それは結局決着がつかずに、両大臣の覚書第五項「公営企業金融公庫の改組についての法律改正は、昭和五十二年度において行わないものとする。地方債の消化の円滑化については、引き続き、大蔵・自治両省で方策を検討し、できる限り速やかに結論を得るものとする」ということになった。すなわち、これは引き続き検討事項である、五十二年度地方財政措置の策定に当たってはまた検討される、こう解釈していいですか。

○國務大臣(小川平二君) そのように御理解いただきましたか。

○和田静夫君 大蔵省の側もいいですね。

○政府委員(斎藤十朗君) そのように御理解いただきましたか。

○和田静夫君 そこで、公営企業金融公庫の改組の構想というものは、どういふものですか。

○政府委員(首藤嘉君) 先生御案内のように、最近地方債の原資に民間資金を非常に多額に活用しなければならぬ事態が続いております。この民間資金の中でも、特にいわゆる繰越資金と言われます種類の資金が非常に増加をしまして、この額がふえればふえるほどいろいろ問題が出てくるわけでございます。これはまた、地域的な問題におきまして非常にアンバランスがございまして、それから弱小の市町村になればなりまして消化が非常にむずかしい、こういう問題が起きているところがございます。そこで、今度の公庫思想の骨子といたしましては、そのような非常に消化のむずかしい地方団体の一般会計の民間資金、これをどこかでまとめて消化をして地方団体に融資をして差し上げる、こういうことにしますれば、資金の質的改善が図られますと、このように考えていたわけでございます。

先生御案内のように、ただいま公営企業金融公庫は、公営企業の資金につきまして、公庫が債券を出しましてこれによって資金を確保をして融通をするというシステムをとっておりますので、これを拡張をいたしまして、公営企業金融公庫が地方公共団体の一般会計分につきまして消化のしにくい繰越債の一部をかわって債券等を発行して取得をして地方団体に融資をする、こういう制度を起すべきだと、こういう考え方でありますので、そのような構想に基づいて発意をいたしましたのでございます。

○和田静夫君 財政負担を考えますと、地方債は少ないとはいわけですが、財政力の弱い団体を考えますと、公債依存度というのは、財政力においてどの程度を目安に置いていいかわかりません

か。今後のおよその基準を示していただければ。

○政府委員(省廳事務) 地方債の依存度は、これは幾らでなければならぬかという事は、なかなか国債の依存率と同じで議論がむずかしいかと思うが、現状を申し上げると、昭和五十二年決算におきまして地方債の依存度は、都道府県が一・二、市町村が一・七、統計で一・二と、このくらいであります。それから、五十二年の地方債依存度は一・五、それから五十二年度は一・五、このくらいのものでございませう。過去の、地方債をそれほど増発をせしめて自治体の地方債依存度は大体六・五%見当、六ないし七というぐらいが地方債の平均的な依存度であろうと思ひます。これはもう団体ごと、年度ごとにも違ひますし、団体ごとにもいろいろ違つておると思ひます。

○和田静夫君 現実、地方債の大量の増発が続いておるわけですが、公債費比率はこの意味ではずっと上がつてきて憂慮すべき状態になつてきている団体、そういうところもあるように思ふのです。そこで、公債費比率がおおよそどういう分布になつておるのかというの、これは資料でいただけますか。

○政府委員(省廳事務) 公債費比率の分布でございしますが、ただいまの状況で三千三百ほどの団体のうちに、一五%以上になつておるもの、これは都道府県ではございせん、市町村で九十二団体、それから一〇から一五%未満、これが、都道府県ではありませんが、市町村で四百四十三ほどです。それから一〇%未満、これは都道府県は全部一〇%未満であります、市町村で二千七百二十一、こういう分布状況でございませう。

○和田静夫君 さて地方債の消化対策が問題であります、現在財政力の弱い団体で特にこの繰放債の消化が困難になつておる。従来この金融機関が変つたつとあると言われているようでありすが、これは実情どうですか。

○政府委員(省廳事務) 繰放債が非常にふえてま

いりましたので、特に財政力の弱い市町村、それから地元にかかるべき金融機関のなかなかない市町村、こういうところでは繰放債の消化が非常にむずかしいという事態が地域的に起つておる。ただ、まあ幸いに五十二年度全般を通じて考へてみますと、これは大蔵省の方の御協力もいただいたのでありますが、民間の資金需要がさほど伸びなかつたという事情等もございまして、消化が完全に不可能であるという事態まではまだ現出せずにとつて済んでおります。

○和田静夫君 これは両省の御主張を聞いておきたいのですが、問題点、要約するとこれ自治省はどこにあるとお考えですか。大蔵省はどこにあると。

○政府委員(省廳事務) いろいろ問題点につきましては、これは御指摘のように議論があつたわけですが、最終的な問題点として、最も大きな問題点として認識をされましたのは、公庫が地方団体に代つて資金を取扱する手段として特別公債発行というものを発行する、こういうもの、これを立てたのでありますが、この特別公債の発行につきまして、まあ大蔵省では、ただいまの金融情勢ではなかなかこれがのみにくいと、あるいは消化について問題があるとか、こういうような議論が起つて、この点がまとまらなかつたうちの一番大きな問題点ではなかつたかと思つております。

○政府委員(戸塚岩夫君) ただいま自治省の財政局長からお答えがありましたように、一番大きな問題は特別公債で金を集めるという問題でございまして、先生御承知のように、特別公債でやるというの、現在電電公社が一部そういう資金調達をやつておられます、発行の市場で金融が緩んだときにはわりあい有利に引つ張られるという可能性がございまして、公営公庫のように、行政的なものをもつてその事務の停滯を許さないというような公共団体の資金を供給する場合には、あるときはまあ比較的有利に資金が集まると、しかし、逼迫すればなかなか金が集まらぬというよう不安

定な資金によつてそういう公営公庫の資金調達がされるというの、これは大変問題があるんじゃないか。そこで五十二年度の対策といたしましては、政府保証債五十二年度三千五百億に對して四割以上伸ばしまして五千億というように、資金の量を政府保証することによつて集めるということを中心といたしまして、公庫の資金を充実するということをやつたわけがございませう。

○和田静夫君 ちょっと時間がなくなつてきておるんですが、問題は、本来交付税で措置すべきものが地方債に振りかへられて、その結果地方債の消化が困難になつてきている。また、国債の大量発行の影響を受けて、地方債中の政府資金割合が低下して、そうしてこの民間消化が増大した。そういう結果、ちよつと論議が前後いたしました。国債に締め出される。で、クラウディングアウトの傾向が出てきている。そういうような地方債引き受け及び引き受け原資の悪化の現象が起つておる。したがつて、私は地方公共団体金融公庫の創設が望ましいと考えているわけですが、これはまあ物別れになつておるのをあれですが、先ほど御答へがありました両省間で前向きに検討される。自治省の側はそうだと自治大臣お答えになると。自治省の側は、問題は、大蔵省の側。前向きに検討されるということ、これはもうすぐれて政治的問題だからやつぱり次官でしやうね。いいですか。

○政府委員(戸塚岩夫君) 先ほどお答えしましたように、どこから金を集めていくかという点については金融秩序の基本にかかわるような問題でなかなかむずかしいと思ひます。地方公共団体の必要とする借金は、先生御案内のように、地元の銀行が中心となつて融通をして、それが地元の銀行に公金預金される、あるいは地元でそれが業者に渡つて、業者の預金としてまたその地域的に還流する、そういう地縁的な関係において長い歴史があるわけがございませう。したがつて、全国的に金を集めるといった場合に、自分が出した金が自分の地元の銀行に来るとは全然コネがつ

かないというふうなものに對して、金融機関がこれを引き受けるということについては地銀の協会などからも相当な抵抗のある話でございまして、なかなかこういう金融の流れを変えるような大改革というものはむずかしい問題ではないかというように考へております。

○和田静夫君 いや、考へてはいらつしやるんです。考へていらつしやるから別れちやつたんです。したがつて、先ほど大臣並びに次官から御答へがあつたように、これはもう引きつらぬいての懸案事項である、覚悟に基づいて、こういうことであるから、その引きつらぬきの懸案事項であるがゆゑに、私は先ほど来る質問も、私の意見も述べ、それに基つて前向きに両省検討をしてください、こう言つておるんです。検討することにやぶさかじやないわけでしょう。

○政府委員(戸塚岩夫君) その覚悟にも書いてございませう、地方公共団体の出します地方債の円滑な消化ということに對しては、いろいろな方法によつて一層円滑な消化ができるような方向で検討しなかつちやいかなという趣旨でございまして、その中の一つとして、公庫を改組して、先ほどからお話ししましたように、中央において金を集めるといふような手段も一つの検討の課題にはなるかと思ひます。

○和田静夫君 自治大臣、これはいい言つたやうな形で検討をされると、それはいいですね。○國務大臣(小川平二君) この覚悟は公庫の創設そのものについて引き続き検討するということになつておりますので、私どもは当然前向きな態度で繰返し繰返しこの実現を要求するつもりでおります。これは申し上げるまでもないこととてございませう。

○和田静夫君 ところで、地方債の許可制というのがどういふ理由があるのか、これは私にもまたわからないうえですが、まず許可権限について伺ひますが、これは自治大臣の専管事項であつて、大蔵大臣は自治大臣の許可権の行使に關し協議すると、こういうことですね、これ。

○政府委員(首藤義典) お説のとおりでございます。

○和田静夫君 その協議というのはどういう内容、範囲でしよう。

○政府委員(首藤義典) 協議は、自治法の二百五十条の規定によりまして、政令で定めるところによりまして許可、これを自治大臣または都道府県知事が行うことになっております。地方自治法の施行令の百七十四条の規定、それから内蔵令の規定、こういう規定によりまして自治大臣の許可になつております。その協議の範囲は、法的には一件五百万円以上のものの起債の額及び資金区分、こういうものがいわゆる内蔵令による協議の法的な範囲になっております。

○和田静夫君 そこで、大蔵省理財局地方資金課長が監修をしました「体系地方債」というこの本を読みますと、協議制度の趣旨として四つ挙げてあるんです。第一に政府資金の貸し手の立場から、第二に財政金融の調整責任の立場からの理由を挙げておられます。それはわかるのですが、第三、第四の理由として、「地方債は将来にわたり起債団体に財政負担を残し、ひいては地方財政全般に影響を与えるものであり、しかも現在の地方財政の仕組みからその状況いかんが国家財政にも直接に影響を及ぼすものである。したがって、財政担当大臣として地方債の発行が適切に行なわれるよう関与する必要がある」と、それからその次の「実態に即した地方債の運用を行ない、資金の効率的配分を図る」という観点と、あわせて資金融通の当事者という立場から、単に起債の枠で規制するだけでなく、個々の起債内容について具体的に審査する必要がある」と、この記述とおりだとしますと、大蔵省が地方財政運営について関与することになるわけですね。それから、地方財政運営については指導官庁であるとするればそれは自治省なんであって、大蔵省の関与は法律上、制度上これは容認できませんね。これは容認できない。もう時間がなくなってきたから、私はこれを

意見として述べておきます。これは容認できない。後ほど法制局長官に来ていただきますから、若干法律事項をたいたします。

ところで、私は五十年の十一月十一日のこの委員会、内蔵令が今日なお生きていますのはおかしいと指摘しました。自治、大蔵両省で検討を約束されました。すでに長時間たつていますが、この検討結果はどうなっていますか。

○政府委員(首藤義典) 御指摘もございましたし、内蔵令そのものについても何分にも古いものでもございますし、内容的にもいろいろ問題があると思ひますので、五十年の十二月でございしたか、一応の案を私どもつくりまして、大蔵省に協議申し上げたわけでありまして、しかし、意見まとまりませんでそのまゝの状況に相なつております。

○和田静夫君 現在地方債許可の方式として、先ほども述べられました一件審査と枠配分があるのですが、許可手続の簡略化という観点から考えてみますと、枠配分をふやしていくべきだという主張がある。また、恐らくそういう方向になつていくと思うのです。で、枠配分というのは何か、その拡大を進めていくというのはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(首藤義典) 枠配分と申しますのは、自治大臣が都道府県、指定市ごとに許可予定額の枠をあらかじめ定めて配分をいたしまして、その枠の配分を受けた都道府県や指定都市は、その配分を受けた枠の中で各事業別の充当、これを全く自由にやつてよろしい、こういう充当をすれば、それを報告をしたらええそれが許可額として決まってくる、こういうやり方でございます。それから、市町村分につきましては、やはり自治大臣が各市町村の所屬をいたしまして都道府県ごとに許可予定額の総額を決めまして配分をいたします。その配分を受けた都道府県知事がその枠の範囲内でこの市町村に幾らするか、これは自分で決めます。これも報告を受けますとそのまゝ確定をする。こういうやり方で地方

債の許可手続の簡略化を図つておるわけでありまして、当然のことながら、一件審査の方法に比べて非常に事務が簡略化される、地方の自主性も高まる、こういうやり方でございます。

それから、地方債の許可制度についてこういう手続の簡略化を図る、それから地方の自主性をできるだけ尊重していく、こういうことが望ましいことである、私も常日ごろ考えておりますので、こういった枠配分方式を従来とも拡大をしてきましたし、今後も拡大をしていくつもりでございます。現在の実情を申し上げますと、昭和五十年年度においては普通会計債の約八割、これが枠配分方式になつております。それから一般市町村分だけで考えてみますと、市町村分は全体の約九割、これが枠配分方式になつておる。このようにして簡略化と自主性の尊重、これを図つておるわけでありまして。

○和田静夫君 とところで、この枠配分によつて若干手続の煩瑣は減るかもしれない。しかし、これが許可制であることには違ひない。そして都道府県と財務部、財務局と協議することになつていく。事実上は関係者が財務部、財務局にたびた呼びつけられまして、そして何度も頭を下げて決めてもらうことになるわけですね。この実態では、枠配分を拡大することに私はそれほど大きなメリットを見出すことはできません。問題はやはり許可制にあるわけですね。

そこで何うなのですが、こういう権限が果たして財務部、財務局にあるのかどうかということですね。これは以前からの答弁では、内蔵令によつて授權されているということなんです。これはどうなんですか。

○政府委員(戸塚岩夫君) 地方債の許可を自治省がされる場合に、大蔵省としては協議を受けるという立場にあることは先生御承知のとおりでありまして、財務部、財務局にその権限があるかという御質問に對しましては、大蔵省は、御承知のように、資金の全体の調整を国全体として考えているかなきやならぬ。たとえば、現在考えてみますと、

と、国債が八兆四千八百億も出る、あるいは地方債は五兆も出る。そのほかの公共債を合わせますと、公共債だけで五十二年度は十五兆に余るものをどこから資金調達をなさなきゃならぬ、それをうまく経済との調和をさせなきゃならぬ、それをやならぬという、財政金融担当大臣の立場があるわけでございます。

第二番目には、市町村の起債に對しましては、資金運用部資金、すなわちその原資は大部分郵便貯金に仰ぐというような金を回しているわけでございます。これを安全、確実、有利に運用しようとする、これは、国会からも法律によつて行政府に委託されていることであります。その委託にたいする、これは大蔵省かというやうなことを慎重に検討して運営していくことが実情に合つていくというやうに私は解しているわけでございます。

まあ権限があるかという点につきましては、私どもの設置法に、そういう資金の調整とか、あるいは資金運用部資金を管理するという仕事が行政府に命ぜられていくわけでございますから、その範囲内において、出先である財務局なり財務部がそれ相應の御相談に應じていくということとは、一番実情に合つたやり方ではないかというやうに思っているわけでございます。

○和田静夫君 行政上実情に合っている、合っていないという答弁を聞いているわけじゃないのであつて、そつちの方が合つていふやうななら、自治体の方は大変迷惑している、大変合つてない、煩瑣なことである、呼び出されるだけでも、定員も少ないところで大変な時間の浪費にもなる、そういう意味では、逆の意味では合つていない。内蔵令の第一条にはこう書かれていますね。「地方自治法第二百二十七条の借入金を除く外、地方債を起し又は起債の方法、利息の定率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、第二条に定めるものを除く外、都道府県、地方自治法第二百五十五條第二項の市及び特別区にあつては内務大臣、

容とする、こういう内容の案を大蔵省に提出いたしました。協議をいたしたわけですが、遺憾ながら意見の一致を見なかったという次第でございます。

○和田静夫君 自治大臣、意見の一致を見なかったんじやなくて、全然返答が返ってこない、協議が行われないという事態じゃないんですか。

○政府委員(戸塚芳夫君) 先ほどからお話しいたしましたように、大蔵大臣という立場からは、政府資金によらざる起債については一切御相談なくやられるということは、そういう団体にも政府の資金はお貸ししているわけでございます。その資金をそういう団体に貸している大蔵省といたしま

してはある部分的な事業については政府資金によらないで起債が行われていくとしたとしても、全体のその地方公共団体に金を貸している立場から、どういう借金をされるかという事は、なかなか自治省からのお申し出のとおりには、いまだやっておりますことを変えること自体は、なおやはり管理者として慎重な態度でなければならぬんじゃないかというように考えているわけでございます。いまして、まあ自治省のせつかくのお申し出でございますが、現状のまま円滑に事務を合理化しないのがらやっていくというのはいいのではないかと、いうように考えているわけでございます。

○和田静夫君　私は、先ほど法制局長官が私の内蔵令解釈について合意をされましたように、法的に権限もないことをやられておりながら、それが

いわゆる大蔵省という仕事の上から言つて実態に合つてゐるからそのまゝの状態でもつてやり続けたいんだという論理にはなりませんよ。それはあなたの答弁としては大變おもしろい答弁でありましてね。われわれがそういうような形のことをいわゆる実体的な解釈に基づいていろいろのことを言つた場合には必ずそれを否定をされるあなた方が、この部分についてのみはそのことを主張し続ける、これは許容することはできませんよ。したがつて、自治大臣、協議が相ならなかつ

たと言われるだけではないのであつて、いま言つたように、やつぱり改めるべきものは改めなければならぬ。改めるための努力というものは、やつぱり続けられなければならない。私は、もつと言へば、協賛制そのものを廃止を要求したいほどです。すでに、大蔵省の担当者の書いたものを先ほど読みました。ここで明らかに、その問題点から見て、結局私は政府資金の貸し手としての立場からしか協賛制の意味を認めることはできない、そういうことなんです。したがつて、少なくとも現行省令よりも協賛制が強化されることがあつてはならぬわけですね。これは、許可制に強い反対のある状況等を考へてみますと、当然のことです。したがつてそのことは、自治大臣に対して、すでに提案されたものをもとにしながら成案が得られる努力というものを求めておきます。

ところで、大蔵省、先ほど来実態に合つていんだと。それじゃ実態に合つた——すでに述べましたように、実際には財務部、財務局が事細かに繰返しの資金部分まで関与してゐるんですよ。それも書いてある。事実上の決定を行つてゐるに等しいんですよ、これは。大蔵省のやつてゐる人はだれです、これ。地方資金課、財務局の融資課、財務部の財務課、そういうものを通して地方債資金の審査を行つてゐる職員の大半はだれなんです、これ。この諸君に権限がありますか。この諸君はどんな諸君です。資金運用部特別会計の職員じゃないですか。資金運用部特別会計の職員がこれらについてなぜそんな権限を持つてんですか。あなたが実態的だと言ふ。すなわち政府資金の審査を行うために特別会計を置いて、そこに置かれてゐる職員なんです。これが、いま首長経験者のたくさんの方が、ちょっと席を外してゐますが、これらの人々を呼びつけながらやつていく、そういう状態であつたわけですね。わが方にも首長経験者は幾らでもいる。与党の側ばかりにゐるんじゃない。したがつて、繰返資金や公募資金による起債に關して、事前でも事後でも審査する

権限なんていうのは、これらの諸君にはないですよ。あなたがあなたの身分においてやるというのなら話はまた別ですが。いわゆるあなたの実態論を述べるならばですよ。そうでしょう。これはもう会計制度に反して、この職員がやつてゐる以上、内蔵令の協賛の問題とは別に、これは非常に重大な問題なんです、これ。あなたさつき平然として、いまやつてゐることをあたりまえだと言われたけれども、内蔵令の部分に対して考へてみたつて、これらの職員が自治体に対して干渉するところの権限なんて持つてませんか。これは直ちに中止をすべきですよ。それは次官、そうでしょう。

○政府委員(戸塚岩夫君) 末端で行つてゐるのが特別会計協賛の職員であることは先生御指摘のとおりだと思ひます。で、これは設置権限という話になりますと多少大蔵省の官房ともいろいろ話し合つてみなければファイナルなお答えにはならないかと思ひますが、私は理財局というところがやつたらよろしい、理財局の出先がやつたらいかぬというところでは必ずしもないんじゃないかという気がいたします。すなわち、私がやるのはいい、だけれども理財局の仕事の末端においてやつてゐるその職員は特別会計に属してゐるから直ちに無権限だということにはならないのではないかと、この気がいたしますが、なお検討して正式な見解として先生にお知らせしたいと思つております。

○和田静夫君 あなたがやつてもいいと言つたのは、言葉の、あなたに対する、余りあれしてもいかぬからちょっと言つてあげただけであつて、そのところの言葉に力をもつて、おれなれない、向こうならだめだという論理にはならないのであつて、問題は、いま私が取り上げてゐることは、資金運用部特別会計の職員である者がこういう状態のことをやるということ、これはもう明確に誤つてゐますよ。そのところは謙虚に改める、そういうことが必要です。官房と相談をしなければならぬというなら相談の時間を与えましょう。

ただし、私がいままで申し上げましたように、法制局長官も認められたように、自治大臣、誤つたことが行われてゐることは間違いない。よつて自治省の側からは一つの案が出てゐる。その案には真摯にやつぱりこたえる大蔵側の姿勢もなければならぬ。私は関係の一員として、福田内閣のもとにおいてこういうような不合理なことが行われてゐることに對しては、自治大臣、一定の前進的な結論が出る、そういう努力を求めたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

○国務大臣(小川平二君) 引き続き努力をしてまいる所存でございます。

○和田静夫君 あとは後刻の時間にさせていただきます。

○阿部憲一君 まず本題の地方交付税法の一部を改正する法律案に關して當局に御質問申し上げたいと思ひますが、地方交付税制度の本来の機能というものを考へますと、地方財源の調整、さらには一般財源の保障ということが考へられるわけでございますが、地方交付税の本来の機能ということについてどのように考へておられるか、まず御見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(首藤義孝君) 地方交付税制度の本来の機能、ただいま先生御指摘ございましたとおりでございます。一つには地方団体間の財源の均衡化を図ることでございます。もう一つは、地方財政、各団体が計画的運営をやりやすために必要な財源を保障するということ、この財源保障と財源の均衡化、この二つが機能だと考へております。

○阿部憲一君 この地方交付税制度の本来の機能を考へました場合に、その交付税が三年間連続して大幅な赤字という場合は、この交付税制度の機能にどのような影響をもたらすとお考へですか。

○政府委員(首藤義孝君) 長期に多額の不足を来すという場合は、そのままの状況で捨ておかれますならば、もちろん財源保障の機能も財源均衡化の機能も失つてしまふ、こういう事態になるわけでございます。交付税法の六条の三にも規定がございしますように、制度改正とか率の改定とか、

そういうことを行つて総額を確保するようにという規定がございします。ただいまの状況では、非常に、御指摘のように大きな財源不足が生じてゐるわけでありまして、これが交付税の機能を損なうことのないように交付税の総額を増強するといふ、特別の措置でございますが、これを過去三年間、今年も含めて講じてまいりました。交付税の機能が低下しないように私も私どもとしては措置をいたしておる、こういうつもりでございます。

○阿部憲一君 いまの五十一年度の事態を見ますと、実績はどうかといひますと、不交付団体は、都道府県四十七ありますが、このうち東京と大阪だけであつて、市町村段階になりますと、三千二百五十七のうちわずかに六十一となつております。この数字で見ると、財源の調整を果たすという機能は本来の目的から外れてきてゐるんじゃないか、こう思ふわけですね。どうも地方財源の強化が図られない間に財政需要が増大してしまつて、交付税制度の持つてゐる財源調整という機能が失われてしまつてゐる、こう考へられますが、この点についてどのような御認識ですか。

○政府委員(首藤義孝君) 御指摘のように、最近非常に不交付団体の数が減りました。ほとんどの団体が交付税のお世話になる、こういう状況になつてまいつております。これはまことに容易ならざることと私も考へております。このことは、交付税が機能を失つたということではございません。で、地方自治体に与えられておりますところの自主財源の大宗である税制、この地方税制の充実という点が非常に近ごろ弱くなつてきてゐる、こういう状況に由来をしてゐるものではないか、こう考へておるわけでありまして。

○阿部憲一君 交付税制度そのものが機能を失つたのではないと弁解されておりますけれども、しかし、結局交付税制度そのものが機能を發揮するには非常に困難な情勢に陥つてゐる、このように考へられると思ひます。

交付税の不足分が地方債に振りかえられる措置が四十一年度からとられてゐますが、その額は一

体どのように推移しているか、御説明を願いたいと思ひます。

○政府委員(首藤義孝) 地方交付税の額が地方債に振りかえられたのは主として昭和五十年からでございますが、昭和五十年においては、減収補てん債、これを含みまして一兆六百三十二億、それから五十一年度は一兆二千五百億、これは財源対策債を含みましてでございます。それから五十二年度は、御承知のように一兆三百五十億、こういう非常に大きな額が地方債に振りかえられたという措置をとられております。

○阿部憲一君 こうした、交付税が地方債に振りかえられた措置が増加しているということは、交付税制度の持っている、地方の一般財源を保障するという本来の機能が失われていることを物語るものであると考えられますが、この点についてはどのように御認識ですか。

○政府委員(首藤義孝) 通常の事態におきまして地方財源を保障するに足りるだけの交付税の総額が少なくなつてきておる、こういう事柄を御指摘のとおり示すものでございます。しかしながら、こういった財源不足の状況に對しては、それぞれ年度の年度におきまして、応急的な措置ではございますが、交付税そのものも借り入れをいたします等の措置によりまして増加をいたしておるわけでありまして、御指摘のような財源保障機能や調整機能を交付税が損なわないように、所要の補完措置と申しますか、補充措置と申しますか、こういう措置をとつてきておるわけでございます。

○阿部憲一君 今年度の交付税の総額の伸び率はわずか一〇%、この制度の発足以来最低の伸び率であり、文字どおり非常事態である、こう考えられますが、やはりこの交付税制度そのものが行き詰まりに來ているといひますか、全国知事会でも指摘していただきますように、この三年間で交付税制度は大きな不況を生じているのではないかと、こうも考えられますが、これについての御認識を承りたいと思ひます。

○政府委員(首藤義孝) 御指摘のように、本年度

の地方交付税そのものの増加率は、いろいろ補充措置を講じた結果におきまして一〇%にすぎないわけでございます。しかしながら、ことしの一般財源の伸びの状況で申し上げますと、税がかなりの伸びを示しておりますので、一般財源全般としては一五%程度の伸びになっております。去年は地方交付税そのものは非常に伸びをいたしましたけれども、税収入の伸びが少のうございましたので、この一般財源全部の伸び率はことしよりもっと低かつたわけでございまして、五十一年度に比べれば、一般財源としてはことしの方が増加率がいいと、こういう状況に相なつております。

○阿部憲一君 大量に国債が発行されている、また税収も大幅な伸びを見込むことが不可能である、このような状況のもとでもって交付税制度そのものの持つ本来の機能を有効に働かしていただくためには、やはり改めて制度自体の点検を行つて、実勢に即した交付税制度へと改善を図つていくという必要があると思ひますが、この辺についてどういふふうにお考えでございますか。

○政府委員(首藤義孝) それは私も御指摘のとおりそのように考えております。できるだけ早い機会に地方税制、それから交付税制、これを含めまして所要の制度改正を行ふべきだと考えておるわけでありまして、ただいまの事態では、毎度申し上げておりますように、非常に経済界の状況等も不安定でございますし、国、地方を通じましての一般財源総額も非常に不足をいたしておる、こういう点の制度改正が行われなければならぬ事態でございますので、恒久的な制度をたてたいと、文字どおり非常事態である、こう考えられますが、やはりこの交付税制度そのものが行き詰まりに來ているといひますか、全国知事会でも指摘していただきますように、この三年間で交付税制度は大きな不況を生じているのではないかと、こうも考えられますが、これについての御認識を承りたいと思ひます。

○阿部憲一君 どうも交付税制度の本来の意義、機能というものが変質させられてきていると、こう考えられるわけですが、制度の具体的な改革に

つきましては、いま局長のお話もございましたが、後ほどに伺うことにいたしまして、種々議論されてきたことの交付税率の引き上げについて若干お伺いしたいと思ひます。五十二年の事態は交付税法第六條の三第二項に規定する事態であつたわけですが、今回とられた処置と、それからその理由をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(小川平二君) これはしばしば申し上げておりますように、今日の状況は交付税法六條の三の二項に該当する事態でございますから、制度の改正をするか、交付税率の引き上げを施行しなければならぬわけでございまして、今日この状況下で交付税率を変更するということは、これはなほ困難だという判断に到達いたしましたので、これに代つて御高承のような制度の改正を行つたわけでございまして。現在、国も地方も共通の財政危機に直面をいたしておるわけでございまして、新たな経済環境のもとにおける税制、財政の抜本的改正といふことには一刻も早く着手をし、実行しなければならぬと考えております。その際、地方税、交付税を含めまして地方公共団体の財源を充実させる、これによつて自主的な責任ある行政執行ができるような姿に一日も早くしたいと、こう考えておるわけであります。

○阿部憲一君 交付税率の引き上げの見送りにつきましては、いま大臣のお話のように、国の財政も大幅な財源不足だからというものがその理由のようでございまして、地方自治体は国のように金融財政を左右できるという立場とは根本的に相違するものでありますし、そのことを考えますと、地方に借金強いというところはやはり避けるべきである、こういうふうにお考えですが、地方自治の向上を図るという立場にある大臣としては、これにつきましてどのように認識しておられますか。

○国務大臣(小川平二君) 今日の状況のもとで建設地方債の活用という手段に頼らざるを得ない、これはやむを得ないことだと存じます。一刻も早くかような状況から脱却しなければならぬ

い、こう考えておるのであります。

○阿部憲一君 今回のこの改正案の中で、附則第八條の二を新設して、政府の負担する交付税の借り入れ四千二百二十五億円を法律に明記されたといふことですが、これをもつて制度改革とされる根拠は何ですか。明確に御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(首藤義孝) 地方交付税法六條の三第二項に、引き続き著しい交付税額の不足があるときには、交付税率の率の変更、それから行政財政制度の改正、これをやるべきだといふ規定があるわけでございまして、この制度改正につきましては、恒久的な制度改正を行う、これはもちろん最も基本的な形であるうとは考えますけれども、法制局の見解によりまして、経済情勢が変動期にあるために将来に向かつての的確な財政の見通しが予測しがたい、こういった状況にある等、特段の事情がある場合には、さしあたり当該年度の地方交付税の総額を増額する等のこの特例措置、これを講ずること、これもまた交付税法第六條の三第二項に言う行政財政制度の改正に含まれると。つまり、六條の三第二項の制度改正といふものは、そのやり方、内容につきましては非常に広範な選択を許しておると、こういうふうにお解されておるわけでございまして、したがうして、今回、八條の二の新設をいたしました制度改正、これは御指摘のように恒久的な制度改正ではございませんけれども、昭和五十二年の交付税の総額を確保、増額をする、さらに後年度にその償還分に相当する分の一定部分を交付税の増額、こういうふうな措置をとつて、こういう措置をとりましたものでございまして、ただいま申し上げましたような趣旨で六條の三第二項に言う制度改正、これに含まれるものと、このように解釈しておるわけでありまして。

○阿部憲一君 これまで行われてきました臨時特例交付金の交付税会計への繰り入れ措置はどれくらいになりますか。年度別にその額を御説明願ひます。

○政府委員(石原信雄君) 臨時特例交付金の繰り

入れ額でございますが、五十二年度は千五百五十
七億円でございまして、五十一年度は六百三十六億
円でございます。なお、さらにさかのぼりますと、
四十九年度が三百二十一億円、四十八年度は
三百八十八億円、四十七年度が四百十五億円、
それから四十六年度が五百二十八億円と、最近の
年度ではこのような状況になっております。

○阿部憲一君 いま御説明のあった、従来から行
われてきたこの臨時特例交付金の交付税会計
への繰り入れ措置と、今回とられた附則第八条の
二に明記された措置とはどういうふうに違うので
すか。

○政府委員(首藤義君) これまでの臨時特例交付
金、これはいわば当該年度の交付税の総額を増加
をさせるものであります。交付税率の三・六％に
よる額ではありまじけれども、当該年度の交付税
の総額を増加をさせる、それを現ナマで渡すと、
こういうものでございまして、今回の附則八条の二
の臨時、これは後年度の交付税の総額を増加をさ
せるものである、つまり後年度にこそ借り入れ
ました額の償還をいたさなければなりません、
その償還費のうちの一部を臨時を出すということ
でもって補てんをする、こういうことで、現年
度、後年度、その違いということだろうと思いま
す。

○阿部憲一君 どうも余り違いがないように思
いますが、従来行われてきた臨時特例交付金の交付
税会計への繰り入れ措置というものと、それから
この附則八条の二項の措置、今年行われたものと、
法律に明記されたというだけの違いであり、当年
度と後年度という差だけですが、実質的にちよ
つと違いがあるというふうには考えられませんが、
もし御説明のように、八条の二の新設をもって制
度の改正と考えるものであれば、これまでに行わ
れた措置も制度的な改正といえましょうか、制度
の改正と、こういうふうに考えられるんですか、
どうですか、その点は。

○政府委員(首藤義君) 従前の措置は、交付税法

六条の第三項に言う事態にまだ達していない事
態でございしたので、さしあたり当該年度の措
置をどうするかという考え方からいろいろ折衝等
いたしました結果、臨時にとり行ったものでござ
います。

今回の措置は、交付税法六条の第三項に該当
する時期である、こういう認識なり前提なりの
もとで、その制度の法規定の趣旨を生かしながら
財源措置をしていくべきである、こういう考え
方で臨んだものでございまして、したがって、
今回の措置は、従前と異なると交付税特別会
計で借り入れをいたしましたものについて、たと
えば自治大臣と大蔵大臣と覚書を交わして、将来
財政運営に支障が来ないように配慮をする、とい
った程度の措置で済ませたわけでありまして、今
回はそういう措置ではなくて、年度も、それから
年度ごとにも補てんをする額もこれを明定をいたし
まして、法律でもって国にその義務を負ってもら
う、こういう法的な措置を講じた、この点が違
いと考えております。

○阿部憲一君 どうも余りはつきりした差がある
ように思いますが、いまお話しの大蔵、自治両
大臣の覚書ですけれども、「法定することとした
のは、昭和五十二年限りでの臨時措置である」、
こういうふうに述べられておりますけれども、こ
ういう単年度限りの異例の措置をもって制度改正
と胸を張るのはちよつとおかしいと思ひますが、
これをもう一度ひとつ御説明願ひたい。

○政府委員(首藤義君) 六条の三に言ひます制度
の改正、これが本来ならば恒久的な制度の改正で
ある方が望ましい、これはそのとおりであらうと
思ひます。しかしながら、先ほどから申し上げて
おりますように、こういう異例の事態であり、将
来までの見通しを立て得る事態でございませ
んの、さしあたり五十二年に關します措置として
このような制度改正を行つた、こういうことで
ございまして、したがって、これはあくまで五
十二年度限りの措置でございまして、恒久的な
制度改正をやつたと言つて胸を張つておるわけ

はないわけでありまして、しかし、なおかつ、六
条の第三項に言う制度改正であることは間違
いがないと、こう申し上げておるわけでありま
す。

○阿部憲一君 数字的な内容についてお伺いま
すけれども、制度改正と言われる今回の臨時地方
特例交付金の繰り入れ措置は、交付税率の引き上
げに相当する措置だと伺つたんですが、さうだと
すれば何％の引き上げに相当するものでござい
ますか。

○政府委員(首藤義君) 今回、将来国に負担をし
てもらうように、元金も負担をしてもらうように
しました額と、それから臨時の額、こういうもの
を合算すると、交付税率に仮に直しますと三・
六％、この程度の率に当たります。

○阿部憲一君 この三・六％という率ですが、こ
れは総額で五千七百七十五億円、率にすれば三・六
％の引き上げに相当する、とお話ですが、五十
五年度から六十二年までの繰り入れられる臨時
特例交付金の総額が三・六％に相当するといふこ
とであつて、年度ごとに見ればごくわずかではな
いでしょうか、その点いかがですか。

○政府委員(首藤義君) これは五十二年度そのも
のでお考えをいただきますと、ともかくそれだけ
の額を五十二年度は現ナマとして使えるわけに
ございまして、五十二年度はそれだけの額を確保した
わけでありまして、それを分割して払ひますも
のについては、御指摘のように、額は何年かにわ
たりますから下がつてまいりますが、それはとも
かく地方団体が心配をしないですと使える額、
こゝし現ナマとして使える額、こういうことに相
なります。したがって、こゝしの率に直せば
本年度の財源措置としては三・六％相当の財源措
置である、こう申し上げて差しつかえないと思
ひます。

○阿部憲一君 本年度使えるお金がということ
ですけれども、あなたの方で言われる分は、おつし
やることは、やはり数字のロジックじゃないかと
思ひます。交付税率の三・六％引き上げに相当す
る額を措置したと言われますが、年度ごとに見れ
ば、いま申し上げましたようにごくわずかで、五

十五年度には三百二十億、最高の六十二年でも
八百五十億円であつて、本年度分の九百五十億円を
下回る数字であります。これだけの額で税率引き
上げにかかる制度の改正と言ふのは、ちよつとお
こがましいような気がいたしますが、これはどう
いうふうにお考えですか。

○政府委員(首藤義君) ただいま申し上げまし
たように、ともかく後年度支払う心配がなくて、
全くその心配なしに使えますことしの金、これが
五千何百があるわけでありまして、したがって、
したとは恒久的に将来とも三・六％引き上げま
したと申し上げませんが、五十二年に關して
は交付税率を三・六％上げましたのと何ら変わら
ない交付税の総額の確保になつておる、これは間
違ひのないところでございまして。

○阿部憲一君 本年度の一番大きな課題は、慢性
的にもなつた地方財政の財源不足を解消するため
に交付税率の引き上げを行ふべきである、こゝ
と思ひますけれども、政府の対策を見ますと、今年
度の措置は、これまで二年間と何ら基本的に、根
本的には変わりがなく、地方財政制度を制度面か
ら立ち直らせるといふ発想が見られないことは非
常に残念だと思ひます。抜本的改善という大きな
課題が残され、先ほど大臣もこの課題に取り組
んでおられるようなお話がございまして、したが
て、こういう問題につきましても大臣の姿勢をお
伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(小川平二君) ただいま御指摘もござ
いまして、答弁を申し上げますように、これ
は決して恒久的な制度ではないわけにございま
して、先ほど来お耳に入りましたように、一日も早
く抜本的、恒久的な制度の改善を實行しなければ
ならないと信じておるわけにございまして。

○阿部憲一君 恒久的、抜本的な改善をしようと
いう大臣の姿勢はお伺ひしたわけにございすけ
れども、ぜひとも実現されるように御努力を願
ひたいと思ひます。

当面、全国知事会などで要望しております交
付税制度の具体的な問題について二、三お伺ひし

たいと思いますが、まず、知事会では、ここ三三年にわたって借り入れ等の措置をせざるを得なかったことについて、経済不況の影響による国税三税の落ち込み起因するだけではなくて、現行の交付税率が四十一年以来据え置かれたまま、新たな財政需要である教員とか警察官の定数増しとか、教員の人確法による待遇改善、公害環境対策、国土利用対策、消費者行政などの地方負担を安易に交付税に吸収したことによるものであって、その額は実に一兆円以上にも達しているところ、こういうふうには指摘してはいただけない、この点についてどういうふうにお考えですか、お伺いします。

○政府委員(首藤嘉君) なるほど、御指摘のように、昭和四十一年以降、昭和五十一年度ベースで計算をいたしますと、約一兆円程度の財政需要の増加が諸般の制度改正で行われております。これは事実でございます。しかし、これに対する財源措置を何らしないで済んだということには決してなっておりません。具体的には四十一年度以降、税財政制度におきまして、歳入面も一兆を超えます制度的な改正を行ってきております。例を申し上げますと、自動車取得税の新設でございますとか、自動車重量税の新設、航空燃料譲与税、特別土地保有税、事業所税、交通安全対策特別交付金、電源開発対策の交付金、法人関係税、たばこ消費税、住民税の均頭割、自動車税、軽自動車税、軽油引取税、地方道路譲与税、こういったたぐいのものがございますし、なお、新設をしました国庫負担制度としても、人口急増地域の国庫補助金制度であるとか、小学校の校舎等の国庫補助金の引き上げでありますとか、高校新設に対します補助金の増設でありますとか、こういう制度改正によりましたものも同様にか、一兆以上ございます。したがって、四十一年度以降交付税率の変更は行っておりませんが、その後制度的に増加をいたしました財政需要に対しては、それれいまま申し上げたような制度的な歳入増加策、こういうことを講じてまいったことは

事実でございます。

○阿部憲一君 さらに知事会の指摘によりますと、本来交付税で措置されていた公共事業等の地方負担を地方債に振りかえ、交付税の充当対象から除外して、他の増加した財政需要に交付税を充てる操作が行われていることも交付税制度を再検討する上で大きな問題である、このような指摘をしておりますが、交付税制度の現状認識として、まことに当を得たものだと同感しておりますけれども、自治省としては、これについてどうのようにならざるか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(首藤嘉君) 本来の財政状況でございますならば、公共投資の財源もできるだけ地方債による分野を少なくして、一般財源で措置をしていく、これが将来に負担を残さないという意味では適切であることは、それは当然のことだと思います。しかし、先生御案内のように、五十年以降、国、地方を通じて財政収入が非常に枯渇をしておいて、所要の財政需要が賅えないという事態が出ておるわけであります。こういう非常に危急のときでございますので、できる限り、いわゆる建設投資の財源、これを地方債に振りかえて事業を実施していく、そのかわり、その地方債の償還費は将来とも財源措置をしていかなければならぬことは当然であります。将来財源措置をすることを前提にしながら地方債で振りかえていくということもまたやむを得ない措置ではなからうかと考えておるわけであります。したがって、今後なるたけ早い機会に国、地方を通じての一般財源の総量が財政需要に見合う態勢になる時期を期待するわけでございますが、それまでのつなぎの措置としては、やはり建設投資分については地方債をもって充当をしていく、このこともまたやむを得ないのではなからうか。ただし、その地方債の償還分については、財源全般として、個別の団体に対する償還費としても、やはりその償還ができないような事態にはさせない措置をとっていく、こういうことを考えておるわけで

あります。

○阿部憲一君 これはこの知事会だけでなく、いろいろな団体で主張していることですけれども、交付税の算定基礎に物品税等の各種間接税の安定収入を含めることとか、相続税や印紙収入等を加えること、さらには、現実に地方交付税が国税収入の五十一年度で三・二％、五十二年度で三・一％になっているということから、国税総額を対象とすべきだと、こういうような意見もあります。特に、この対象税目を国税三税に限らず全体に拡大して、その税収入の一定割合として交付税額を安定化することは、シャウプ勧告にもある国庫の一般資金から支出する平衡交付金という思想にも通ずるものである、こういうふうな主張をされておられますが、こうした考え方に對する御見解を承りたいと思います。

○政府委員(首藤嘉君) 地方交付税の対象税目として、御指摘のように、現在の国税三税だけでなく、ほかの税目を取り込めとか、あるいは国税総額にリンクせよとか、こういう御意見があります。しかし、この点はいろいろ御意見をいたしております。しかし、この点はいろいろ御意見があるわけでありまして、たとえば、ことし地方制度調査会等にこういった考え方をどのようにお考えになるかお諮りを申し上げましたところ、いまの時点では、やはり交付税の対象が国税三税とされておることについてはそれ相応の意味があると。つまりそれは、一つには国税における一番大きな要素を占めるものであって、かつ仲長度とか安定度とか、こういうものについての組み合わせがうまくいっておる、こういう税目であるという点の一つ。それからもう一つは、やはりその一定率を地方固有の財源というふうにかつこうにするわけでありますから、地方税源として、地方財源として考えてみた場合も、そうおかしいとは思えない税目、こういうものが適当であるといったような考え方からいたしますと、さしあたりはこの国税三税、現行の税制では現在の国税三税、これが一番適当であるとやっぱり考えられると、このような御意見がござい

ました。

ただ、これは問題がないわけではないわけでありまして、将来の問題として、まあたとえて申し上げますと、一般消費税的なものが国税ででき上がるというような事態がもしあるとすれば、これはそういったものを交付税の対象税目に取り込む、これは非常に適当なことではなからうかと、こう考えます。ただ、現行の国税体系の中では、いまの三税が適当ではないかと、このような御意見も賜っておりますのでございします。

○阿部憲一君 いまのお説ですけれども、この現行の三税に頼っていることの結果から、いま申し上げたように非常にむずかしい状況に落ち込んでおるわけですから、そういうことを救う意味においても国税総額でもっていった方がいんじゃないかと、こういう考え方であるわけですけれども、現状では、いまの消費税を加えるわけにもいかぬ、消費税もありませんからすけれども、やっぱりあれですか、国税三税だけを交付税の中に入れるということが最善の策だと思ふのであります。その点もう一度おっしゃって見てください。

○政府委員(首藤嘉君) 結論的には、現状ではこの三税が一番適当ではないかというように、制度調査会等の御意見もございしますが、私もそのように考えております。他の税目にリンクをするとかすれば、通常の事態であれば交付税の率、これも三税に対する三二という前提であれば、この三二を少し下げるなり何なり変えなきゃならぬというふうな理論的な状況にならうかと思ひますが、対象にしました税目がそれほど大きな収入を上げられない、ないしはそれほど大きな収入を上げない、たとえば個別物品税のようなものをお考えいただければ、そのとおりでございますが、こういうものにリンクをすることが必ずしも地方財源の伸長なり安定なりということに資するということには考えられない。ただし、まあ別の税制ができれば別である、こういうことでございします。

○阿部憲一君 知事会、市長会などが主張しておりますこの国債発行下の地方交付税のあり方につ

いてでありますけれども、大量の国債発行によつて国税三税にリンクする交付税が自動的に落ち込み、地方一般財政を保障するという交付税制度の機能を失いかけている現状から、この国債発行額の交付税相当額を地方交付税として交付する臨時の特別措置を講ずることを提案しております。御承知のとおりでございますが、国債の増発が今後とも続くことが予想されるわけですが、そういった際に、この国債発行と交付税の関係については真剣に検討されるべきである、検討すべきものだ、こう思いますが、その辺のお考えはいかがでしょう。

○政府委員(首藤義君) 国債が増発をされますことによつてその金が各種の施策に使われる、たとえば公共事業等の財源に使われる、それをもつて地方の地方負担がふえていく、こういう実態が現実には御指摘のようにございます。したがって、従前のように、大部分を国税に頼つて国が財政運営をしておたときと、多額の国債に頼るという場合の地方財政運営のあり方にならざるを得ない、これは御指摘のとおりであります。

したがって、かつて、いま御指摘のように、国債発行額等を交付税率の対象、この算定の基礎に入れているかどうかという議論も出たことがございます。この点もいろいろその後検討もいたしてみたいわけですが、いろいろやはり問題点がござります。

と申しますのは、ただいまの国債の発行、これは当然にたいし所要の財源を将来の負担に任せるわけでありまして、将来その国債の償還費というものが必要でございます。その国債償還費が歳出として出てまいりまして、逆に言えばそれだけ国の財源は減るわけでありまして、そういう場合のリンクの仕方、財源の配分の仕方、それをどう考えていくのかという、こういったような派生的な問題も起つてまいります。いずれにいたしましてもいろいろ問題点がござりますので、ただいまなかなかそれに対して踏み切るといふ体制に立ち至っておりません。

しかし、いずれにいたしましても、毎年度地方財政計画の策定を通じて地方財源が国債が発行されておることによつて必要になってきておるその分の額、これに對しても所要の財源措置がされまうように、その金額の確保と、こういうことは先生も御承知のように努めてまいつておるわけでありまして、まあ実害はないと申しますか、そういうことでたゞいま運営をいたしておるわけでございます。

○阿部憲一君 交付税の算定の適正化についてでありますけれども、本来交付税で措置することが適切でないと思われる農地法に關する事務費、国の財務會計委託事務費、国有財産の管理経費、それから保安林整備管理費等の経費については、交付税対象から除外して、国の委託費等によつて財源措置を講ずべきであると知事会では指摘してまいりまして、この点についての御見解を伺いたしたいと思います。

○政府委員(石原信雄君) ただいま御指摘のありました農地の移動等に對する事務費あるいは国の財務會計制度の一部を処理するための経費、国有財産關係の取り扱い経費、保安林の管理費、これらについては、現行制度におきましてはもつぱら國の利害だけの事務ではない、地方にも何がしかの關係があるということで地方の負担を伴うものとして位置づけられておまして、そのような現行制度のたゞまに沿つて地方団体の負担すべき部分については交付税で財源措置をしておるわけでありまして、さらに言いますと、これらの事務について地方団体が負担があるということで地方財政計画に算入され、それを基礎として地方交付税の総額が確保されているわけでありまして、たゞ、まあ一つの立法論と言いましようか、制度論としては、事務の性格をどのように考えるかによつて全部國が持つ、全部國の負担とすべきである、こういうふうな議論はあり得ると思ひます。

その場合には、当然現在交付税の基礎になつておる負担分だけ地方の負担が減るといふ前提で、財源の總量の議論が出てくるわけですが、

いずれにいたしましても、現状は地方団体の負担があるという制度のたゞまになつておりますので、これを交付税で財源措置しているわけでありまして、一つの制度論としては御指摘のような議論もあり得るか、このよう考へております。

○阿部憲一君 市長会の主張として、地方交付税を地方固有の財源として制度的に保障するため、また、それによつて交付税の自主性と安定性を確保するために交付税特別会計に直接国税収入金整理資金から繰り入れるという措置を講ずるよう提案しておりますけれども、これはもう地方制度調査会の答申においても以前から指摘されているところでありまして、これがなかなか実現しない陰路があると思つておるわけですが、これは一体どういふところにあるのか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(石原信雄君) 御指摘のように、交付税の地方財源としての性格をより明確にする趣旨から、国税三税の一定額、三三%に相當する額は国税収入金整理資金から直接交付税會計に入れ、現在地方譲与税はそうなつておるわけでございますが、それと同じようにしてはどうかという意見が以前からありまして、地方制度調査会でもそうすべきであるという答申がこれまで何回も出されたわけでありまして、ただ、この地方交付税の総額は國の予算額の中で大変大きなウェイトを占めておるといふようなことから、國庫當局はこんな大きな額が一般會計を通さずにいきなり交付税會計に入つてしまふ、言へば國の予算全体の姿を見ているいろいろ財政政策を考えなければいけない、ときには、交付税がその中に全然入っていない、ということはいかぬものかというふうな反対意見がありまして実現に至っていないわけでありまして、まあ私もいたしましては、交付税の制度の本質といたしましうか、あるべき姿という見地に立ちますと、御指摘のような市長会が指摘しているようなあり方というものが当然あり得る、このように考へております。

○阿部憲一君 そうすると、自治省の御答局では

むしろそのようなことを御希望なさつておるようにも承りましたけれども、もしそうだとすれば、なるべくひとつ早期に実現するように努力していただきたいと思ひますが、この辺いかがでございます、大臣。

○國務大臣(小川平二君) ただいま答弁申し上げましたように、交付税が地方の固有財源であるという観点から、私どもは御指摘のあつたような形で問題を解決すべく要求をいたしておるわけでありまして、遺憾ながら実現を見ておりません。今後機会ある都度そういう要求をまいりたいと思つております。

○阿部憲一君 単位費用と測定單位の算定について伺いますけれども、革新市長会の提案では、現行の道府県百七十七万人、市町村十万人のこの都市の標準團體の規模は實際から遊離しており、都市化の進展、地域格差の激化に對して檢討すべきであるとして、大都市と中都市は二十万人程度、それに小都市を五万人程度と、三段階に区分して、各段階の都市について財政状態、公共施設の状況等を考慮して單位費用の算定をするように提唱してありますけれども、一体この人口百七十七万人とか十万人とかを標準團體とした根拠なり、理由の説明を含めて御見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(石原信雄君) 初めに、現在の標準團體が都道府県については百七十七万人、市町村につきましては十万人の都市というふうに定められた考え方でありまして、これは現在の交付税制度の前身であります平衡交付金時代にこのような標準團體が設置されたわけですが、考え方として、都道府県の百七十七万というのは、都道府県のおおむね平均的な規模の県ということで百七十七万という数字がとられたわけでありまして、それから市町村につきましては、平衡交付金制度がスタートした当時の都市の平均、単純平均ではございせんけれども、その当時の都市の標準的な團體として十万人という團體が選ばれたわけでありまして、そういう経過で現在に至つておるわけでありま

す。

そこで、現在御指摘のようにもつと標準団体の数をふやしてどうか、特に市町村につきましてもっと大きな段階の都市とそれからもつと小さな段階の都市あるいは町村というものをつくって、標準団体の数を多くしてどうかという御提案があることは事実でありますし、私もよくその御意見の存するところは承知いたしておりますけれども、現実の問題として、複数の標準団体を設定した場合に、現在補正係数で各団体の実情に合うような財政需要の算定を行つてゐる部分が、個々の標準団体の算定内容として具体的に積算していくということになりますと、実務的に非常に時間を要するということが、それから現実には算定作業としては現在よりむしろ複雑になる、こういうような難点もありましてこれに踏み切れないでいるわけでありまして、私もいたしましては、現在のような都道府県百七十万、市町村十萬という標準団体を基礎にして補正係数の積算内容をさらに適正化、合理化することによって地方団体の要請にはこたえていけるのではないかと、またそれが、算定の簡素化という要請とも考え合わせますと最も妥当な方法ではないか、このように考えておる次第でございます。

○阿部憲一君　そうすると、現在とておる、採用しておる算定方法をずっと持続していかうと思つと、こういうお考えでございますか。

○政府委員(石原信雄君)　さうでございます。

○阿部憲一君　事業費の補正についてですけれども、この点については、各方面から、交付税を第二国庫補助金化するものであり、その一般財源的性格から逸脱して国の計画による投資的経費の財源保障に傾斜させているという批判が早くから加えられてきておりますが、交付税を本来の性格機能に戻すためにも、この事業費補正を廃止して、これに対応して補助単価の実勢単価への改定、補助率の引き上げなどを含む国庫補助金制度の改正や、起債の充当率を引き上げるべきであるなどの意見がございますが、これらの意見について

の御見解を伺いたいと思つてます。

○政府委員(石原信雄君)　事業費補正という制度は、主として補助事業等につきまして、人口、面積その他の客観的な測定単位の数値だけではどうしても適切な財政需要の計算ができないものにつきまして、現実の公共事業等の地方負担額とその測定単位の数値による算定額との差を調整する、あるいはたとえば義務教育施設等について言いますと、必要の事業費を、公共施設調査等の地方団体の現地の必要度を示す数値によって理論計算する、そのいわば理論計算による事業費と、それから測定単位の数値による算定額との差を調整するといふような系統のもの、さらに地方債の元利償還金の一部を算入するものと、いろんなパターンがありまして、これらの事業費補正が地方交付税制度を補助金化するといふまいやうか、補助金制度に追従させるものであるといふ非難が一部あるわけですが、その内容によつて決してそのようなものではない。基準財政需要額の算定をより適切なものにするためには現在の事業費補正制度はどうしても必要である。これらの事業に伴う地方負担が相当大きな額になっておるといふ現状におきまして、画一的な測定単位の数値だけの計算で割り切るといふことについては余りにもその影響が大き過ぎる。そういう意味で、私どもは事業費補正は廃止することはできない、現在のやり方を継続せざるを得ないのではないかと、このように考えております。

○阿部憲一君　次に、普通国庫補助金の種地区分の決定についてであります。点数差が階段状に決められてゐるために、僅少差の団体に不公平を生ずる結果となつております。これを連続曲線化にして実態に即したものとするように関係団体からの要望があり、すでに自治省におかれても作業を進めてゐるやうに聞いておりますが、この作業はいつまで終わることになつてゐるか、現状をお伺いしたいと思います。

○政府委員(石原信雄君)　御指摘のように、普通国庫補助金の計算に当たりまして、その基礎となり

ます種地の算出に当たり、その要素になつております人口集中地区人口でありますとか、経済構造でありますとか、宅地平均価格指数でありますとか、幾つかの指標について点数計算をして、それによつて種地区分を定めてゐるわけでありまして、わずかの点数の差のために一種地、下になつてしまふといふような現象がどうしても起こるわけでありまして、そこで、それによつて非常に大きな係数の差が生ずるといふことについては、確かにボーダーラインの団体について気の毒であるといふようなことから、いま先生御指摘のように、昨年度からその種地区分による係数をもとの点数差を加味して調整するといふまいやうか、いわゆる連続曲線方式に移行させるということでございます。五十二年度はその二年度目に当たりまして、私どもの目標といたしましては、五十三年度には完全に連続曲線方式といたしましうか、階段状のやり方を曲線方式に移行させたい、そうすることによつてボーダーラインの団体の不公平をなくしたい、このように考えております。

○阿部憲一君　基準財政収入額の算入率についてでございますが、市町村の場合、昭和三十八年までは百分の七十の算入率であつたものが、三十九年度から、地方税収入の伸長、基準財政需要額の算定の合理化といった理由によつて現行の百分の七十五になつたやうに理解しておりますけれども、最近の景気の動向とか需要額の増大等によつて、需要額未算入部分の拡大を図る必要から、算入率を百分の七十にするやうに革新市長会などでは提唱してありますが、この辺についての御見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(石原信雄君)　現在、市町村分について言いますと、基準財政収入額の算入率は百分の七十五になつておりますが、これは以前は百分の七十であつたわけでありまして、それを昭和三十九年度に七十五に引き上げたわけですが、この引き上げた理由というのは、当時清掃費について急速に財政需要の増大を見ておりまして、特に

これが都市的な団体に著しい高騰がありましたので、清掃費を中心に都市的な財政需要の算定内容を大幅に引き上げる必要がある。と同時に、またこれらの都市的な財政需要の大きい団体は、一般的に申しまして税収入も多いわけでありまして、そこで、この基準税率を据え置いたままで都市的な財政需要を引き上げるということを行います場合に、それだけ交付税総額が大幅にふやせば問題はありませぬけれども、もしその交付税総額がそれだけ確保できないままにこの都市的な財政需要を大幅に引き上げて、それで基準税率を従来のまま据え置くということになりますと、結果的には、田舎の交付税が、大都市といふまいやうか、大きな都市に流れるといふ現象を生ずるわけでありまして、

そこで、三十九年度におきましては、都市的な財政需要の内容充実と見合つて基準税率を引き上げるといふことを行つたわけでありまして、この点につきましましては、私もこれはこれからの問題意識としては、この基準税率の問題は基準財政需要額の算入内容と見合つて考えていくべきではないかと、もしこれを引き下げるといふことになりまといふと、それに対応して財政需要の内容もまた引き下げなければ計算が合わないことである。これは今日の事象ではちよつと考えられないことでありまして、むしろ多くの団体からの要請では、都市的な財政需要をもつと内容充実を図るべきである、こういうやうな御意見が強いわけでありまして、その場合には、むしろ検討の方向とすれば、算入率を引き上げるかどうかということではないかと、このように考えております。

○阿部憲一君　特別交付税の減額についてでありますけれども、特別交付税の配分が、五十一年度の改正によつて、従来の二月交付から十二月と三月の二回に分けて交付されるやうになつておりますが、交付項目のうちルール化したものは普通交付税に算入してしまつて、特別交付税は災害などの突発的な財政需要など特殊なものに限定し、さらに交付項目を法定化し、さしあたって現行の百

分の六を百分の三に半減したかどうかという提案もありましたが、これについてはどのようにお考えですか。

○政府委員(石原信雄君) 特別交付税につきましては、もつと算入率を下げた普通交付税に回すべきだと、こういうような御意見もかねてからありました。また一方では、特別交付税によって財政措置されるべき災害その他の特殊需要、これも年増大してある、こういうような状況で、この間の扱いをどうするか、いろいろ議論があったわけでありましたが、御案内のように、昭和五十一年度から、特別交付税四割、まあ総額の配分を、そのうちの三分の一以内の額を十二月に配分する、それから残金を三月に配分するということに振り分けまして、十二月配分におきましては災害対策あるいは公営企業会計に対する一般会計の負担、その他のいわゆるルール算定によって計算できる部分を主として十二月に配分する。それから各団体の財政状況を総合的に勘案してより妥当な配分を行うという機能を三月配分に期待するというようなやり方に移行したわけでありまして、まあ実質的に、先般配分を終わつた五十一年度の特別交付税が、この十二月、三月に振り分けた初めての年でありまして、私もどなたもいたしましては、この十二月、三月の振り分けによってより妥当な特別交付税の配分、算定ができるのではないかと期待しておるわけでありまして、この制度改正がまだ行われたばかりでありますから、その内容をさらにフォローしてみたいと、このように思っております。

なお、現在ルールの算定されております項目を普通交付税に振りかえるべきでないかという御指摘であります。技術的には確かに可能ではないかと思ひますが、ただ、災害などのように、時期的な関係でもその不可能なものもあります。しかし、公営企業対策等については技術的には可能ではないかと思ひますが、ただその場合には、普通交付税の算定が現在よりもさらに複雑になるという懸念があります。そこで、結論的に

申し上げますと、昨年度の改正による配分結果をもう少し見直していただきたいと、このように考える次第でございます。

○阿部憲一君 特定の地方債の償還費を基準財政需要額に算入する措置についてでありますけれども、最近では不況によって一般財源が不足することから、地方債を発行してその元利償還金の一定割合を算入して財源措置がされるという傾向が強くなつてきたわけですが、これらの公債の中でも、災害復旧債とか辺地対策事業債などは主として弱小団体の財源補てんに役立つものとして需要額への算入措置もある程度理解できるわけですが、しかし、特定の地方債や事業債は、本来交付税の増額やその他の一般財源で措置すべきものを地方債で一時的に対処して再び交付税で財源措置をするということは、どうも交付税の便宜の乱用ではないか、こう思われるわけでございます。特に最近のように、財源不足のほとんどを地方債で措置するということになりましたと、いつまでたつてもこの悪循環は断ち切れず、一般財源を保障する交付税制度がゆがめられて運用されていると言わざるを得ないわけでございますが、地方債の元利償還費については国から別途補給するというような方向で財源措置をすべきであつて、何でもかんでも交付税でアッパケするということのような交付税の悪用というまいしうか、この運用はこの際やめるべきだと思ひますが、どのようにお考えになりますか。

○政府委員(石原信雄君) まあここ二、三年、地方財源対策の一環として地方債が増額され、その償還費を交付税の財政需要に算入しているというものがふえておるわけでありまして、この元利償還について、直接国庫からの元利補給金を交付するやり方と、現在やっておりますように、その元利償還金を地方財政計画上すべて歳出に計上いたしまして、その歳出を賄ひ得るよう全体として一般財源を確保する、そういう上での償還金を基準財政需要額に算入していく、こういうやり方、両方やり方としてはあり得ると思ひます。

私もこれまでの経験などから、地方債の元利補給金をいわゆる国庫金として支出するやり方等については、大変会計検査その他で事務が複雑になつて、先般もあつたのでありますが、地方団体としては悪気はないのですけれども、一応事務処理の関係でつい法律に抵触するような扱いが出たりして非常にトラブルが多い。したがって、私どもはこの地方債によって当面財源の不足に對処せざるをえないような場合の元利償還金について、一々元利補給金を国から交付して、それを会計検査でチェックしていくというやり方よりは、その元利償還金の総額を一般財源として確保して、基準財政需要額に算入していくというやり方の方が、国全体として考えまして、また、これを受ける地方団体の立場からいまして、より妥当なものではないか、このように判断いたしておるわけでありまして、繰り返すようでありまして、この地方債の償還に對する財源措置は二通り、直接元利補給金を交付する方法と、一般財源によってその償還財源を全体として確保する方法と、二つあり得ると思ひますけれども、私どもは、現在のように一般財源として確保するやり方の方がより妥当な方法ではないかと、このように考えておる次第でございます。

○阿部憲一君 以上いろいろとお尋ねしまして、知事会だとか、市長会、革新市長会などの提言のもとに具体的に自治省の御見解を承つてきました。が、これらはすべてでありませんが、いずれも現実に地方財政を運営している立場から見ての意見であり、またその立場からの声として示唆に富んだものであると思ひますので、ひとつさらに検討していただきたいと思います。今日交付税制度がいろいろな意味で曲り角にきており、基本的な問題について再検討すべき点多くあると思ひますので、このような声について、さらに特段の検討をお願いする次第でございます。

そこで、こうした基本的な問題を検討すると同時に、さしあつたて当分の来年度の地方財政対策につきましても、自治省が先に公表された地方財政

収支試算に基づいて二、三お伺いしたいと思ひます。

自治省作成の地方財政収支試算のケースAによつても、五十三年度の財源不足は少なくとも一兆一千八百億円が見込まれるわけですが、この来年度の財源不足の対策はどのように考えておられるのか、お伺いしたい。また、今年度限りの異例の措置であると断られては以上、穴埋め策として、借り入れとか、地方債への振りかへはあり得ないかと考えてよろしいかどうか、この辺のところをお考えを承りたいと思ひます。

○政府委員(首藤嘉郎君) 御指摘のように、地方財政収支試算、現行のままで、現在の時点で推計をいたしますと、明年度もまたかなりの財政収入の不足が見込まれるのではありませんかと考えておるわけでありまして、これに對応いたしましては、もちろん出ました不足額は完全に補てんをするということを第一義にし、かつまた交付税法六条の三、この趣旨も体して所要の措置をとつていきたいと考えておるわけでありまして、まだ具体的にどうなりますかは、こういった数字の詰め等もございまして、また明年度における経済情勢のあり方、あるいは国、地方を通じた財政制度の改正の動き、こういったものと密接にそれぞれ関連をしましてまいりますので、そういった状況を見ながら処置をしてみたいと思ひます。

地方債への振りかへの問題でございますが、この収支試算でもごらんをいただきますように、国、地方を通じて三割の負担のアップを前提にいたしまして、まだ五十三、五十四、この年次におきましては、国、地方ともかなりの財源不足が全般的に予測される事態でございますので、建設事業に對します地方債の充当、これはまあかなり多目に見えていかざるを得ない事態がやはりあるのではなからうかと思ひます。ただし、ことしもやりましてように、いわゆる赤字債というやつで地方債を発行する、こういうことはぜひやめていきたいと、こう考えております。残りの分につきましては、交付税率の改正とか引き上げとかあ

るいは税制の改正とか、こういう問題を含んでそれぞれ適切に対応してまいりたい、こう考えておるわけでありませう。

○阿部憲一君 この交付税率の引き上げという点についてどのようにお考えですか、いまの諸対策のうちで。

○政府委員(首藤義典君) 交付税率の引き上げの問題は、今後の経済状況の安定の問題、それから国、地方を通じて税財政制度の改正の問題、こういうものゝそれぞれ関連をいたして行くと思ひます。われわれといたしましては、交付税率の引き上げの問題も含めまして、そのような制度改正との関連で措置を考えてまいりたい。また、これは税財政制度の改正が一挙にはできない、何年間かかかってやういかなきやならぬ、こういう事態にもしなるとすれば、そういう事態に対応して措置をとっていきなさい、こういう考え方で、端的に申しますと、交付税率のアップも含めた制度改正等の措置でございませう、こういうことで財源補てんをやつてまいりたい、こう考えております。

○阿部憲一君 この五十二年度ベースの地方財政収支試算に基づいて、財源対策ということについて若干お聞きしたいと思ひますけれども、この試算の目標は五十五年度に地方財源不足を解消するということですが、この目標達成に対する大臣のお考え、まあ自信をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(小川平二君) この試算は、五十五年度において地方財政の財源不足を解消するという目標を設定いたしまして、幾つかの前提を置いた上でそこに至る各年度の財政の状況を試算をいたしましたものでございませう、私といたしましては、まず第一に景気不況の克服ということに努力いたしまして、平均一三%の成長を達成するということに努力をしなければならぬと存じております。また、租税負担率を四十八年一五十年の平均に對比して一%引き上げることになつておるわけでございますから、国民の御理解を得つつ、税制の抜本的改正ということにも努力をして

まいりたい、こう考えておるわけでございませう。

○阿部憲一君 ケースAで示されている歳入の一般財源の内訳は、五十三、五十四、五十五年度と、どのように見込まれているのかという点と、地方交付税と地方税に分けてどのように見込まれているのか、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(首藤義典君) ケースAの場合でございますが、一般財源はごらんのように五十三年度は十九兆二千億程度になつておりますが、これの内訳としては、地方交付税及び譲与税、これは一併にひくくつていただきたいと思ひますが、これが六兆一千九百億、地方税が十三兆九百億、それから五十四年度は、一般財源が二十二兆九千五百億でありませう、交付税及び譲与税で七兆四千四百、地方税で十五兆五千五百、五十五年度は一般財源二十七兆四千九百でございますが、交付税及び譲与税が九兆、それから地方税が十八兆四千九百、まあ大体こんな推計をいたしております。

○阿部憲一君 譲与税を含む交付税分の見込みが五十三年度六兆一千九百億、五十四年度七兆四千四百億、五十五年度九兆九千億になるという御説明でございますが、どうも過大に見込まれていゝるやうな気がするんですが、そう思ひませうか。交付税の基礎になる国税三税がそれだけ伸びると考えられるのかどうか、局長のお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(首藤義典君) この交付税の算定でございますが、先御案内の、国の財政収支試算がございませう。これはもちろん二%の負担率アップを前提にしたものでございませう、その税収の中の一定割合、つまり国税総額でありますから、その約七五%程度が国税三税だという前提に立ちまして算定をいたしております。したがいましめて、この伸びの状況はいわゆる国の財政収支試算、この税収見込みにスライドをしたものと、さうお考えいただきたいと思ひます。

○阿部憲一君 そうすると、全部国の方を基礎にしてそこから引き出したと、こういうふうなことに了解してよろしうございませうか。

○政府委員(首藤義典君) 交付税につきまして、は國の国税の見通しにスライドしております。地方税の方は地方税独自に一%のアップがあつた場合という前提ではじいておるといふことでございませう。

○阿部憲一君 地方税収の見通しは五十三年度で十三兆九百億というところでございませう、これが二四%も伸びを見込まれておるわけですが、どの税目がどのくらい伸びるかと考えなつておられますか。従来の経験から言つても、高度成長の時代であればあり得るかもしれませんが、このような低成長の時代にはそれだけの税収を確保することは非常にむずかしいのじやないかと考えられますが、この辺の御見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(森岡敏君) ただいま大臣からも申し上げましたように、この地方財政収支試算における歳入の見込みにつきましては、昭和五十五年度における租税負担率を二%、地方税は一%引き上げるといふ前提で、GNPの伸び率にスライドいたしまして計算しておるわけでございませう。したがいましめて、いま御指摘のように、何税がどの程度伸びるかあるいは何税でどれだけの増税をするかといふことをこの収支試算の中で明らかにしているわけではございませう。ちなみに申し上げますと、先ほど御指摘のありましたように、ケースAでは五十二年度対比五十三年度で二四%の地方税収入の伸び、五十四年度及び五十五年度は一・九・二%の伸び、こういうことになつております。それでこれを対GNP弾性値、いわゆる租税収入の国民総生産に対する弾性値に置き直してみますと、一・六ばかりの弾性値が必要になつてくる。ところが、昭和四十年代の地方税収入の状況を見ますと、弾性値はおおむね一・二ないし一・二五でございませう、通常の自然増収ではどういふことは十分な、こゝで見込んでおりますような税収は確保できない。何らかの形で現行税制の枠内での増収あるいは新税の創設、さういふふうなことを予定いたしませんと、これだけの税収入は確保することはなかなかむずかしいかと、

こういふふうな考えでおるわけでありませう。

○阿部憲一君 どうも一般財源の内訳と、その伸びの見込みについて伺つておりますと、収支試算どおりの財源確保は非常に困難なように思われませう。

さうすると、試算で示されている一兆一千八百億以上の財源不足が生ずることが考えられますが、試算どおりに租税負担率を三%にふやして一般財源を確保したとしても、なおかつ一兆千八百億の不足が生ずるといふことでありますから、このようないふことを考えますと、いづれにしても現在の国と地方の財源配分のもとで現行の税制をとる限り、地方財政の健全化は全くおぼつかない、こういうふうな心配がされますが、これについてどのような御認識を持っておられますか。

○政府委員(森岡敏君) まさしくおっしゃるとおりであらうと思ひます。そのようないふことから、税制調査会におきまして中期税制のあり方についていろいろ審議を重ねられてまいりましたが、その大方のコンセンサスとしては、今後五十年代前期のいづれかの時期におきまして一般的な租税負担の引き上げを内容とする税制の基本的改革を行わなければ、国民経済なり国民生活の維持あるいは向上といふものはとうてい期待できないということが合意として得られておるやうな状況でございませう。ただ、その具体的な方式なり内容をどうするかといふことにつきましては、五十二年度――本年の十月までの税制調査会の審議におきまして早急に内容の方向づけをいたしたい、こういうことで検討が尽くされておるわけでございませう。

○阿部憲一君 ところで、先月三日の日本経済新聞の記事によりますと、一般消費税の創設について、一般消費税を創設する場合はその税収の一定割合を地方自治体に配分することが大蔵、自治両省間で合意されているといふことが、本当かどうか。合意がなされているとすればどういふ形でなされているか、具体的にお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(森岡敏君) ただいま申し上げてまい

りましたように、五十年代前期のいづれかの時期において相当の増収を期待し得るような税制改正を行わなければならないというふうなことから、まず現行税制の枠内での増収措置を講ずるとすればどういふふうなことが考えられるかということ、

で、所得課税、資産課税あるいは間接税につきまして網羅的に検討が行われております。それと同時に、間接税を中心とした新税として、従来税制調査会あるいは国会の大蔵委員会なり、地方行政委員会におきましていろいろな御議論がございまして、それらを整理いたしまして、それぞれメリット、デメリットというものについて、実施可能かどうかという問題は別にいたしまして、御議論が行われたわけでございまして、この主要なものを申しますと、一つは土地増価税、富裕税、広告課税というふうなグループの税でございまして、もう一つは、一般消費税的な税といたしまして、これはいろいろな形が指摘されておるわけでございまして、製造者消費税でありますとか、E.C.型付加価値税でありますとか、大規模売上税、大規模取引税というふうな各税の税について検討が行われました。しかし、いずれもこれらの検討課題ということで、審議のいゝる内容について報告は取りまとめられておりますが、結論は出ておりません。したがって、一部報道されておりますように、自治省と大蔵省が合意をしたというふうな事実は全く現段階ではございせん。

○阿部憲一君 いまいろいろとお考えになることにつきましてまた別の機会にゆくりお伺いしたいと思いますが、どうも仄聞するところによりますと、自治省としては、一般消費税を創設してその一部を地方に配分していただくことによつて赤字を解消したいという考えがあるやに、これは日経のレポートだけでなく、そういうふうなルーマがあります。今日の地方財政の危機は行財政制度の構造そのものに原因があるのであって、その制度の抜本的改正をおさなりにして増税によつて解決しようというところは、赤字の責任をい

国民に転嫁する、これはちよつと許されたいことじゃないかと思ひます。この点について大臣の御見解を承りたいところでございます。

○国務大臣(小川平二君) これは先ほど来申し上げておりますように、この現行の税制を前提とする限りは、国も地方も財政の均衡を取り戻すというところは困難でございます。先生のお言葉にも先ほどあつたとおりでございまして、どうしても国民の理解、協力を得て相当程度、この収支試算によりまして、地方税において一〇程度の増収負担率の引き上げを施行しなければならぬと考えておるわけでございまして、これはやむを得ないこととてございまして、何とてでも協力をいただいで実行に移すはかないと信じております。

○阿部憲一君 どうも来年度の財源不足は見通しよりも増加することも考えられます。しかも、地方債の額は年々増加し、公債費もそれ以上にふえるという状況を考えますと、来年度の対策はことしよりも後退することは絶対に許されないと考えております。来年度の措置は絶対に後退した措置はとらないというところをこの場で約束していただいますか、大臣。

○国務大臣(小川平二君) どのような状況があらわれてまいりましても、地方財政の運営に絶対に支障を生ぜしめない決意で、私はもとより自治省挙げて努力をすることはもう申すまでもございせん。

○阿部憲一君 最後に、今年度の改正案と地方債計画の中身について二、三お伺いしようと思ひますが、まず財源対策債の償還率についてですが、これは五十一年度に増発された一兆二千五百億円の財源対策債の元利償還金を基準財政需要額に算入するために新たに設けられたものと聞いております。それけれども、基準財政需要額への算入率は各事業別にどのようになつてゐるか、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(石原信雄君) 五十一年度の財源対策債の内訳を申しますと、そのうちの四千五百億円はいわゆる包括算入からの振りかえ分でございます。して、この財源対策債の元利償還金につきましては、もとより交付税で全額財源措置されておつたものでありますので、元利償還金の一〇〇%を基準財政需要額に算入するという考え方でありまして、それから、建設事業に対する地方債で従来交付税により財源措置されたもののうち起債振りかえされたもの八千億の系統であります。これについては、このうちの義務教育施設整備債、あるいは清掃施設に対する整備債、三就労対策、流域下水道事業、高等学校、これらについてはこれまで従来交付税によつて財源措置されたものを地方債に振りかえたものであるという考え方から、その一〇%を基準財政需要額に算入するということになつております。しかし、河川事業費あるいは港湾事業費につきましては、従来交付税で六〇%、事業費補正による算入率が六〇%されておつたわけですが、これを起債振りかえするに当たりまして充当率を七五%に引き上げた、その見合いで引き上げたものでありますから、従来の交付税による財源措置との均衡を考慮いたしますと、七十五分の六十というところで八〇という率になるわけですが、すなわち、河川事業費や港湾事業費につきましては、その元利償還金の八〇%を交付税算入することによつて従来とのバランスがとれると、このような考え方です。これらの事業債についてはその算入率を八〇%にしたいと、このように考えております。

○阿部憲一君 そうすると、算入率を一〇%と八〇%に分けたというのは、いま御説明のあるように、ほかには意味はないわけですね。

○政府委員(石原信雄君) 意味はございせん。

○阿部憲一君 この財源対策債償還金の繰上償還の利息を九%と見て措置されておりますけれども、もし九%を超えてゐる場合には地方負担になることが考えられますが、これについてはどう把握されておりますか。

○政府委員(石原信雄君) 繰上償還につきましては、団体によつてかなりばらつきがありますけれども、まあ私どもは繰上償還の実勢をにらみまして、おおむね九%以内で借り入れられてゐるものがあるということで、その利率を九%としてセツトしたわけでありまして、したがって、団体によつても九%以上の借り入れを行った団体がありましても、財源措置としては九%でこれを行なう。また、九%未満で、九%より低い率で借り入れを行った団体も、やはり財源措置は九%で行なう。この借り入れについては、各団体のいろいろ努力によつて差が出てくるわけですが、それでも、交付税の財源措置は客観的な方式でいきたいということ、全体の平均値のまあや高目の平均値をセツトをしたと、こういう考え方でございます。

○阿部憲一君 この繰上地方債の金利が、公定歩合引き下げに逆行してかなりの上げ幅で上げられてゐるという例を二、三聞かれましたが、たとえば愛知県では、八・三%から八・六%になつてゐるというところですが、このような自治体の財政難に拍車をかけるような事態についてどのように認識しておられますか。

○政府委員(石原信雄君) 御指摘のように、一部の団体におきまして、最近繰上地方債の金利が引き上げられるという傾向はあります。しかし、一方、全体としての金融情勢といひましようか、金利の動向としては下がる傾向にあります。そこで、私もいさし少しは、各団体の財政の将来を考慮しまして、最近の金利の動向といひものを逐一御連絡申し上げまして、できるだけ低い利率で借り入れが行われるように地方団体には情報提供し、御指導を申し上げてゐるところであります。

ただ、いま例が挙げられましたように、一部の団体におきまして、前年度よりも高い利率で最近地方債の発行をいたした団体があります。これらの団体を調べてみますと、もともとこの率の他の団体よりもかなり低かつたというところから、最近の引き下げ傾向にある金利動向から比べてもなお低かつたということで、金融機関側の要請でその見直しを行われたというところ、ある

いは、従来、地元の金融機関だけを対象にしておりました縁故債の発行に、都市銀行など他の金融機関が入ったことによつて、いわばその対象が広がったことによる平均値の上昇といひましようか、そういうようなことが理由となつて前年度よりも引き上げられたという団体があります。そこで、私どもとしては、最終的には借入条件は各団体と金融機関との間で決定されるものでありますので、当方でその内容に「一々どうこう」ということは言えないわけでありまうけれども、全体としての金利動向などを踏まえて、できるだけ低い利率で地方債が借り入れられるように関係団体にも御指導申し上げ、また大蔵省初め金融機関に対しても、その方向で協力いただくように働きかけておりますし、今後またそのような努力を続けてまいりたいと、このように考えております。

○阿部憲一君 今年度の地方債に振りかえ措置された一兆三百五十億円についてですけれども、同様に措置された五十一年度分の八千億円について見ると、費目別振りかえ額内訳として、事業費補正分として二千八百五十九億円、単位費用分として五千四百四十一億円と、明確に分けられておりますけれども、今年度の一兆三百五十億円についてはどのようにしておりますか、もし分けられていないということであれば、その理由をお伺いしたいと思います。

○政府委員(石原信雄君) 五十一年度の場合には、この一兆二千五百億円を決める過程において単位費用からの振りかえによつて積み上げたということ、事業補正分とその他が初めからはつきりしておたわけですが、五十二年度につきましては、いわば地方財政計画ベース、マクロのベースで総額を決定したために、初めからその内訳が明確にできなかったわけですが、その充當対象経費の中身を分析いたしました結果、一兆三千五百十億円のうち、事業費補正見合い分は三千億、このように考えております。したがいましめて、それ以外の部分が単位費用その他による算定と、このように御理解をいただきたいと思ひま

す

○阿部第一君　政府は公共事業の執行促進ということで、本年度の公共事業の七三％を上半期に契約することと決めて景気浮揚を図ることとしております。これに対して、地方の裏負担となる一般公共事業債の配分は、例年、各省庁の補助金の割りつけを待つて八月に行われておりますけれども、自治省としてはどう対応していくお考えなのかということと、枠配分に何らかの配慮をなされておりますかということと、もう一つ、資金調達が可能であるかどうか、この三点について御返事は願いたいと思います。

○政府委員(石原信雄君) 御指摘のように、従来、公共事業に対する地方債の配分は、各補助事業の団体別配分が終わった段階で行っておりました関係上、どうしても遅くならざるを得なかったわけであります。

そこで、今年度は各地方団体における公共事業の早期執行に御協力申し上げるという趣旨で、例年よりも約四月月時期を早めまして、去る四月二十八日付で本年度の地方債計画上の公共事業費の七三％に相当する六千二百八億圓に上つてあらかじめ枠配分をいたしております。この枠配分によりまして各団体は現実に執行する事業についてそれぞれ充当していただければいいと考えておりますので、今回の公共事業執行促進措置には十分対応していただけるのではないかと、このように考えております。

なお、その地方債の消化の問題であります。幸いなことに、現在の金融情勢は御案内のように非常に緩んでおりますので、その消化については特に困難を生ずるようなことはないのではないかと、このように考えております。もちろん、具体的なケースによりまして問題が生ずれば、金融担当の大蔵省とも協議をして消化に万全を期したいと、このように考えております。

○阿部憲一君 臨時市町村道路整備事業は、景気浮揚と、それから生活関連道路の整備として五十一年度二千億円、今年度二千五百億円が計上され

たわけですけれども、同事業については都道府県の中にもその実施を望む声がありますけれども、これはどのようにお考えでございますか。

○政府委員(石原信雄君) 私どもはこの臨時市町村道整備事業債は、先生御指摘のように、市町村の生活道路としての市町村道の整備が国道や府県道に比べて非常に立ちおくれておると、このような事情をも踏まえて昨年度二千億円を計上し、本年度はさらに二千五百億円を準備したわけであります。このような措置に対応して、都道府県からも、都道府県の単独道路事業として市町村の生活道路に匹敵するような事業がかなりあるから、ぜひ市町村に準じた起債の枠の追加をしてほしいという要望を聞いております。これにつきまして、本年度の公共事業の執行状況あるいは単独事業の実施状況などを見ながら、その必要性が非常に高いということであれば関係方面とも相談して追加の問題を検討してまいりたいと、このように考えております。

○阿部憲一君　まあその場合に都道府県の方のことも考えるということになりますと、市町村道の整備がおくれるということ、また道府県の整備のためにその枠が減少するということになる、本来のこの制度が設けられた趣旨から外れることになります。市町村の分は来年度以降も従来どおり続けて、さらに都道府県の枠を新たに設けるといふ考え方をおとりになりますか、どうですか。

○政府委員(石原信雄君) 私いま申し上げましたのは、現在の市町村道のために準備された二千五百億円の枠を都道府県に削るという意味ではございませんで、必要があれば都道府県の枠は別枠で要求したいと、このように申し上げたわけでございます。

○阿部素一君 下水道事業についてお伺いしますけれども、本年度の地方債計画を見ますと、下水道事業債の充当率が本年度限りの措置として七五%から八五%に引き上げられております。これはどういう理由からか、お伺いします。また、これによって下水道事業の財源構成はどのようにになる

のか、御説明願いたいと思います。

ては、従来から華公營事業という考え方で、その財源について國庫補助負担金、それから受益者負担金、起償と、この三者で満額財源措置ができるようにという考え方で起償の充当率もセツトされておるわけであります。で、従来七五%の充当率ということは、その残りについては受益者負担金がある、と、こういう考え方でおったわけであります。最近の実態を見ますというと、受益者負担金が、七五%ではそこまでとも残りを賄うまでには至っていないと、このような実情もありまして、五十一年度については事業の円滑な執行をも配慮して、充当率を七五から一〇%上げて八五%にしたわけであります。

ただ、この前提として、受益者負担金のあり方について、現状がそこまでしか受益者負担金が取られてないからということで充当率を上げたわけでありますけれども、さらに言いますと、そもそも下水道事業に対する受益者負担金ほどの程度であるべきなのか、こういった問題、あるいは使用料とか都市計画税の充当のあり方、こういったより掘り下げた検討が必要ではないかというようなことで、とりあえず五十二年度につきましては充当率を八五％にしたわけであります。

したがいまして、五十二年度につきましてはこの引き上げ措置によって、たとえば公共下水道の国庫補助事業の場合で申しますと、管渠と処理場と違いますがけれども、管渠の例で申しますと、管渠の整備については事業費の十分の六が国庫補助金で賄われておる。それから、地方負担のうちの、十分の四に對しまして地方債充当が十分の四の八五でありますから、三四％が地方債によって賄われている、残り六％が受益者負担金によって賄われている、このような財源構成になります。終末処理場になりますと補助率が三分の二に上がりますので、地方債の受け持ち分が二八・三％、それから受益者負担金が五％と、こういうような構成になるかと思ひます。いずれにいたしまし

ても、この充当率の引き上げ措置によりまして下水道事業の執行がかなり容易になると、このように期待をいたしております。

○阿部憲一君 この下水道事業の財源構成を見ますと、四十九年度の国庫補助率及び地方債の充当率の引き上げが行われた際に、公共下水道事業については国費、地方債及び受益者負担により完全に措置されているということで、投資的経費の単位費用が廃止された経過がありますけれども、今回充当率を引き上げたということは受益者負担が少なかつたからだと考えるのか、どうですか。当時の説明では、受益者負担は一〇％と見て、全体の財源構成はきちつとなされたということですが、けれども、受益者負担の割合について基本的にはどのようにお考えになっておられますか、もう一度説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(石原信雄君) 下水道事業の受益者負担につきましましては、現在では昭和四十年十月二十五日付の建設、自治両省の通達がありまして、この通達によりまして、事業費の五分の一以上三分の一以下のものを受益者負担金として徴収することが適当であると、このようないことが言われております。しかし、その後の実態を見ますと、受益者負担金の率は年々いまだ低下してきておりまして、たとえば昭和四十九年度の実態で申しますと、負担金を徴収している団体の負担金の率は、公共事業の事業費に対して約四・四％ぐらゐ、このような水準になっております。ただ、これもさらに団体によってかなり差がありまして、団体によっては一〇％近く取つているところもありまして、まあ全然取つてないところもあるというように、非常にばらつきがあるわけでありまして。

そこで、五十二年度の起債の充当率を決めるに当たりましては、このような最近の実情も踏まえて、とりあえず一〇％充当率を引き上げるといふ措置を講じたわけでありまして、先ほどもお答え申し上げましたように、最終的に、最近の実態をも踏まえて、下水道事業の負担金はどうあるべきかということはさらに検討をしてまいりたい、その上で恒久的な下水道事業に対する起債充当率をセツトしていきたい、こういう考え方で五十二年度はとりあえずの措置として八五％という率にいたしました次第でございます。

○阿部憲一君 現実に受益者負担が、当初四十九年度に想定したような、総事業費の一〇％に満たないために起債の充当率を高めたということだと思ひますが、これは本年度限りの措置だとすると、来年度以降起債充当率が七五％のもとに戻つて、下水道整備事業を行うとしますと、当然その分、地方の持ち出し分が出てくると思ひます。現実に当初考えられていた受益者負担が得られないのであるから、公共下水道費の一般財源所要額を交付税で見るといふことが必要になると思ひますが、これについてはどうお考えですか。

○政府委員(石原信雄君) 確かに、現状のままで五十三年度以降また充当率をもとに戻すということになると、現実に受益者負担が入らないで、起債の充当率だけが下がつちゃうということになれば、そのギャップは一般財源持ちということになると、これは御指摘のとおりであります。そこで私もいましては、五十三年度までにこの受益者負担制度のあり方について関係省とも検討をいたしまして結論を出したい、その上でどのような充当率にするのがいいのか決めた、い、こういう考え方であります。したが、いま五十三年度限りの措置であるといふことは、五十三年度に達した時点でまたもとに戻して引き上げるといふ意味ではなしに、それまでに受益者負担制度のあり方を検討いたしまして、その検討の結果に沿つて妥当な充当率を決めてまいりたい、こういう考え方でございます。

○阿部憲一君 この五十二年度の地方債計画では、下水道事業の繰越地方債は五十一年度の十倍を超える千七百七十億円が計上されておりますけれども、これに対する公庫資金と市場公募債が逆に減少しているけれども、これはどういふ理由でございませうか。

○政府委員(石原信雄君) 御指摘のとおり、五十二年度の地方債計画における資金区分におきましては、下水道事業に割り振るべき公募資金等が減少して、繰越部分がふえているといふことはそのとおりであります。これは全体の資金枠の配分の結果そのような割り振りにせざるを得なかつたといふことであります。特に方針があつてそうしうせざるを得なかつたといふことでございませう。

○阿部憲一君 この繰越債の元利償還金は基準財政需要額に算入されるお考えはないかどうか、お伺いします。

○政府委員(石原信雄君) 従来、下水道の起債につきましましては、地方債計画の枠内につきましましてはすべて政府資金あるいは公庫資金、市場公募資金といふもので措置されておりました関係上、いわば制度的な財源措置としての地方債としては繰越資金は予定されていなかった。繰越資金は各団体のいわば財源補てん対策として割り振られたといふ面がありましたので、基準財政需要額への算入から除外されておつたわけですが、これからは地方債計画上、当然一定額の繰越資金が予定されておるわけでありまして、地方債計画上の資金配分として充当される繰越資金は当然にその元利償還金は交付税の算入対象にしていくと、このように御理解をいただきたいと思ひます。

○阿部憲一君 そうすると、この元利償還金は基準財政需要額に算入されるということですね。そうしますと、その分だけ交付税が食われてしまうといふことになりませんか。今日、この交付税の総額が不足して問題となつているときに、景気浮揚のためとはいへ、安易に起債に依存して、そのアフターケアを交付税でみるということは、現状のもとではちよつと場当たり的なものであると、こういうふうにお考えられて慎重に対処すべきものではないかと思ひますが、この辺のところのお考えを承りたいと思ひます。

○政府委員(石原信雄君) 下水道事業の元利償還金につきましましては、そのうち一般会計が負担すべき分は、地方財政計画の積算に当たりまして、公営企業会計に対する繰出金としてそれぞれ積算し、全体としての地方財源所要額を確保する場合は基礎に入っておりますから、財源措置としてはその分が地方団体にしわ寄せされるということになしに、必要な財源措置は全体としてとられていると、このように考えております。

○委員(高橋邦雄君) 暫時休憩いたします。午後六時四十二分休憩

午後七時三十二分開会
○委員長(高橋邦雄君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。
休憩前に引き続き、地方交付税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願ひます。

○神谷信之助君 交付税制度は、もうすでに御承知のように、地方公共団体がその財政力のいかににかかわらず一定の行政水準を維持し得るような、そのための必要な財源を保障する財源調整を行おうとする制度である。言いかえまして、この財源調整を通じて地方自治体に対して地域住民のシビルミニマムを充足する、そのために必要な一般財源を保障するというのが交付税の本来の性格であり、機能であるといふように解しておりましたが、この点の確認のためにひとつお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(首藤義君) お説のとおりでございます。交付税の本来の機能、性格、交付税法の第一条にも規定をしております。地方団体の自主性を損うことがなく地方公共団体の財源を均衡化する、あるいは財源の保障をやつていく、こういうことが主たる機能と、こういうことに相なつております。

○神谷信之助君 ところが、今日までのこの交付税制度の運用の実態を見ますと、本来のそのような性格、機能、これがゆがめられてきていふのではないかというふうに思ふわけですが。

時間をできるだけ短縮するために、一々お尋ねをするのではなく、私の方から申し上げていきますが、まず平衡交付金制度です。この当時からすでにゆがめられて出発をしたのではないかと、このように思っています。基準財政需要額の測定単位当たりの費用の算定についていろいろな行政内容を三つに分類をする。一つは、法令などによる義務的な行政、二つはそれに準ずる行政、三つ目は非義務的で任意的な行政、こういう三種に分けて、第一の問題についてはその行政規模、水準を維持するために必要な財源、これを従来の国庫補助金などを基礎にして算入をする、二、三の行政内容については、これをさらに数段階に区分をして、そして非義務的なものほどその財政需要の切り下げ率を大きくするといふと、それは任意的なものに対する財源保障というのには十分に見えないところから出発をして、したがって、当初から国の法令や施策、これについては平衡交付金制度を通じて間接的にその財政を保障する、こういう形で、したがって平衡交付金の一般財源としての性格、これが出発の当初から弱められたのではないかと、このように思っています。こういう傾向が交付税制度に移っても引き継がれて、特に国庫補助事業はその義務性の強いものとして必要額が算入をされる。とりわけ高度成長時代に入りまして、高度成長を進めるに必要な事業あるいはそれを進めるために必要な税の減免措置、こういうものに対してまで交付税で手当てをするというようにな方法などを進めてきておられますが、こういう点は交付税の補助的な運用といいますが、あるいは交付税の特定財源化が進められてきたというように解しているのですが、この辺について見解をまずお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(斎藤義典) 御指摘のように、交付税は地方団体が標準的な行政を施行する上に必要な財源を確保する、こういう機能に出るものでございます。したがって、当然その交付税の額そのものについての使途の制限はない。これはあたりまえのことでございます。しかし幾らの額が標準的な財政規模、財政運営をするために要する、こういう算定をします場合には、いろいろその内容を分けまして、算定につき工夫をこらす必要があるわけでございます。その場合に、ただいま御指摘がございましたように、法令上義務的経費だというように決められましたが、このつきましている、これはまあいかに自治体とはいへ、一定の基準のものは実施をせざるを得ないわけでございます。その分については高率な充當をしなければ仕方がない、こういう状況になるかと思ひますが、非義務的なものにつきましては、やはりその団体のみずからの考え方、事業量が決まってくる、あるいは行政量が決まってくる、こういうことになりまして、また何の事業をどう選ぶのかにつきましても、当該団体の自主的な判断によるのだらうと思ひます。

そこで標準的な財政規模を考えます場合に、私どもの考え方としては、このような非義務的なものについては、かなり各団体にポピュラーになってきておると、多くの団体が実施を実施をしておる、こういうたぐいのものにつきましては、これを普通交付税の中に大幅に取り込む、こういうことをいたすわけでありまして、非常に団体ごとについて特殊な性格を持つておる、こういうものについては、なかなか普通交付税に全部を算定を仕込むということが事実上むずかしかったわけでございます。この点につきましては、先生も御案内のように、一方、基準収入の制度におきまして、都道府県においては標準収入の二割、それから市町村においては、標準収入の二割五分、こういうものが独自財源として残される仕掛けを残しておるわけでありまして、この標準税率、基準税率を一〇〇%にいたしますならば、先生がおっしゃいましたように、みんなお仕着せの着物を着る、着ざるを得ない、こういう状況になるかと思ひますが、そこには地方団体が自主的に運営をし得る財源、これを保留しておく、こういう制度に相なつておるわけでございます。また一方、世の中が進みまして住民のニーズ等が非常に多様

化をいたします、地方団体の持ちます仕事も非常に多様化をいたしてまいりますと、地方団体側の要望をいたしてまいりまして、そういう標準的な財政規模を見ます際にいろいろ意見がたふさん出てくるわけでありまして、各種の事態の変化に対応して的確に基準財政需要額を算定すべきである、こういう意見が出てまいります。このようなものが、たとえばその後事業費補正でございまして、いろいろな補正関係のときに出てくるわけでありまして、これは各団体の意見も聞きながら直していったと、こういう経過をたどっております。

したがって、法令義務費あるいは法令による各種の経費、こういうものだけを非常に強化をして見ておつて、非義務性のものについての見込み方が非常に少ない、これは交付税の使途を、ひもつけというかと申しますか、補助金化というのかと申しますか、そういうことになつておるのではないかと、御指摘を賜つたのでありますが、私どもは必ずしもそのように考えていないのでありまして、できるだけ地方団体の財政事情のあり方を的確に算定をしていきたい。こういう意図に出ておるものだと、このことを御了解いただきたいと思います。

○神谷信之助君 一般的に説明を聞きますと、それはそれなりの合理性を持つておるように思われるわけですが、そこで、下水道事業の問題を中心にとつて具体的な問題で検討してみたいというように思ひます。

建設省にお聞きをしますけれども、第一次から第三次までの下水道整備事業ですね、この達成状況についてまず報告してもらいたいんですが。

○説明員(遠山啓君) 建設省では昭和三十八年から下水道の計画的な施行を行つておりまして、第一次五カ年計画が三十八年度から発足したわけでございます。この計画額は四千四百億でございます。これは五カ年行いませんで、四カ年で次の事業に移りましたが、実績をいたしましては二千九百六十三億円、すなわち達成率としては六七・三%でございます。それから第二次の五カ年計画

でございますが、これは四十二年から四十六年を目途としたものでございますが、これも四カ年で第三次に移行しておりますが、計画額は九千三百億、このうち予備費が三百億円でございますが、計画額の九千億に対して、実績をいたしまして六千七百八十八億円、すなわち六八・六%でございます。第三次計画でございますが、これは四十六年度から五十年まででございます。計画額は二兆六千億にございまして、予備費を八百六十六億円組んでおります。計画額は二兆五千三百四十四億円に對比いたしまして、実績としては二兆六千二百四十一億円、達成率は一〇四・四%になつております。以上でございます。

○神谷信之助君 事業費ベースで一〇四%までできたんですが、事業量では第三次計画というのは何%ぐらいになっておりますか。それから五十年度末の普及率、これはいまだどういう状況になっておりますか。

○説明員(遠山啓君) 第三次計画におきまして五カ年計画のこの事業量の達成率でございますが、当初計画に比へまして、管渠の整備延長で約五一%でございます。それから終末処理場の処理能力でございますが、約四四%というふうになっております。それから普及率でございますが、全人口に対しては下水道で処理できる人口普及率と申しておりますが、第三次の終わった時点におきまして二二・八%になっております。

○神谷信之助君 事業量の面では五一%及び四十%というわけで、非常に計画から言うところにおくれをしていられると言わざるを得ないと思ひます。この下水道事業は、住民の生活にとって、環境整備にとつて非常に重要な柱の一つなのであります。こういう計画より立ちおくれしている原因についてどのように建設省ではお考えになつておるか、お聞かせいただきたいと思います。

○説明員(遠山啓君) 従来下水道は大都市を中心にしてまいりまして施行をいたしてきておりまして、したがって、今日の水準汚濁が全国的な規模で広がつてまいりまして、下水道の必要性

が急に増加してきたというのに対して、その対応性が遅かったというのがございます。それだけ社会資本の投資というものが下水道に對ししておくれたということが第一の原因であらうかというふうに思います。

○神谷信之助君 いまお答えのように、社会資本の投資が、情勢の変化、特に高成長政策が急激に進められるという状況に對し得なかつた、立ちおくれをしたということに重大な問題があると思うのです。その点でも明らかだと思ふんですが、経済計画に對したしまして社会資本の投資額と下水道整備計画あるいはその他の生活関連事業というのがあるという状況かということ、これはもう資料がありますから、私の方から時間の関係もありますから申し上げますが、三十九年から四十三年中期中間計画、これは下水道整備五カ年計画の第一次が三十八年から四十二年ですから、大体それに該當します。これを見ますと、高度成長に對して必要な道路事業について、公共事業総投資額のシェアとしては三割です。ところが、住宅は六・三割、下水道は三・三割、都市公園に至っては四・四割、それから治水事業も五・一割という状態です。これは、その次の四十二年から四十六年の経済社会発展計画の時期もちょうど第二次下水道整備計画にかかりますが、この時期も同じ。大体公共事業投資額の半分以上が道路事業に投資をされている。それから住宅、下水道、都市公園、治水というものは、〇・七割から大体一番多くても六・二割というように、社会資本の投資額自体を見ても、こういう生活環境整備にほとんど金を投じないで、そうして高成長に對して必要な道路を中心にした、あるいは港湾事業その他に資本投下が集中的になされているわけです。こういうふうに思うのですが、この点、大臣、いかがにお考えですか。

○国務大臣(小川平二君) 最近におきましては、住宅その他生活関連の施設に重点が移行をしておりますが、従来どうだったかということになりますと、概して御指摘のような傾向があったことは否定できないと存じます。

○神谷信之助君 最近生活関連事業の方に資本投下をふやしたとおっしゃるんですが、しかし、昭和五十年代前期経済計画、五十一年から五十五年の状況ですね。これを見ますと、公共事業の全投資額というのは、全体の投資額のうちの四〇・一割ですが、そのうちほとんど半分の一九・五割が相変わらず道路事業です。住宅は六・五割、下水道は七・一割、都市公園も一・五割、治水は五・五割。これはちょうど治水の方は、五十二年から五十六年度と新しく計画が組み直されて七兆六千億ぐらいにふやしたから、少し五・五割よりはシェアがふえていますけれど、そう目立って生活関連事業に資本投下をふやしたという状態にはなっていないという状況なんです。若干づつはふえていますよ、前期のあの経済社会基本計画、これから言えば、たとえば下水道で言えば六・三割が七・一割にふえています。だから、道路の方は二・一から一九・五に減つてはいますけれども、しかし、全公共事業の投資総額から言いますと、やっぱり半分近くは道路に投資をされている。これがいまおっしゃっている政府の社会資本の投資の仕方でありまして、国の方がやっぱりそういう措置をとっているんです。

そこで、自治省に具体的にお聞きしたいと思うんですが、こういう国の経済政策といいますが、基本政策に基づいて、交付税もそれに対応している。いろいろな制度改正や、あるいは単位費用の増額、こういう措置が生まれてやられてきています。詳しく言いますといろいろありますが、たとえば昭和三十二年度ですね、このときに道路橋梁費の測定単位に新たな延長を加えて、その財政需要を強化をするという措置が加えられました。これはちょうど新道路整備五カ年計画における施行予定率、これを基準にして交付税強化の措置をとる、こういう措置がとられる。これは自治省ですか、が監修されている「地方財政詳解」これによりますとそういうことが述べられています。ですから、こういう改正によって道路橋梁費の財政需

要額というのは二倍以上引き上げられた。それから、第二次道路整備五カ年計画、これが三十三年に二千六百億から一兆円に拡張して実施されるようになりまして、これも建設省の単価を基礎にして、新設改良費の単価を大幅に引き上げるという措置がその次に出てきています。あるいはさらに、所得倍増計画に基づいて第三次道路整備五カ年計画が策定をされますが、それに伴って、地方負担額は軽油引取税その他の特定財源を除けば一〇〇%をこの基準財政需要額に算入するという形で単位費用の増額を行う。このように、国の行政投資拡充策に相呼応して地方交付税をフルに活用してきたというふうに、いま道路の問題を中心に言いましたが、言えるのじゃないかと思ひます。

さらに、それは例の三十六年の低開発地域開発促進法、あるいは産業地域の臨時措置法、三十七年の新産業法、それから三十九年の工特ですね、これらによつて、工場誘致のための地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収額を交付税で補てんをする、こういう形で側面から地域開発を推進をする。だから、交付税制度というのが、自治体が自由に使える財源だと言われながら、実際には政府のそういう地域開発政策なりあるいは高度成長政策、これに従属をして、そしてその推進に應じてその単位費用の算定が改定をされる、増額をされるという状況になってきています。

もちろん先ほど財政局長もお話しがありましたように、地域住民のニーズによつて変化をせざるを得ない、そのニーズを無視することはできません。そういう住民要求にこたえるという中から、そういう生活関連事業を重視をしていくという萌芽というものは、やつと三十九年に道府県及び市町村のその他の土木費の人口分について新たに住宅関係経費が算入される、あるいは衛生費で処理をされておいた清掃費が独立をして、これが充実される、それから、四十年になってさらにこの高度成長に伴うひずみが顕著になっていくという段階では、四十年に社会福祉費の段階補正、これで

新しく指定都市と他の市町村に区分をして、大都市の財政需要を充実しておる。そのための清掃費の単価の引き上げ、こういったものがやられています。

こうやってずっと歴史的にといいますが、経過的に細かく点検をしていきますと、高度成長に關するそういう事業、それから、政府がそのために重点として考えている事業、これらについては交付税の単位費用の算定に当たっても厚くしている、こういう状況が客観的に私は認められると思うのです。

一方、それじゃいまだ問題にしておりますこの下水道事業は一体どうかというふうに思うんですが、下水道事業についての交付税措置というものは、一体どういう経過、推移をとって今日の交付税措置がなされてきたかという点について、自治省の方からお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(石原信雄君) 下水道事業費につきましては、下水道関係の経費につきましては、ましては、道府県分については比較的歴史が新しくございまして、昭和四十四年度からその他の土木費の中に事業費補正という形で流域下水道事業の地方負担額のうち地方債を除いた一般財源相当分を算入しております。それから、五十年から、流域下水道事業の地方債の元利償還金の五〇%相当額を算入するという改正が行われております。

一方、市町村分につきましては、従前はその他の土木費の中で管渠の経費を計算して、衛生費の中で終末処理費の計算をしておりまして、管渠と終末処理が統一された時点で、昭和四十二年に下水道事業費というのを新たに設けまして、この経費の中では維持管理費及び減価償却費、それから新規の事業費、こういったものが算入され、さらに公共下水道事業の地方負担額につきまして事業費補正が適用されるという形で内容の改善が行われた。昭和四十四年度におきましては、ほかの経費もそうでありましたが、投資的経費と通常の経費が分離されました、下水道事業費の中の投資的経費のほうに新規の事業費と、それ

から過去に起こした地方債の元利償還金相当額が事業費補正という形で算入されるようになりまし
た。さらに、公共下水道、流域下水道の元利償還
金がこれに加えられた。それから、四十八年度に
なりましてからは、流域下水道事業の市町村分の
地方負担額を事業費補正の指標に加えるという改
正を行いました。四十九年度には、国庫補助率が
大幅に引き上げられて、さらに地方債の充当率も
引き上げられて、理論的には、公共下水道の
建設費はその当該年度は一般財源負担がないとい
う形になりましたので、下水道事業費の投資的経
費はなくなりまして経常費だけになったわけであ
ります。それから、流域下水道の地方負担額、そ
れから公共下水道、流域下水道の地方債の元利償
還金、これらにつきましては、その他の土木費の
中で投資的経費として算定する、このような改正
が加えられております。なお、これらの改正の過
程におきまして、地方負担額の算入率あるいは公
債費の算入率は実質的に逐年引き上げられてきて
おります。

○神谷信之助君 市町村の関係で、地方負担額
の事業費補正の算入率は逐年引き上げられてきた
というようにおっしゃるのだけれども、たとえば
四十二年度は四割ですね、〇・四。それから四十
三年度は、大都市が〇・六三で、その他が〇・五
七。それが四十五年度まで続いて、四十六、四十
七年度はまたずっと減ってきてますね。現在は〇・
五、いわゆる五割。地方負担額の五割が事業費補
正算入率ということになってますね。これは恐
らく起債充当率が引き上げられたとか、そういう
ことであらうと思いますが、そういうことでは
か。

○政府委員(石原信雄君) ええ、そのとおりで
ございます。
○神谷信之助君 それから、補助率も上がりまし
たね。補助率の上がったのと起債充当率が上った
というところで、〇・五、五割という、そういう
計算になってきたわけですか。
○政府委員(石原信雄君) ええ、御指摘のとおり
でございます。

でございまして、補助率の引き上げと充当率の引
き上げ、両方相まちまして、当該年度の地方負担
額は流域下水道について五割だけでやると、こう
いうことで事業費補正の算入率が五割になってい
るわけでございます。
○神谷信之助君 そこで、補助率が若干引き上げ
られました。しかしそのあとを、いわゆる起債と
いうのは非常に大きな部分を、起債充当率が引き
上げられて起債でやりなさいということになって
きています。これがその起債の元利償還を交付税
措置をするという点に私は大分問題があると思う
のです。これはもう少し後ほど議論をしたいと思
うのです。

そこで、建設省にお伺いしますが、下水道整備
ですね、これはいつまでに、どのような規模、水
準まで進めていくという計画をお持ちか、まずこ
の点をお聞きしたいと思います。
○説明員(遠山啓君) 下水道というのは、いまや
シビルミニマムというか、ミニマムスタンダード
の施設だというふうにならねばならないと思
う。究極的には、市街化区域といふのはもちろん
のこと、農山村におきましても集落のあるところ
には下水道をつけたというところで、普及率とい
うのは九〇%というのを目標にいたしてお
ります。

いつまでかという御質問でございますが、われ
われまだいつまでというのには確かな数字を持って
おりませんが、近い将来において実現したいとい
うふうに思っております。

○神谷信之助君 昨年ですか、昨年の下水道法の
改正をめぐって、建設委員会での審議状況を見る
と、政府側の答弁では六十年代に九〇%を目指し
ていると、しかし現状ではきわめて困難で、都市
局長ですか、の答弁では、七十年代になるだろう
というふうなことを言っていますが、どうなんで
すか。

○説明員(遠山啓君) そのとおりでございます。
○神谷信之助君 九〇%の普及率がいつできるか
というのをはさっておきまして、まだ大目標も立た
ないようですか。いま五十二年度は御承知のよう
に第四次下水道整備計画が始まって二年目になっ
ております。そこで、この第四次下水道計画です
ね、この全体の目標、その水準、これについて
まずお答えいただきたい。

○説明員(遠山啓君) 第四次計画は五十一年度か
ら始まりまして五十五年度を目標にいたしてお
りますが、先ほど申し上げました下水道の普及率、
すなわち総人口に対します下水道による下水処理
ができる人口というのを四〇%へ持っていくとい
うふうな思っております。その五十一年度の
始まりすなわち五十年度的におきましては、
その普及率が二二・八%でございます。

○神谷信之助君 五十年度的二二・八%の普及率
を五十五年度には四〇%まで引き上げるといふのが
第四次五カ年計画で、予備費四千億を含めて七兆
五千億の事業費を予定されておりますね。それで
二年度へいきまされたが、五十一年度の進捗率と、
それから五十二年度の見込み、そしてそれに伴っ
て、五十三年度以降の目標の四〇%の普及率の
達成をさせる上での今後の大体の見込み、こうい
った点について述べてください。

○説明員(遠山啓君) 第四次の下水道整備五カ年
計画は、ただいま先生おっしゃいましたように、
総投資額が七兆五千億、うち予備費が四千億
でございますが、五十一年度におきましては七千
五百六億円を実施いたしました、この達成率が一
〇・六%になっております。それから五十二年度
でございますが、目下のところ約九千億円とい
うのを事業費で見えておまして、五十一年度と合
わせまして達成率は二三・四%になるものとい
うふうに推測いたしております。それで五十三年度
以降、この計画を完遂するにつきまして約三九%
の伸びで今後事業を伸ばしていくというふうにな
れわれは考えておまして、一層の努力をいたし
たいというふうに思っております。

○神谷信之助君 約三九%の伸びを五十三年度以
降はやらなきゃいかぬということ、五十一、五十二
年度の状況から見ましてもこれは非常にむず
かしいわけだと思ふんですね。これ、五十一年度
で普及率が二四・六%、二二・八%から二四・六
%、すなわち一・八%伸びてますね、普及率で
見ますと。それから五十二年度の見込みは二六・
七%、ここでの一年間、五十二年度には二・一
%普及率を伸ばそう、こういうことです。五十五
年には四〇%に到達しようとするれば、三八・七%
ぐらいの事業費の伸びを見なきゃならぬ。この点
についての実現の可能性、こういう点はどのよう
にがんになっていきますか。

○説明員(遠山啓君) 残り三年ございまして、私
ども精いっぱい努力をいたしまして、いまおっ
しゃいました約三九%の伸びでございますが、こ
の目標を達成したいというふうに思っております。

○神谷信之助君 人口急増地域の埼玉県ですが
ね、ここは五十年度的普及率は一七・四%。
県当局の見解を聞きますと、第四次計画を仮に一
〇%実施しても普及率は三〇%に達するのはむ
ずかしいだろう、そういうふうに言っています。
これは人口急増地域で非常に下水道整備事業が急
がれているわけですね。そういうところではいまそ
ういう状態が起きているのですが、この点につ
いては建設省はどうお考えですか。

○説明員(遠山啓君) 御指摘のように、現在五十
一年度におきましての埼玉県の普及率というのは
一七・三%というふうにならねば見込んでおりま
す。それで五十五年度末の五カ年計画の終わりに
おきましては、いまの試算でございますが、大体
三三%か四〇%ぐらいのじやなかろうかという
ふうに思っておりますが、五カ年計画の実施に当
たりまして、できるだけ相互の調整をとりなが
ら、いまおっしゃいました人口急増の地域である
というふうな重要な地域につきまして重点的に執
行していきたい、こういうふうに思っております。

○神谷信之助君 第四次計画の一年、二年度を見
て、そしてそのまますと進んでいって三三%と
いうのは、一応計画は計画なんです、現在五十

かしの状況から見ましてもこれは非常にむず
かしいわけだと思ふんですね。これ、五十一年度
で普及率が二四・六%、二二・八%から二四・六
%、すなわち一・八%伸びてますね、普及率で
見ますと。それから五十二年度の見込みは二六・
七%、ここでの一年間、五十二年度には二・一
%普及率を伸ばそう、こういうことです。五十五
年には四〇%に到達しようとするれば、三八・七%
ぐらいの事業費の伸びを見なきゃならぬ。この点
についての実現の可能性、こういう点はどのよう
にがんになっていきますか。

一、五十二年年度のおくれの状態を見ると、なかなか三〇％を超えるというのはむずかしいだろうというのが県の見方ですね。これは実際に進めていくとすると、用地の買収その他いろんな問題が起こってきます。それから特に終末処理場がなかなかできないために、すでに管渠が敷設されているところでもまだ使用できないというところも相当すでにもう出てきていますから、こういったいろんな諸問題が起こってくるんです。したがって、これを実際どう進めていくとしますと、私は特に自治体がそういう住民の要求にこたえて生活環境整備の事業を急速に進めようとするれば、相当思い切った国の財政的援助という措置をする、そういうことをしないと、なかなかこれらの問題も解決をしない多くの問題を含んでいると思うのですが、この点について自治大臣、どのようにお考えですか。

○国務大臣(小川平二君) これは申すまでもないことでございますが、住民の安全、快適な生活を確保するということにおきまして、非常に大事な事業であることはこれは申すまでもございせん。そういう趣旨で現行の計画、第三次計画に比較いたしますと、規模において二・九倍、ほとんど三倍ふえておるわけで、最近改定されました各種の長期計画のうちで飛び抜けて大きい、一番大きい伸び率を示しておると存じます。

それから五十二年度予算におきましても、国庫負担金が三八％増しということになっております。地方債につきましても、対前年度比一九％というところで拡充、改善をしている。また、充当率も引き上げる、こういうことで積極的な推進をいたしておるわけでございまして、仕事の重要性にかんがみまして、自治省といたしまして、先ほど来いろいろ御指摘もいたしておりましますけれども、あと限り早期にこの計画が達成されますように努力をしていきたいと考えております。

○神谷信之助君 これを大臣はいま、まあ他のそういう事業から言えば二・八ないし二・九です

か、ぐらゐの伸び率で一番大きいんだというふうにおっしゃるんですが、ところが、この第四次五カ年計画を策定するに当たって、自治体側の要望をずっと建設省でまとめたんですね。それが約十五兆なんです。総事業費で、事業費で十五兆なんです。それを建設省はいろいろ考えて、十五兆というふうな要求をしたってなかなか無理だろうというところで、建設省の概算要求は大体約十一兆ですね。それが最終的には七兆五千億、予備費四千億を含めて七兆五千億です。だから、自治体の方は、住民の要求にこたえて下水道整備事業を急ぐという、この五カ年間の間に十五兆の仕事をやろうというところで、その必要とする自治体から要求が出た、結論が出たのはその半分の七兆五千億、これが第四次五カ年計画として策定されているわけなんです。だから自治体の側から言ったら、この第四次五カ年計画全部やってももらったとしても、自治体側の要求から言えば半分しかすぎない、こういう内容なんです。だから伸び率は確かに大きいかもしれない。それは従前の事業総額が少なかっただけだ、基礎数が。こういうことだと思ふんです。だから、たとえば道路事業関係は伸び率はうんと減りましたと言いましても、これはほんとに大きいんです。だから、先ほどの社会資本の投資額全体に占める道路関係のシェアというのは、やっぱり半分、公共事業全体の中では約半分を占める、こういう状況がまだに続いているのだし、下水道事業は伸びたといつても七・一％ぐらゐのシェアしかない、こういう状況なんですね。

しかもこれは諸外国と比較して見てみましても、日本というのは非常に低いんですね。普及率はアメリカは七一％、イギリスは九四％という状況です。西ドイツが七九％、オランダが九〇％ですか、そういうふうに各国の中であります。日本は二・八、二・三という水準というのが、べらぼうに、先進諸国、いわゆる資本主義諸国の特に進んでいるところに比べましても一番最低、飛びはねて最低です。したがって、道路の方は、特に道路といましてもそれ全部の道路じ

やありません、国道の方の舗装率は九〇％を超えているけれども、市町村道は二七・八％というところ。だから、産業開発といふことも、地域開発、高度成長にとつて必要なものについてはほとんどと事業が進められたけれども、同じ道路でも生活の道路はもう全く見放されている。まして、毎日の生活によつて必要な、排出される汚水についての処理、あるいは雨水の処理、これらが大変立ちおくれをしているという状況なんです。

ですから、実際の住民の要求から言うならば、この五カ年計画は二カ年半ですね、二カ年半にスピードアップしてやっつて、自治体側の基礎要求といひますか最初の要求にやっつとこたえられるという状況になるわけです。そういう状況なんです。私には、これは福田内閣がやはり引き続いて大企業中心の政治あるいは予算の使い方をやっているのか、いわゆる投資の重点をどこに置いているのか、いわゆる投資の重点をどこに置いているのか、ということにもかかわる、福田内閣自身の政治姿勢にもかかわる問題だというふうに思ふのです。これをどれだけ早くスピードアップしてやるのかというところ。いま建設省も、一生懸命努力してこの第四次計画というのの一〇〇％ひとつ実現したいと、五十五年には四〇％の普及率に持つていきたいとおっしゃっていますけれども、これは五十五年から以後は三八・七％以上の伸び率が保証されなければできないという状況ですから、これはなかなか並み大抵なことじゃなからうと。それをさらにもと私はスピードアップするということと、福田内閣の政治姿勢が問われているのではないかと、この点について大臣の御見解を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(小川平二君) これは御指摘を待つまでもなく、国、地方が協力をいたしまして一刻も早く目標を達成すべき事業であると信じております。今日まで、国庫負担の率も改善をす、国庫負担の対象の範囲も広げる、地方債、交付税等についてもあと限りの改善の措置を講じてきたわけでございまして、今後ともそういう方向

で積極的に努力をしていくつもりでございます。○神谷信之助君 積極的にひとつ努力はどうしてももらいたいと思ふのですが、こういう立ちおくれというのが、最近やっつと下水道事業の一部が道路並みの補助率に部分的には引き上げられるという状況が生まれてきたが、とにかく非常に補助率が低かったわけですね。それで若干の是正はされてきているんですが、今日、地方自治体の財政状況から言うならば、補助についてさらに強化をしなければならぬかと思ふところには進められないという、そういう状況も生まれてい

ます。そこで、建設省に聞きますが、補助対象について限定をしているわけですが、その理由は一体どこにあるのかという点を述べてもらいたいと思ひます。

○説明員(遠山啓君) 下水道事業は地方公共団体が実施する事業でございまして、国がその費用の一部を補助するということが下水道法に決められております。国といたしましては下水道の主要な施設に対して補助をしておるわけでございまして、その補助対象の範囲は、下水道の円滑な実施を図る上から逐次改善を図つてきております。第四次五カ年計画におきましても、終末処理場における植樹であるとか芝張りであるとか、そういったイメージアップということも考えまして、そういった周辺対策というものも補助対象に入れるなどいたしまして、補助対象の範囲は広げてまいりました。ごさい。

○神谷信之助君 たとえば管渠について三百三十ミリでしたか、補助対象がありますね。これはもつと小さい枝管に至るまで補助対象にする、そのけじめというのは結局予算枠によつて決めざるを得ないということになるわけですか。

○説明員(遠山啓君) これには昔からやっております歴史というのが若干あるわけでございますが、最近におきましては、流域下水道につながります流域関連公共下水道というふうな、この辺で言えば埼玉県の都市のようなのがございまして、

一概にはその率が一定はいたしておりませんけれども、予算が一定でございますと、処理場に使われる費用と、それから管渠に使われる費用というシェアの問題がございます。そういうシェアを見まして、全体の補助対象率を決めまして、そこから割り当てていくわけでございます。先生いとおっしゃいました下水管の口径が三百ミリというふうにおっしゃいましたけれども、小さいものについては三百ミリ、あるいはその中を流れる流量であるとか、あるいはその管が受け持つ面積であるとか、そういうところで区分をいたしまして補助対象といたしております。

○神谷信之助君 結局は予算の枠がありますから、全部を全部めんどろを見る、補助対象にするわけにいかぬということだと思ふのですがね。そこでいわゆる総事業費中補助対象事業費、これは一般都市では七五％ということになっていきますね。これは実際はどうかという点ですがね。いま話が出た埼玉県ですが、埼玉県の荒川左岸の南部流域における補助対象率、これは五十年分はどうかという点について報告してもらいたい。

○説明員(遠山啓君) ちょっといま資料を持っておりませんので……

○神谷信之助君 言っておいたのですがね。これを見ますと、たとえば、川口市五七・六％、浦和市が三八％、与野市で五五・二％というように、ずっと見ますとどれも七五％以上のものはない。で、平均しますと、全体で合計してみますと四七・七％の補助対象率であるわけですね。これは七五％の補助対象率だと言いがら一般都市で四七・七％しかない。この理由は一体どこにあるのですか。

○説明員(遠山啓君) 公共下水道の第四次五カ年計画におきます補助対象率は六〇％ということにいたしております。これは指定都市、一般都市を合算したものでございますが、一般的に申し上げますと六〇％でございます。そのうち、先ほど申しました終末処理場でございますが、これは補助対象

率を九五％にいたしております。植樹、芝張り、その他改善をいたしまして九五％にもつていっております。したがって、管渠というのがその分だけ低くなるわけでございます。埼玉県のいまおっしゃいました地域は、荒川左岸地域下水道へつながるところでございます。各市は処理場を各自で持たなくて済む地域でございます。したがって、管渠がそれだけ少し減るということになるわけでございます。

○神谷信之助君 いま管渠の方で六〇％ですか。

○説明員(遠山啓君) 全体で六〇％。

○神谷信之助君 全体で六〇％。そして処理場は九〇％だから、これは処理場はないから六〇％に減るんだ、下がるんだということでしょう。だから、そういう処理場がもしあれば、九〇％の補助がついて、全体とすれば六〇％になる。しかし、処理場もなしに流域下水道でこれをやっている場合、そこは減らしてしまおうということじゃないに、それをさらに進めていくために、これは補助対象率を引き上げて進捗を図っていく。処理場をつくれればよい財源が要るんだし、それだけまた九〇％の補助を出すということ、それだけ減らせるわけですからね。その分をさらに補助対象率をこちらの管渠の方に足して、そして特にこういう人口急増地帯については事業の進捗を図っていくということと同時に考えなければ、画一的なそういうやり方で、処理場をつくれれば補助対象率は六〇％になるけれども、それがなくしてろは減るんだと。しかし、一般的説明では流域の公共下水道、これについては六〇％の補助対象率とすると、これは看板と中身が違ふという事です。この辺は私はもう少し研究をし、この補助対象率を高めるといことが可能ではないかと思ふんですが、どうですか。

○説明員(遠山啓君) 現在、まあ管渠の補助対象はどういうふうに進捗しているかという、建設省の告示によりまして、いろいろ区分して実施しております。いまおっしゃいました埼玉県の流域のような流域下水道につながる地域につきまし

ては、一つ一つの、まあ流域の幹線から出ていく枝線と言いますか、そういう区域が、通常公共下水道で処理場を持っておる地域に比べて少し小さいという傾向がございます。そのために、いままで用いておりました管渠の範囲というのが少し実情に合わなくなってきたという感じがございまして、先般その点を改正いたしました。小さいところまで、いわば小さいところまで広げるといふように、若干でございますが、改正をいたした次第でございます。

○神谷信之助君 だから、小さい管まで広げるように若干改良されたのですが、そこが問題なんですよ。小さい管の方は、市町村がそこを細かくやっていかなければならぬ、そういうところになるのですが、そのところの補助対象、それが補助対象から外される。それはあと起債で見やるからそれでいいじゃないかということになるのです。そのところがちょっと問題だというふうに思ふのです。これもちょっと後でひとつ、交付税算入の問題とあわせて少し起債の問題は議論してみたいというふうに思ふのです。

ついでに聞いておきますが、終末処理場は四分の三の補助率になりましたけれども、それと一体のポンプ施設とか用地取得、これは三分の二のまだというのですが、それはなぜですか。

○説明員(遠山啓君) 先生いまおっしゃった四分の三というのは流域下水道でございます。一般には公共下水道の場合は三分の二でございます。それから管渠の方、あるいはポンプ場の方は十分の六という補助率になっております。

その違いでございますが、わが国は非常に水質汚濁が全国的な規模で広がってまいりまして、水質汚濁の改善というのが急務になったわけでございますが、下水の処理というのが水質改善のいまや非常に大きな役割を占めることになっております。そのために非常に重要な施設になっております。公共団体の財政の負担となります割合も大きいものでございますから、処理場につきまして管渠のものと比率を違えたというのが実情で

ございます。

○神谷信之助君 どういうことです。水質汚濁が中心になってきたから、何に比べて変えているんですか。ちょっと最後の方聞き取りにくかった。

○説明員(遠山啓君) 国費で負担すべき部分を終末処理場に特に大きくしたということでございますが、まあ終末処理場が、いまおっしゃいましたように、水質保全に果たす役割が非常に大きいということが、下水道法の改正が四十五年行われましたが、それ以来非常に下水道の目的として大きなものになってまいりました。水質汚濁を改善するのが下水道であり、その中核をなすのが処理場であるということでございます。

○神谷信之助君 だから、終末処理場とそれと一体であるべきポンプ施設あるいは用地取得、これらの補助率の違いはどこにあるのかと言ふので、だから水質汚濁が重視をされて終末処理場について補助を重視をしている、厚くしたと、それはわかりましたけれども、ほかは、一体であるべき施設は何で下げられるのか。

○説明員(遠山啓君) 下水をきれいにするところから補助率を変えたということ、御承知のように、下水管というのは地下深く入ってまいりまして、地表に出すにはポンプ場も必要でございます。これはどの地域でも必要なものでございます。処理をしながらも揚げる必要があるということ、処理にかかわるものだけ緊急にわれわれは国としてめんどろを見なきゃいかぬということ、で上げたわけでございます。

○神谷信之助君 用地は。

○説明員(遠山啓君) 用地も、これも当然必要なものであるというふうに解釈しております。

○神谷信之助君 用地取得費は終末処理場と同じですか、補助率は。

○説明員(遠山啓君) 用地取得は終末処理場の三分の二でなくて、十分の六、低い方で補助いたしておりますが、これもまあ直接処理する施設でないということで低い方になっております。

○神谷信之助君 まあ建設省としては、処理に一

体不可分の要求をされたけれども、大蔵省でうんということにならなかったからそうなっているんだと思うのですがね。だから、なかなか理屈づけがむずかしくなっていると思うんですよ。まあこれはひとつ建設省としても、これからの一体不可分のものとして補助率の引き上げの努力をぜひやってみてほしいと思います。その点よろしいですか。

○説明員(遠山啓君) この五カ年では交付金の総額も決まっておりますが、今後第五次へと進んでまいります段階におきまして努力してまいりたいというふうに思います。

○神谷信之助君 五カ年でもう決まっているからということでは、私はこれはちょっと話が違うと思うんですね。大体自治体からの要求は約十五兆、あるいは十八兆という話もあったんですけれども、まあ大体十五兆ぐらいのようですね、それが七兆五千億になった。半分ですけれども、先ほど言いましたようにスピードアップをする必要があるわけで、この五カ年計画の進行の過程にも補助率をアップをして、そして第四次五カ年計画というのを、五十五年を待たずに早く達成をしていくということ、これが必要じゃないかと思うんですね。この辺ひとつ努力をしてもらいたいと思います。

それから指定都市ですがね、政令都市と一般都市で補助対象範囲が異なっているのはどういう理由によるものですか。

○説明員(遠山啓君) 政令都市と一般都市と比べてみますと、まず財政負担能力に差があるということがございますし、それからさきにも申しましたように、政令指定都市のような大都市から下水道というのが実施しております。普及の状況が違っているのがございます。したがって、全国的なレベルアップという観点からいたしまして一般都市の補助率を高いものとしたして事業の推進を図るということから差をつけておるわけでございますが、しかし、その差を逐次改善したいというところで、第四次五カ年計画におきましては、一

般都市が第三次から第四次に移るについて七四から七五%へ移ったというのに比べて、指定都市は四一・六から四五%というふうに改善を図った次第でございます。

○神谷信之助君 政令都市は財政力があるというようにおっしゃっていただきますけれども、しかし、今日は十団体内中九団体が交付団体になっていきますから、しかも人口集中地域で水質の汚濁も激しい、そういうところで集中的に早く進めていくというところが必要である。大都市の方が早くからやっておるから、おくれるところがある程度進むまで足踏みさせるといふのじゃなしに、そういうところも急いでやったりしていく必要があるだろうと思うのです。たとえば大都市で、いま四五に引き上げたとおっしゃるんですが、しかし、その前は四一・六と。実際の、実質補助率は、京都府で見まして五十年で九%で、五十一年度は二%という状況ですね。これは京都府の報告ですが、そういうふうな状況にきています。いづれにしても、この格差をできるだけ縮めていくという点で努力をしたいということですから、これはひとつやってみてほしいというふうに思います。

それからちょっとついでに聞いておきますが、その処理場の門、さく、へいがまだ補助対象になっていないのです。学校とかそれから警察関係の施設なんかは今度五十二年で、さく、へいが補助対象になりました。だから、処理場の場合は、少なくとも五十三年度からは補助対象に加えるように努力をする必要があると思うのですが、この点はいかがですか。

○説明員(遠山啓君) 努力してまいりたいと思います。

○神谷信之助君 それから先ほどからちょっと話が出ましたが、下水道事業の財源の多くをいま起債に依存しているわけですね。この起債のしたがつて償還費というの非常に膨大になってきています。昭和三十四年の十五億四千七百七十七万円、これに対して四十九年には千五百五十七億三千二百六十一万、実に七十四・八倍に十五年間にふくれ

上がっています。そのために一般会計からの繰り出しというのが非常に財政圧迫の一つの要因にもなっているのです。京都市で四十九年が三十三億七千万円、五十年で四十二億一千九百万、五十一年度が六十三億一千四百万というように、この三年の間でも二倍近く償還費がふえてきています。それから、京都の南部の桂川の右岸流域の流域下水道をやっている大山崎町という小さい町ですが、ここでも、五十一年度が六百二十万円の償還費であったのが、五十二年度には千七百万円、三倍近くにふくれ上がっております。五十三年度はさらに五十二年度の二倍、三千九百万から恐らく三千五百万、五十四年度にはさらに一倍ふえて五千六百万から六千万円ぐらいというように、こういう下水道事業に対する財源は多く起債に依存しているわけですから、償還費が年々ふえていくわけでありまして、そのために一般会計の繰り出しがふえざるを得ないという状況が出ています。これが、どういふ問題についての自治省の方の対策は何かでございますか。

○政府委員(石原信雄君) 先ほど申し上げましたように、下水道事業に対する交付税の算入措置といたしましては、実質的に逐年その充実強化に努めてきておりました。たとえばいま御指摘の下水道事業の地方債の交付税率算入率であります、四十八年度におきましては従来三〇%ないし三五%であったものを四五%に引き上げるといふようなこととで今日に至っております。それから五十二年度からは、従来算入対象にしておらなかった繰上債につきましても算入対象にするというふうなことで内容の充実を図っております。

まあ今後さらに元利償還がふえてまいりまして、これに対して財源措置をどうするかという問題が当然出てまいるわけでありまして、これにつきましましては、交付税の措置だけで対応していくのか、あるいは下水道財源としての都市計画税であるか、あるいは下水道の使用料のあり方、こういう他の財源措置の問題ともならみ合

て考えていかなきゃいけないのじゃないか。さらに交付税の算入率の引き上げ問題につきましましては、同時にこれは基準税率の問題とも対応させて考えていくべき問題ではないか。いづれにいたしましても、今後下水道事業の元利償還がふえてくるということは避けられないことでありますから、これらのいろんな財源措置等をならみ合まして、地方団体がその負担にたえられるように財源措置の適正化を期してまいりたい、このように考えております。

○神谷信之助君 これですが、主要管渠については国から補助をします、しかし末端の管渠については市町村の単独事業でやります、それについては十分起債のめんどろは見ましようということですね。その起債の償還に当たっては、いまおっしゃったように今日では五〇%交付税に算入していると、こういうことで一応めんどろはちゃんと見ておられますというところになるんですね。ところが、大体最近の下水道の関係の起債は、五年償還、二十五年償還、合計三十年ぐらいになっているんですね。二十五年から三十年というところですから、これでいきますと、大体元利合わせますと元金の二倍余りになる。だから、足らぬところは借金をしなさい、借金については、借金返しの半分以上は見ましようというけれども、これをやらないで借金をしたらどうなんでしょうか。返してはいる方から言くと、どうにも倍以上の金を、結局償還期限が長いですから返すということになる、その半分は交付税で見ていることになる、こうなりますと、元金は交付税で見ているというところになるわけですね、元金は。それならひとつ補助制度そのものをもう一遍考え直して、末端、末端の管渠に至るまでも補助制度をつけて、そして銀行から借金をして金融機関が利子でもうけるというのをできるだけやったり少なくなるといふことを考えないと、その分はひとつ都市計画税を考へるなり、あるいは負担金をふやすなりというふうなことで解決するということでは、

これはどうにも納得ができない問題じゃないか。この辺、建設省はどういうように考えているんですか。そういう点で末端の管集に至るまでもそれぞれ補助制度を、当初から高率の補助というわけにはいかぬでしょうけれども、少しでもそうやって、そして少しでも借金を減らすということ、これをひとつ建設省自身も考えてみるお気持ちはないのかどうか、お伺いしたい。

○説明員(遠山警署) 下水道の財政につきましまして、かねてから財政研究委員会というのをつくりましていろいろ検討してまいっております。いまの時代、低成長の時代になりましたので、またわれわれとしてもこの時代に即応するような下水道の財源のあり方というものを研究したいというふうに思っております。それで、いまの末端に至るまでの補助制度ということもございしますが、一気にはなかなかいかないと思いますが、われわれは補助対象範囲の拡大という方向で努力してまいりたいというふうに思っております。

○神谷信之助君 自治省の方にお伺いしますが、元利償還をいまの制度では交付税の需要額に算入をする、二分の一算入して、そして財源措置をするというようにやられているんですけれども、しかし、交付税自身で借金返済のものに使われるというのは、これは一体交付税の制度自身から言っても問題があるんじゃないだろうか。しかもそれは、下水道事業というのは全自治体が共通して、あるいは普遍的にやっている事業でもない。下水道事業をや、そしてその下水道で起債をしたその自治体についての償還費について一定部分を交付税で見、交付税措置をする。交付税措置は本来はそうじゃないに、共通的な、また普遍的な地域住民の最低生活を保障するといいますが、それに必要な行政水準、これを保障するためにまづべんに必要といいますが、財源を保障し、そしてまた財政力の弱いところに対して調整をしていく、こういう機能を果たさなきゃならぬのに、一定のところに対するそういう借金返済が交付税でされるといふのは一体どういうものだろうか。仮にこれは

補助制度がちゃんと確立をしている、二分の一なら二分の一の補助制度が確立していれば、その起債を全部見る必要はないということになってくるのです。だからそうしますと、それは交付税の枠以外から出てくるんですね。三三〇という交付税の枠が決められた中で、そういう、何と言いますか、一定の公共団体が元利償還をする分を交付税から出して補てんをする。全自治体の共通の一般財源が、そういう形で特定の財源として使われるということにこれはなるんじゃないかと思ひます、この点はいかがですか。

○政府委員(青藤義典君) 交付税の配分が、ただいま先生御指摘のように、標準的な財政運営をいたしております団体、それに対する財源を確保する、これが主体であることはもう御指摘のとおりでございます。しかしながら、一方別途最近のこの住民のニーズの変化等に伴ひまして新しい仕事が増えてくる、それに対応してやはり的確な財源措置をしてほしい、こういう要望が次から次に出てきておりますことも事実でございます。従前のように下水道が、かつてまあシンクスがございまして、下水道を手がけると、ずっと昔は市町村の選挙に落ちるといったようなシンクスがございまして、最近はそのような時代でございまして、どこの市町村におかれてもできるだけ下水道をやっていく、こういうようになりかねない。下水道に所要の財源をやはりできるだけの確に措置をしてやる、こういうことはやはり実態的にはやってやらなければならぬことじゃないかと思ひております。ただいま御指摘のように、下水道全般につきまして非常に高率の国庫負担、これが行われまして地方負担が減少していく、補助対象も広がっていく、こういうことが望ましいこととはもちろんでございますけれども、現行制度、これを前提にいたしながら、先生御指摘のように下水道の整備をあくまで促進をしていかなければならぬ、こういう立場に立ちましたときには、ただいまの財源措置として、これに一般財源を建設に当たり

まして全部充当するということは事実なかなか不可能な問題でございしますから、起債を高率に充当しておいて、そのかわりその起債の償還費に対して相当額を財源措置をしていく、こういうこともやむを得ないのじゃないだろうか、こう考えておるわけでありませう。

一般的にこういった投資的経費の算入を交付税で見ますと、交付税がひもつきになるではないかという御指摘もわからぬことではないわけでございますけれども、そういった新しいニーズ、新しい状況に応じた必要な投資的経費、これに対する財源措置をどう考えていくか。ただいますぐ全部一般財源ないしは国庫補助金、こういうもので措置ができないとすれば、やはり地方債等を活用し、そのかわり地方債は借金でございますから、償還費が現実必要でございます。そういうものに對して財源措置を考えていく。やはりこれは実態に合ったものではないか、こう思ふわけでありませう。

また別途、御指摘のように、できるだけ国の補助金を今後削減をしていって、これを一般財源に振りかえていく、こういう事態を考えてみました場合、補助金もやはり建設事業に對する補助金がたくさんあるわけでありませう。こういうものに對してこれを一般財源で付与をしていくとするならば、やはりこのような措置、これもあわせ用いなければ実態になかなか合わないのではないかと、こう考えるわけでありませう。

いづれにいたしましても、そのようなところで交付税の総量として当該団体の財政需要に見合うような的確な措置をとっていく、新しい交付税でございしますから、使い先がひもつきでないことだけは明らかでございます。財源措置としてはこのような方法も考えるのがやはり実態に合うのではないかと、この点を申し上げておるわけでありませう。

○神谷信之助君 使い先はひもつきでないとおっしゃれば、札束には何にも区別がないんだと言ふのと同じで、それはもう理屈にならぬです

ね。そういうもので計算をされて、見てあるからだから心配要りません、十分手当てはしてありますと言われても、実際には償還費のために一般会計の持ち出しというものが年々増加をする。ですから、要求がありますから、この下水道整備事業を自治体としてはどんどんやっていきたい、したがって、それがこの五年間で十五兆にもなるような、そういう要求もある。しかし、実際にそれをやっているとすると年々公債費がふえてくる。それは、その半分は交付税で見えてありますよと言われれば、それは交付税の中からその分は抜かれないかぬわけですから、何ぼ使ひ道は限定されていらないと言つても、そのことを抜きにしては財政措置というのはいかぬわけですから、これだけじゃないですか。辺地債、それから過疎債、こういう部分、これも実は共通の問題ではない。こういうような問題とか、あるいは減収補てん債。これもそうですね。税収の落ち込みの大きいところというのは大体大都市を中心にして出てくる。これが全部ひくるめて交付税措置をやられて出てきますね。これもそうである。だから、こういうものを全部外へ出して、いわゆる臨時特例交付金としてそれについては措置をする、あるいは補助制度を強化をする、あるいは一般財源として税源を付与する、そういう別のことを考えていかないと、どれもこれも一つ交付税にほうり込んでいくという、そういうことでは、三三〇ばかりである、ことしみたいなときでもなかなか動かさない、そういう状態でやられたのじゃ、ますます実際の地方財政の実態に合わない交付税制度になってしまふ、こういうふうに思ふのですが、この点いかがですか。

○政府委員(青藤義典君) まず第一に、このような交付税で措置をしております額、これがいわゆる従前の形式で言います三三〇の額の範囲内で賄えるかどうか、こういう問題についてであります。これは先生御承知のように、このような関係の公債費、これは全部地方財政計画上の歳出に正確に掲げ上いたしまして、財源の過不足額を計算を

いたします。したがって、ただいまの状況では、御案内のように三二%で足りませんで、その上に特別措置をやりまして交付税をふくらましていく、こういう措置にならうと思ひます。将来の問題としては三三%という率をどう考へていくか。この積算の根拠を考へるときに、やはりこのやうな地方債の償還費、これも含めて所要額をどう考へていくかという計算をすべきものだらうと思ひます。したがって、この措置が各団体に配ることによつてタコ足食ひになるというやうな措置にはならないやうに考へていきたいと思ひます。

それから第二点でございますが、たとえば辺地対策債とか過疎地域の振興債、こういった関係のものでございしますが、これはもう御承知のやうに、これを起してあります地方団体は全く後進地域の地方団体であつて、財政力はまるっきりないわけでありまして、財政力のまるっきりない団体でありまして、これは幾ら増強いたしましても財源の確保ができません。そのやうな田舎の団体で後進地域・過疎対策、こういうために特殊の財政需要が要するわけでありまして、その特殊の財政需要に対して全部現ナマの交付税が与えられるかどうか、あるいは与えられないとすれば、地方債で一応処置をしておいて、その償還費を財源として与えるかどうか、こういうことに相なるわけでございます。交付税は御承知のやうに地方公共団体共有の一般財源、こうでございますから、このやうな貧乏な団体に対しては、その需要に応じて交付税の中から配分がされていく、総額がタコ足食ひにならない限りこれは許されることであらうと思ひております。

それからまた減収補てん債の例をお引きいただきましたが、減収補てん債、これは本来でございますと、基準財政収入額をそれだけ減少をさして、当該年度に地方交付税を渡すべきであつた、それが事務手続上できなくて将来の積算になるわけでありまして、したがって、本来交付税でもらう

べきものであつたものを地方債で埋めたわけでありまして、この償還費を交付税でやつぱり積算をしていつてやる、まあこれも当然のことではなからうかと思ひます。

それからなお、災害復旧事業等の起債の償還費、こういったものにつきましても、地方公共団体共通の一般財源、これからまあいわば共済組合みたいなものだと思うわけでありまして、病氣をしたときの治療費を共済組合でみんなて補てんをしてやる、こういったやうな思想に基づいておるものだと、このやうに考へておるわけでありまして、

したがって、いろいろなやり方として、こういった公債償還費を交付税で見えていく、あるいは全然それとは別に、別途に国庫補助金何かをつくらせてそれで補てんをしていけばいいではないか、まあそういう御説もあると思ひます。両方のやり方があるやうかと思ひますが、やはりこの地方財政の財源配分、付与の方法をできるだけ簡素化をしていく、あるいは自主性を重んじていく、こういうことを考へてみました場合には、交付税の総額を確保してこの措置をやつていく、こういった方が、たとえば補助金になりますと補助金適法そのほかの細かな手続が要するわけでございますが、まあどちらがいいかということになれば、ただいまやつております方法、これがタコ足食ひにならない限りやはり一つの方法ではなからうかと、こう考へております。

○神谷信之助君 やつぱりそれでもおかしいですね。たとえば減収補てん債で、本来減収をした分については交付税で見なきゃならぬ、それができないから借金をしてもらう。で、その元利利払いは交付税でやるから交付税で見るとはあたりまえだが、利子まで持つ必要はないですよ、交付税の中で、だから、利子は別に、本来交付税で渡すべきものを借金をした側に責任があるんですから、それはもう三三%の外へ出すべきなのがあたりまえだということに私はなるだらうと思ふのですが、まあいろいろこれは、もう時間があ

りませんから急ぎますからやめますが、交付税制度にやつぱりそういう何でもかんでもほうり込まれてきていくという、それからまた補助制度が完備をしないために、とりあえず交付税で措置をせざるを得ないというやうな種類というのが、私はたくさんあるんじゃないかと思ふのです。

この間の予算委員会の第三分科会でやつた問題ですが、中学校、小学校の遠距離通学に対する措置ですが、これが交付税制度でやられる。これは補助制度がないものだから、実際必要な経費だということでは交付税措置をする要求もあるし、そういうことをやるということになつてゐるんです。これは本来は文部省の方で補助制度をやるべきだということをこの間も文部省に要求をしたわけですね。考へてみたら、やつぱりそういう種類のものが非常に多いんじゃないかと思ふのです。

これが交付税措置ということで例の密度補正で処理されておりますが、まあ詳しくはそのとき申し上げておきますが、まあ詳しくは、京都の美山町や京北町で調べてみましたら、実際の支出額の四割から悪いときは三割程度しか実際にはない。これは文部省の過疎地域の統廃合に伴う遠距離通学の補助制度、この単価で右へならえしてこちらが計算すると、自治省の方が計算すると、こうなりまして実際に合わないんですね。五十二年度は四割を越したというやうに文部省が言つてましたが、それでも実支出とは合わない、そういう計算になる。だから、これは文部省の方で義務教育である小中学校についての遠距離通学の補助制度というのを確立すればはつきりしてまいりますね。こういうこともずっと見れば私は大分あるんじゃないかと。だから、それぞれの担当各省でなかなかそういう補助制度が確立しない、そういうところ結局、交付税で全部めんどうを見なきゃしようがないというやうなものも相当あるんじゃないかと思ふんですが、この辺はいいかです。

○政府委員(首藤義君) 御説のように、この遠距離通学対策経費、このような経費は非常に特殊な経費でございます。特殊な地域にある経費。こういうたぐいのものにつきましては、国庫支出金で措置をして、その他の標準的な義務教育関係の経費、これを交付税で見えていくという考へ方はひとつの考へ方だと私も思ひます。したがって、これはこういう特殊なものについて国庫負担制度を導入していく、こういうことについては私も大変望ましいことだと、このやうに考へております。ただ、御指摘のやうに、なかなかこういった補助制度が実現をしない、このことは、国と地方との負担区分をどう考へていくのかというやうな議論から起りまして、いろいろ問題があるわけでございます。こういった分野はほかの分野にもいろいろあらうかと思ひます。こういう点についてはできるだけ今後とも関係各省と協議をしまして、できるだけ負担区分、国庫補助制度に適合するものはそれを導入していく、こういうことは考へてまいりたいと思つております。

○神谷信之助君 大体、時間がなですからあとを急ぎますが、いま交付税の補助金の運用の問題、あるいは特定財源化について、特に下水道問題を中心に議論してまいつたわけですが、自治省の方と意見の一致する部分もあるし、しないものもあります。いづれにしても、交付税制度そのものについて日常的に検討はされておると思ひますけれども、さらに検討をする必要があるんじゃないかと思ふんです。

きょうは時間がありませんから言ひませんが、指摘だけしておきますと、高度成長期の時代に肥大化した産業基盤整備費ですね、五十一年度の分を拾つてずつと計算してみても、一対一・八ぐらいですね。生活関連事業に対する交付税措置というのはいで、いまだにやつぱり産業基盤整備が一・八余りになります。したがって、この点も大幅に整理をして、新しい企業負担方式の確立とか、あるいは補助金、地方債制度の改善、こういったものも含めて考へていく必要があるんじゃないか。

それから、いま提起をしました地方債の償還

費、これについても、交付税の自由財源、これを確保するという意味から言っても、私はやっぱりいまだ説明をされましたけれども、納得をすることができないですね。

それからまた、国有財産の管理費。これは元來國の事業ですから、これも交付税対象から外して、国自身が財政措置をするというような問題もあると思います。こういった問題も含めまして考えてもらう。

先ほども指摘がありました、標準団体ですね、このランクについても、現在の十府県と百七十七府県という、これ一本で処理をするということからいって矛盾が起きていることも事実だと思います。

こういった点を含めて、五十三年には交付税率の引き上げを当然やらざるを得ない時期、本来は五十二年からやらなければならなかったわけですから、もう五十三年度にはここの措置を引き続いて同じようなことをやるということになれば、これはまさに交付税法違反を続けることになるわけで、重大な問題に発展するわけですから、税率の引き上げを当面やるに当たって、交付税制度そのものについてもひとつ見直しをし、検討する。そして、政府自身が、自治体の行政水準をどのように向上していくかということと展望しながらこの基準財政需要額の算定を考えていく。その展望も、一定の目標といたしますか、展望を国民の前に明らかにして、そしてそれに伴って基準財政需要額の基礎的な方向というものを確定をして、そしてそれに伴って具体的な係数が加えられるという方法を、もう少し整理をして簡素化すると同時に、考える必要があるんじゃないかというふうに思うわけです。これをひとつ最後に検討課題として、また改めてこれらの問題については議論をしたいと思います、が、きょうはこの程度で終わりたいと思います。

○委員長(高橋邦雄君) この際、委員の異動につ

いて御報告いたします。

本日、金井元彦君、鍋島直昭君、片山正英君、後藤正夫君、多田省吾君及び山崎昇君が委員を辞任され、その補欠として戸塚進也君、嶋崎均君、中村太郎君、中西一郎君、藤原房雄君及び久保亘君が選任されました。

○和田静夫君 あと、明日二時間ばかりの質疑を残しておたわけですが、本日もうも議するということになってきまして、時間が非常に制約をされました。で、緊急を要する諸問題が幾つかありまして、それらに全部触れることができません。したがって、法律案が上がつてからもこの法律案に係る質問の時間をぜひ用意をしていただきたい。そういうことをまず冒頭、委員長にお願ひしておきたいと思ひます。都市交通の問題であるとか、あるいは保育所の交付税交付金に関する問題だとか、基準の問題であるとか、いま国民的に要求をされておるたぐいさんの問題が残っていますので、まずもってこれを要請をしたいと思ひます。

○委員長(高橋邦雄君) ただいまのお申し出につきまして、理事会で協議をいたしまして善処いたしたいと思ひます。

○和田静夫君 それじゃ残されたわずかの時間で急いで若干の論議をいたしますが、自治体の病院事業についてだけ触れておきたいと思うのです。大臣、この経営状況が非常に悪化をしております。ある意味では危機的な状況になっているわけでありまして、五十年決算が出ているのでありますが、累積の欠損金は七百九十八億、不良債権は九百三十八億という巨額に達しております。ある推計によりますと、五十一年度は累積欠損が二千二百億、不良債権が千二百から千三百億、五十年から急増しております。そして五十二年、本年度は、このまま診療報酬の改定が行われなかつたまま、恐らく累積欠損額というのは三千億に上るといふふうに見られているわけですね。こういう状況というのはまさに危機的でありまして、抜本的な改革がどうしても必要だと考へる。自治省の現状認識をまず大臣から承りたいと思ひます。

○国務大臣(小川平二君) 病院経営を健全化したためには、自治省としても従来いろいろの措置を講じてきたわけですが、やはり今日のようになつておるこの決定的な要因というものは、現行の診療報酬にあるという判断を私どもも持つておるわけでございます。

○和田静夫君 いま言われたように、社会保険診療報酬の問題が非常に大きい、これが自治体病院の経営悪化の主要原因である。そこで、診療報酬と運営費用の対比というのはいくつ割合になつておりますか。

○政府委員(塩田章君) 五十年決算で申し上げますと、八七％になつております。

○和田静夫君 診療報酬で運営費用をえ満たすことができないという状態でありまして、平均の数字でさえこういふことであります。この原因を幾つか挙げることはできますが、第一に、診療報酬の改定がおくれていることであると思ひます。これは大臣が答弁されたのでありますが、自治省もそうお考えですか。

○政府委員(塩田章君) 時期の問題、内容の問題とともに適時適切に改定をしていただきたいというのが私どもの一番基本的な考え方でございます。

○和田静夫君 そこで厚生省、診療報酬改定について諮問はされていませんが、どういふお考えでいつごろされることになつてますか。

○政府委員(石丸隆治君) 診療報酬の改定でございますが、これ所管が保険局でございますが、私の承知したところの限りでは、いろんな委員会等を通じて大臣の答弁をいたしました。これは、涼しくなつたところ考へる、こういう答弁になつておるところでございます。

○和田静夫君 何かおたくの保険局の方探し切らぬやうであります、私どもも委員会の運営の事情でにわかにこじけなしたつたが、明日に予定しておたわけですね。したがって、大変無理な答弁を医務局長にさせることになりまして、協力を願ひたいと思ひます。

診療報酬の問題は二番目に、改定時期がおくれるけれども、過去にさかのぼらない。しかも上昇率の見込み期間というものがきわめて短い、安定的でないといふことでありまして、病院事業はきわめて労働集約度の高い事業でありますから、給与改定が大きく影響いたしますし、自治体で給与を改定される、大体これは通常四月にさかのぼる、ところが一方診療報酬はさかのぼらない、したがってこの差の期間というのは財政的に埋め合わせがつかないと思ひます。改定時期、上昇率の見込み期間などは当然再検討されるべきだと思ひます。

○政府委員(石丸隆治君) ただいま自治体病院の赤字問題になつておることでございますが、実は同じ厚生省でも、私の方の国立病院を運営している立場で全く同じような考えでございますが、この診療報酬の改定をどういふ先を見通して改定するかということは中長期的議論のあるところでございまして、一つの方向といたしましては、毎年度診療報酬の改定を行うこととでございまして、タイムギャップの点はある程度解決つくといふふうに考へておるところでございますが、不幸にして、前回改定いたしました二年間を経過するというような状況になつておるところでございます。

そういう将来を見通してのといふ問題については、やはりただいまの中医協の結論といたしましては、毎年度改定することによってこれを避けることができるであらう、そういうことだといふふうに理解いたしております。

○和田静夫君 そこで自治省、この「地方財政」の二月号ですが、「診療報酬の改定は過去概ね二年に一回行われているが物価人件費の上昇に即応したものとばなつておらず後追ひ的である。また、改定が行われても適及適用が行われなかつたため、昭和四九年のように大幅な賃金上昇があつた場合においてもその改定は前記のように同年一

○月からとなつており同年四月—九月までの賃金改定分は診療報酬に反映されない結果となつてゐる。特に、公立病院においては人事院勧告との関係においてこの点は深刻な問題といえる、こういうふうに深刻にお考えですか。

○政府委員(塩田章君) 御承知のように、特に公立病院の場合は、給与につきまして人事院の勧告がございます。それを受けて改定が行われるというところが、一方の診療報酬が、いまお話しございましたように後追ひ的な実態になつておられますので、その点をこの文書は指摘しておると思ひますが、私どももそのとおりだと思ひます。

○和田静夫君 診療報酬の問題で第三に指摘しなければならぬ問題というのは、診療報酬の大きな部分を占める薬価ですね、この薬価について九〇%パルクライン方式がとられてゐるんです。これはここで詳細述べる時間がもうないのでありますが、薬価の高値安定をもちあはしてゐるのではないだろうか。診療報酬の中で薬価の比重を高めてゐる最も大きな要因である。一方給与などは、もちろん高いところから九割ぐらいのものをとつてゐるのではなくて、平均給であります。なぜ薬だけがこういう高い価格のものをとらなきゃならぬのですか。

○政府委員(石丸隆治君) 薬価基準価格が九〇%パルクラインを採用いたしておりますのも、これは非常に長い歴史があるところでございます。いわゆる中歴協でそういった価格策がとられておるところでございますが、要は、やはり一〇%ぐらいがその支払いの問題等で通常の商取引よりは高い値段で買つてゐるであらう、したがつて、その一〇%のそういった特殊な事例を除いてすべての医療機関が購入できるという、そういった価格を決められているというふうに理解いたしております。

○和田静夫君 自治省ですが、これはおたくの「地方公営企業の経営」の二百四十一ページの最後から四行目ですがね。「しかし各部門への配分に

つては実所経費を基礎とする原価主義の考え方がとられてゐるとはいいがたく、部門間の有利、不利があることは否定できないようである。すなわち、投薬、注射等の部門は非常に優遇され、乙表採用の医療機関でこれらの診療行為を行えば五割から六割の利益が生じるのに対し、病院経営で比較的大きなウェイトを占める入院部門はどうしても採算点すれすれとなる。このため、病院の部門別収支状況では、投薬、注射、検査等の部門は黒字となるのに対し、入院部門は大幅な赤字を出すという結果となつてしまふ。換言すれば、外来患者が多く、投薬や注射による収入に多くを依存する診療所には極めて有利となるが、入院部門が中心となる病院には不利となるというのが、現在の診療報酬体系である。こうしたことから、部門ごとの標準的な原価を求め、それを基礎として診療報酬を定めるべきであるという意見が、病院関係者の側からも強く打ち出されてゐる。自治体病院の財政問題といふのはこういうふうにお考えになつて重要な問題であるというふうに、これは自治省の見解として承つてよろしいですか、いま読み上げた部分は。

○政府委員(塩田章君) いまの本は、それがそのまま自治省の見解であると申し上げるわけにはまいりませんけれども、いまお話しのごさいますような問題点があることは私も承知いたしておりますのでございます。

○和田静夫君 厚生省、そこで診療報酬の問題の第四であります、自治体病院の医療内容を反映してゐない面が非常に多いということでありまして、たとえば高度特殊医療、僻地医療、それから救急医療などについて十分に反映されてゐません。またそれを診療報酬で算定すべきであると考えてゐるのかどうかよくわからぬのであります。資本費についても同様であります、したがつて抜本的改革が必要と考へるものでありますが、従来の改定方式ではこういう体系的な改定といふのはできておらないのであります。こういうような問題についてはどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(石丸隆治君) これは先生よく御承知だと思ひますが、現在の診療報酬体系といふものが、いわゆる出来高払い方式をとつておるところでございまして、その出来高払い方式をとつたがためにいろいろな問題が起きているといふふうに理解いたしておるところでございます。ただ、自治体病院等はこれは公的的使命があるわけでございます、したがつて、特殊診療部門とわれわれ言つておりますが、高度の医療とか、あるいは僻地に対するサービスとか、あるいは救急医療、そういういろいろな面において公的的使命を果すためには、現在のそういった診療報酬体系で当然赤字を生ずるような診療行為も住民に対するサービスとして提供せざるを得ないと、こういう使命があるところと考へておるところであります。したがつて、現在の診療報酬体系をどうするかという問題はさておきまして、現実にはそういう問題がございまして、医療局の方にございまして、自治体病院等に対して、そういった公的的使命によつて生ずる赤字といふものに対して助成を行つておるところでございます。

○和田静夫君 これは、診療報酬にいままでどううつつと聞いてきたようなことがどういふふうな反映をしておるかというふうな、そういう診療報酬の算定データというふうなものは提出できますか。

○政府委員(石丸隆治君) 私ではちよつとお答えできないことでございます。

○和田静夫君 これは後ほど保険局と一遍相談して御返事いただけますか。

○政府委員(塩田章君) 担当の保険局の方に伝えておきます。

○和田静夫君 基準看護の特二ですが、これは現行、月額十九万九千五百円です。これに対して自治体病院では、実際には、寄宿舍などの管理費を含めると、これは平均月額で二十六万二千六百八十五円ですね。これは恐らく国立病院だつてこういうことになるんだと思うのですがね。大きな差額があるわけですね。管理費を含めなくても大幅な超過をしております。しかも、特二よりも上回つて配置してゐるものも多いわけですね。小児病棟、重症者に対してそうであります。これは自治体病院だけではなくて、公立病院の小児科病棟は一・五人に一人ぐらいの割合で配置をされてゐますね。特二より上の特三のランクをもう設けないと実情に合わないと思ひます。

○政府委員(石丸隆治君) これはいろいろの御意見があるかと思ひます。ただいま先生御指摘のようになります特殊な重症病人を収容してゐる病棟等におきましては、当然そういったより濃厚な看護体制が必要だといふふうにお考へておるところでございます。ただ、現在の保険診療報酬では、この基準看護料というのが病院を単位として支払われておるところでございまして、したがつて、こういった小児病棟とか、あるいは心臓病の患者を収容してゐる特殊な病棟、そういったところの病棟単位の支払いといふものが現在の報酬体系ではないわけでございます、そういった点、病院全体をそういった特三といふような看護体制にすることはなかなかむづかしい問題があるかと思ひますが、そういったいままでの診療報酬体系と変わつた体系で支払つて、そういった新しい医療体制を考へていく必要があるかといふふうにお考へております。

○和田静夫君 そこで、病院財政の経営悪化の大きな要因をなしてゐる点として建設改良費がありますね。これは地方公営企業法施行令附則十四項で一般会計の負担区分の対象としておりますが、現行の財政計画及び地方交付税での措置といふのはこれはどうなつてゐますか。

○政府委員(塩田章君) 五十一年度まで、企業債の元利償還につきまして二分の一を地方財政計画で組んでおりましたけれども、五十二年度からこれを三分の一に引き上げております。その結果、五十一年度が四百四十四億円の繰り出しといふこととございましたが、五百八十億円といふふうな改定を見ております。ただ、一方、特別交付税の

額があるわけですね。管理費を含めなくても大幅な超過をしております。しかも、特二よりも上回つて配置してゐるものも多いわけですね。小児病棟、重症者に対してそうであります。これは自治体病院だけではなくて、公立病院の小児科病棟は一・五人に一人ぐらいの割合で配置をされてゐますね。特二より上の特三のランクをもう設けないと実情に合わないと思ひます。

方の措置としまして、五十一年度で二百五十七億というものを措置いたしております。

○和田静夫君 補助制度について厚生省にちよつと伺いますが、特殊診療部門の運営費補助金及び看護婦養成所補助金について、不採算地区、救急、がん、それぞれについて、公的病院と自治体病院、それぞれどういう補助制度になっていきますか。

○政府委員(石丸隆治君) 公的病院と自治体病院との違いでございますが、この補助単価の算定に際しまして、いわゆる調整率というものがございまして、公的病院を基準といたしまして、それに一定の調整率を掛けまして、自治体病院の単価を算定いたしておりますのでございます。

○和田静夫君 そこで、この公的病院と自治体病院と大幅に差がついているのですね。これはなぜですか。

○政府委員(石丸隆治君) これは従来からいろいろ議論になっておるところでございまして、いろいろ理由があるかと思いますが、要は、やはり自治体病院の方が、公的病院、いわゆる日赤等三団体に比べて、その親元と申し上げましようか、もとの団体の財政力がわりに豊かではないかという点も考えておるところでございまして、総額が多ければ結構なんですけれども、やはり限られた予算の中である一定の助成を行っていくというふうな面でそこに差がついているというふうな理解いたしております。

○和田静夫君 これは議論があなたの前任者と私との間、齋藤厚生大臣と私の間で予算委員会を通じて長い議論がございまして、厚生大臣も、あなたの前任の局長も私の主張を認められて、そして是正の約束をされたんです。で、そのときは若干のことが行われました。もちろん医師会からのいろいろなあれがありまして、約束が全部守られたとは言いません。その異様な力に押されて国会で約束されたことが守られていない。これはもう非常に残念な姿です。いまここでさらに深追いはいたしません、あのときの議論の経過というのは

ちゃんと予算委員会の議事録に残っているわけでありまして、齋藤元厚生大臣が約束されたことをあなたの医務局長時代にぜひ実現をする、こういう努力をされませんか。

○政府委員(石丸隆治君) 記録を調べてみますと、交付税との関係とか、いろいろな問題が先生と大臣との間で議論されていること、よく承知いたしておりますのでございまして、この助成の拡大と申し上げましようか、より充実した助成については今後とも努力してまいりたいと考えております。

○和田静夫君 厚生省の答弁があつたのですが、自治省にちよつと聞いておきますが、交付税で見ているということの説明ですね、これは厚生省側の方にいまはやりませんでしたか、齋藤厚生大臣時代の論戦の中では、厚生省側の論理というのは破産をしたわけですか。自治省、この辺は一体どういうふうに見るのですか。

○政府委員(塩田章君) 公的病院と、自治体病院と自治体病院も当然公的病院でございしますが、その果たしている役割りとか機能とか、地域社会における価値というふうなものは全く同等であると思ひますので、私も同じと思ひますけれども、この理由が納得できないので、厚生省の方にはかねがね改善方をお願いいたしておりますが、今後ともそれらもお願いしてまいりたいと思ひます。

○和田静夫君 大臣、このところ、ちよつと自治大臣に質問しておきますが、いまの答弁にもありましたように、設置主体によって別の異なつた取り扱いをされるということには理解に苦しむ。これはもう「地方財政」の三月号にも、そう書かれています。これはどつちも自治大臣と厚生大臣の問題であります。自治大臣、いまの論議を踏まえられまして御理解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(小川平二君) 自治省といたしましては、この改善方について、すでに厚生省へお願い

をいたしておるわけでございますが、今後も引き続き私どもの要望が実現しますように努力をするつもりでございします。

○和田静夫君 次に、病院事業債の政府資金の限度であります。これは一病院当たり二十五億円、単年度が十二億円でございますが、この制限はなぜなんですか。

○政府委員(塩田章君) 全体の病院に充てる地方債の枠の中でどういふふうに配分するか、一つの病院が非常に大きなものをつくつて、言うなれば限度なしに使うというふうな場合にどう配分するかという問題があるかと思ひます。そういうこともございまして、従前から限度額というものを、一病院当たりの最高の限度額というものを決めてきておる。それが現在はいまお話しのように二十五億、こういうことでございします。

○和田静夫君 そこで、これ二十五億円という金額、どういふ計算で出た数字ですか、これ。

○政府委員(塩田章君) この数字は、別に積み上げた根拠というところではございせん、むしろ非常に沿革的なものでございまして、沿革を申し上げますと、四十八年度にはそれが十億であつたわけで、これは病院の建設の実態から見ても、五億に上つた、そういう経過を追つておりました。別段、積み上げましてこれが根拠的に二十五億というものを出したというよりも、そういう沿革的なものだとこのように御理解いただきたいと思ひます。

○和田静夫君 これはちよつと理解するわけにいかぬので、何かつかみだということですか。

○政府委員(塩田章君) まあつかみだと言へばさういふことも言えると思ひますが、大体いま一ペツト当たり一千万円と普通言われておりますが、二十五億で二百床から二百五十床前後のものができるといふ現在の実情でございしますが、その辺を踏まえて、これは私も大蔵省と非常に激論をしておるところでございしますが、まあ自治体病院の中で三百床以上というふうな大きな病院がた

んございまして、全体のさういった大きな総合病院の中に占める自治体病院の比率というのは非常に高い。約三〇％が自治体病院でございしますが、さういった実態から見まして、自治体病院の建築、あるいは増改築等におきまして、相当大きな病床数の増改築がある、新築があるということ、議論をいつも開かれておるわけですが、それがい

ま大蔵省の方は、そんなに大きく一廻にやらぬでもいいではないかということもございまして、その関係のいきさつからさういふ限度額が決まっておりますといふたようないきさつでございします。

○和田静夫君 しよせん悪いのは大蔵省ということになりますね。これは一遍大蔵委員会をやつてみますけれども、病院事業債の資金総額は幾らですか。

○政府委員(塩田章君) 五十二年、千三百三十三億予定いたしております。

○和田静夫君 そうすると、これは余裕のある数字ではありませんか。

○政府委員(塩田章君) 従前の経過をずっと追つてみますと、五十年までは地方債計画で決めた金額が常にや不足というふうなことがございまして、ただ、五十一年度はいろいろな事情がございましてと思ひますが、結果的に約二百億ばかり計画の方が多かった、実績の方が少なかったという結果が出ておりますが、五十二年のいま申し上げました千三百三十三億につきましても、一応これは現在の継続事業とあるいは新規の計画分、それぞれ積み上げて計上いたしておりますので、一応この程度必要だろうというふうな考えでおります。

○和田静夫君 先ほども言われた二十五億円と言へば、結局二百床から二百五十床の病院を建設可能だと、こう踏んでおるわけですね。

○政府委員(塩田章君) 大体的にそのように私も考えております。

○和田静夫君 と、ところが、公立大規模病院を建設しようとして、政府資金が非常に小さな割合になつてしまつていますね、現実。たとえば神

戸市がいま進めていますね、一千床のベッド。病院は約二百億かかるわけでしょう。そうすると、政府資金が二十五億円で済みますと、一割程度ということになるんですね、自治大臣。これは、ぜひ再検討をして、制限撤廃、それがすぐできなかったならばやっぱり制限拡大。いま審議官の話では、大蔵省が壁だという意味の答弁がございまして、このところはぜひ自治大臣、やっぱり突破をさせませんとならないと思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(小川平二君) 改善のためにできるだけひとつ努力をいたしてみたいと存じます。

○和田静夫君 次に、厚生省、救急医療問題についてちょっとお尋ねをしておきますが、救急病院については告示制度がとられていますね。この条件というのは何ですか。

○政府委員(石丸隆治君) この救急告示制度でございますが、そもその発端は、自動車が多くなりまして、交通外傷の患者が増加した。それに対応しまして、この交通外傷の患者を搬送するのに、その医療機関をわかりやすくするということがこの告示制度ができたわけでございます。そういう意味におきまして、まず外科的な手術ができるということが条件になっております。それと同時に、やはり救急病院でございますので、常時診療が可能、その他細かいいろいろな構造上の基準等もございまして、大きな点におきましては、その二つが指定の基準になっておるところでございます。

○和田静夫君 いまも言われましたが、救急制度はもととはこの交通事故負傷者に対する医療確保を図って設けられたのでありますが、したがって、告示においても主として交通事故による負傷者の治療を考えた条件となっておりますね、大きな四項目を見てみましても。しかし、今日自治体病院をずっとあれてみますと、現実には内科系が五七%で一番多いわけです。外科系というのは二九%しか——しかと言ったらいけません、二九%です。で、産科その他は一四%、こういう状態

であります。そうすると、交通事故負傷者ではなくて内科系の方がはるかに多いわけですから、このことからして、当初の救急病院の告示の条件というものは今日現実的に合わなくなっているわけですね。で、当然告示の再検討を考えねばならないだろうと思えます。少なくともいま指摘した点だけでもこの事態に合っていないわけですから、これはどういふふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(石丸隆治君) 先生御指摘のように、もととはそういった交通外傷を主としたしまして外科系の病院を指定したわけでございますが、その後わが国の状況はすいぶん変わってまいりまして、まあ交通対策が充実をしたことによる交通外傷の減少ということも大きく響いていると思えますが、それ以外に、やはり国民の老齢化現象と申し上げましょうか、いわゆる長く生きるようになってきたために、成人病というものが非常にふえてまいりました。たとえば心臓病とかあるいは高血圧による脳卒中とか、そういった内科系の疾病、それともう一つは社会的条件の変化に伴って、子供の医療ということが非常に高くなってまいりました。従来は母親から若いお母さんが子供の急病に対する知識を受け継いでまいりましたわけですが、いわゆる核家族化等によりましてそういった生活の知恵の伝承というのがなくなると、子供がすぐかたづけ込まれるというふうな状況で、小児科系の救急というものが非常に大きなウェイトを占めるような状況になっておると思っております。こういうふうな変化が起きていると、特に昭和五十年を境といたしまして、内科系の患者の方が外傷患者よりも多くなってきた、こういう状況になってまいりました。昨年、救急医療問題懇談会という諮問機関をつくりまして御審議願ったわけでございますが、その答申に基づきまして昭和五十二年の予算を組んだわけでございます。それで、一つはそういった従来のような外科とかそういった特殊な診療科

でなく、あらゆる疾病に対応できる体制を整えなければならぬということ、昭和五十二年を初年度といたします三カ年計画を組んで新年度の予算は要求いたしておるところでございます。先生御案内のとおり、従来の救急医療の予算の四倍という百億を超す予算を確保したわけでございます。そして、この計画に基づきまして今後三カ年でわが国の救急医療のシステムを完成するということ、鋭意努力いたしておるところでございます。

それで、そういった中において先生御指摘の告示病院をどうするかという問題でございますが、われわれそういった過渡期でございますので、鋭意システムをつくるということに現在努力いたしておるところでございます。救急告示にいま手をつけるのもちょっと混乱が起きますのではないかと、このことを考えておるところでございますが、とにかく早くそういった体系を整えて、その後におきましてこの救急告示の制度というものを再検討いたしたい、かように考えております。

○和田静夫君 自治体病院の救急医療の実態についてちょっと申し上げますと、よくおわかりのことだと思えますが、この自治体病院のうちの救急医療の告示病院の割合というのは、一般病院のうち僻地不採算地域の小規模病院というのは三〇%程度なんですね。それだけにすぎないのですが、大規模病院、四百床以上、このものは八五%、しかもこれらの病院は、地域の救急センターとして、脳神経外科等高度のいわゆる最終医療機関としての役割りを果たしております。しかし、告示を受けていない病院においても、九五%の病院は夜間休日患者の診療を行っている。すなわち自治体病院は中心的な役割りをやっております。救急院でございます。私は、ずっと告示を受けている救急病院とその他のものとを大體日本全体の地図が完成してありますが、本来ならあした質問するときはそれに基いてもっと克明な論議をするつもりだったんですが、時間がなくなりましたからやめたんですがね。大変いまの告示というのは実

態的ではないことになっていきます。そこで、現実にはそれだけの役割りを果たしている以上は、それに応じた財政的援助が行われなければならぬのは必然だと思っております。ここでやっぱり補助制度そのものが変えられる必要があると思うのですが、その辺はやっぱりそういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(石丸隆治君) 自治体病院が救急医療を担当することによって、それに対して国の助成をどうするかという御質問だと思います。それで五十二年を初年度といたします三カ年計画において、自治体病院の役割りを、この救急医療における役割りを今後どういふふうにお考えいくかという問題でございますが、この救急医療を第一次救急医療、第二次救急医療、第三次救急医療というふうに分類いたしました場合に、自治体病院は、やはりただいま先生御指摘のように、大部分が大きな病院でございまして、地域において中核的な役割りを果たしているという病院が多いわけでございます。そういった意味合いにおきまして、今後自治体病院に対しては第二次救急医療を担当していただくというふうにお考えおるところでございます。それで従来この自治体病院の救急医療につきましては、いわゆる特設部門として助成を行ってまいりましたわけですが、それに加えて五十二年度予算でとりまして助成金といたしまして、第二次救急医療のうち、いわゆる輪番制という、そういった制度があるわけでございますが、第二次救急医療機関としてこの輪番制に加わっていただいております。従来の特設部門の助成に加えて今回新たに輪番制に要する経費というものを新規に加えていくということを考えております。

○和田静夫君 現実にはこの九五%の非告示病院も休日夜間診療をしている。この点をどう考慮するかというのがやっぱり非常に重要だと思えます。なぜこの告示病院とならないかといひますと、告示を受けない理由の第一というのは医師の

充足難です。したがって、告示病院となることによって患者の集中化が生じた場合に医師数が不足するから、これに対応することができなくなることを恐れる。したがってならないというのです。それから第二番目には財政難です。こういうことですね。これらのところをやつぱりよく検討されるべきだと思ふんですが、それは検討の御用意はあります。

○政府委員(石丸隆治君) ただいま先生御指摘の、告示を受けていない自治体病院をどうするかという問題でございますが、先ほど御答弁申し上げました後段の部分におきまして、第二次救急を担当して輪番制に加わっていただく病院は、告示のいかんにかかわらず、加わるということにおいて助成をしていくことを考えております。

○和田静夫君 ところが、医師会の休日夜間急患センターというのは、これは告示の有無にかかわらず補助を受けていますね。

○政府委員(石丸隆治君) これは五十二年度初めて、今後やる予定でございます。

○和田静夫君 そこで、これは自治体病院は実際には先ほど言った中心的役割を果たしているのに補助がないわけですね。これからの部分は別として、いま言われた三カ年計画の部分は別として、これは実態に合致してやつぱり検討されるということですか。

○政府委員(石丸隆治君) 自治体病院の中においていわゆる第二次を担うべきような病院がある、しかもいわゆる第一次救急医療、先ほど先生御質問の休日夜間急患センターに相当するような役割を果たすと、こういった自治体病院がもしあるとすれば、それはまた自治体の計画に基づいて休日夜間急患センターとして指定されれば、その部分の助成を行つてまいりたいと考えております。

○和田静夫君 助成は行われるわけですか。

○政府委員(石丸隆治君) 行います。

○和田静夫君 自治省、地域医療の中で自治体病院の位置づけをやつぱりもう少し確立すべきだと

考えるんですよ。自治省としては自治体病院の位置づけをどうすべきだと思ふようになっていきます。

○政府委員(塩田章君) 従前から言われておることでございますけれども、いわゆる地域医療における基幹的病院だ、いわゆる中核病院だということ、その役割を果たすということが自治体病院の中心的な使命。その内容としましては、よく言われておりますような高度の特殊医療を、もちろん一般診療は当然でございますが、その上に高度の特殊医療、あるいはまた僻地の医療水準の向上、いまお話しございました救急の面における機能、こういったことが自治体病院の今後の位置づけというふうに考えております。

○和田静夫君 これは厚生省もやはり同じ考え方と理解してよろしいですか。

○政府委員(石丸隆治君) 大体同じ考えでございます。特にこの自治体病院のやはり地域の中核的な医療機関としての大きな役割を今後大いに期待しております。

○和田静夫君 大臣、これで最後にしますが、いまちょっと救急問題を中心としながら自治体病院問題を議論してまいりました。まだまだたくさん自治体病院問題というのは御存じのとおり問題点を包蔵しています。冒頭申し上げましたように、財政的には大変危機的な状態にあるわけですね。これはやつぱり地域の中核病院として満足にその役割をいまの社会的な諸要求をちゃんと受けとめて対処していける、そういうような形のものをあらゆる角度からやつぱり考えていくことが必要だと、こう思ふんです。独算制だけを強要することによつてはなかなかこういういまの実態というものは乗り切りことはできませんので、大臣の今後の方針と見解を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(小川平二君) 自治体病院の地域医療において果たしております役割については、自治、厚生両省の当局からいまだ意見の表明があつた、私も同じ考えを持っております。今後ともそういう役割を担っていくべきでございますから、

つきましては今日の財政運営が非常にむずかしい事態に直面をいたしておりますので、その障害を取り除きますためにこれから先もひとつ全力を傾注してまいりたいと考えております。

○和田静夫君 それじゃ委員長、冒頭委員長に確認をした諸問題を残しまして、一応終わつておきます。

○委員長(高橋邦雄君) 速記をとめてください。

〔午後九時五十三分速記中止〕

〔午後十時四十二分速記開始〕

○委員長(高橋邦雄君) それでは速記を起こして他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(高橋邦雄君) 御異議ないと認めます。野口君から修正案の趣旨説明を求めます。野口君。

○野口忠夫君 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、日本社会党、公明党、日本共産党及び第二院クラブを代表し、提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

地方財政は、御承知のとおり本年度においても二兆七千億円の膨大な財源不足に見舞われ、三年続きの深刻な財政危機に直面をいたしております。地方財政がこうした深刻な危機に直面することとなったのは、引き続く不況とインフレに起因しているのではありませんが、その根本的原因としては、歴代自民党政府が、住民福祉の充実や生活基盤の整備よりも、産業基盤の整備など中央集権化のもとに大企業優先の高度成長政策を推進してきたことによるものであります。そのため自治体においては、過疎過密、公害その他の対策に膨大な財政需要を引き起こすこととなりましたが、これ

に対し国が十分な自主財源を付与してこなかったところに地方財政の構造的な危機が招来されたと言わなければなりません。

さらに重大なことは、地方財政危機を契機とする自民党政府の一連の政策によつて、単に財政上の問題だけではなく、地方自治そのものの危機をも迎えていることでもあります。

われわれは、このような地方財政の危機を打開し、自治体の自主的な行政運営を確保するため、地方財政の長期的な見通しに立つて、抜本的な恒久対策を講ずるようこれまでたびたび自民党政府に要求してきたのでありますが、残念ながら、今回の自民党政府の地方財政対策は、われわれの要求のみならず、地方六団体を初めとするすべての自治体関係者の要求をも踏みにじつたものと断ぜざるを得ないのであります。

二兆七千億円の財源不足額に対する今回の自民党政府の地方財政対策によりますと、地方交付税率三三％は依然として据え置かれたままになっており、財源不足額の実に四分の三が地方交付税特別会計の借り入れと建設地方債の増発によつて措置されているのであります。昭和五十年及び昭和五十一年度における膨大な借り入れと巨額な地方債の増発に加え、昭和五十二年度におけるこうした措置が、償還財源を全く保障することなく強行されるならば、地方財政の崩壊は火を見るよりも明らかであります。そればかりか、地方交付税法第六条の三第二項に明らかに違反する今日の自民党政府の措置は、地方自治の発展を願う国民に対する重大な挑戦と言わなければなりません。

今日、地方交付税制度の改革なくして税率の引き上げは、今や国民的合意となつており、この国民的期待にこたへることこそ今国会の重要な課題であります。このような立場からわれわれは、地方交付税率の引き上げ措置等を含め、一般財源の充実強化を図り、もつて地方財政の危機を緊急に打開し、地方自治の発展を図るため、本修正案を提出した次第であります。

次に、本修正案の概要について御説明申し上げます。

ます。

第一は、最近における自治体の財政需要の増大に対処するため、昭和四十一年度以来増え置かれてきた地方交付税率を、現行の三二・〇%から三六・〇%に引き上げることとしております。

第二は、地方交付税率の引き上げに伴い、五百七十五億円の借り入れ措置は不要となるわけであり、九千四百億円の借入額を四千二百二十五億円で減額することとしております。

第三は、昭和五十三年以降の地方交付税の総額を確保するため、昭和五十一年度及び昭和五十一年度における借入額の元金償還については、昭和五十三年度以降、当該年度に償還する額に相当する額を臨時地方交付金として一般会計から繰り入れることとしております。

第四は、自治体の財源の充実強化を図るため、速やかに国・自治体間を通じて行財政全般にわたって技術的検討を加え、その結果に基づき、国と自治体との間の財源の再配分が実施されるよう必要な措置を講ずることとしております。

第五は、地方交付税の交付額は、自治体固有の財源であることにかんがみ、国税収納整理資金から交付税特別会計へ直接繰り入れることとしております。なお、本規定は、昭和五十三年度から実施することとしております。

以上が本修正案の概要であります。本修正によつて地方交付税の総額は五百十二億六千万円増額することとなりますので、この増額分を一兆三百五十億円の建設地方債の発行予定額から減額すべきであることを表明し、私の提案理由の説明を終わりたいと存じます。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(高橋邦雄君) ただいまの野口君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。小川自治大臣。

○国務大臣(小川平二君) ただいまの地方交付税法の一部を改正する法律案に対する日本社会党、

公明党、日本共産党及び第二院クラブ提案の修正案につきましては、政府としては反対であります。

○委員長(高橋邦雄君) それでは、本修正案に対し、質疑のある方は順次御発言願います。――別に御発言もないようですから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。

○志吉裕君 私は、日本社会党を代表して、修正案に賛成、政府原案に反対の立場で討論いたします。

現下の地方財政は、もとより行財政制度の根本的な欠陥がある上に、ドルショック、オイルショックを経ての不況とインフレが長引いているため、飢餓的な財源不足の状況にあります。

政府は、昭和五十一年度、五十一年度と続けて交付税会計への借金と膨大な地方債に依存して当面を糊塗し、何とか財源不足を乗り切っています。が、そのため地方団体では借金がかさみ、償還が始まったときの財政負担にまからおののいている状況であります。

したがって、昭和五十二年の地方財政対策については、従来各自治体大臣も明言してきたように、地方税、交付税など一般財源の安定かつ十分な確保が期待され、そのための制度改正、税率引き上げ等の抜本改正が必要とされたのであります。

にもかかわらず、本年度の対策は前二カ年の手法をまたまた採用し、依然として借金と地方債で不足財源を補い、これらの措置を法に明定したことをもって法の命ずる制度改正であると言いつけるのであります。

今日の地方財政が恒久的、抜本的改正をもつて対処すべき事態であることを認めながら、当座しのぎの措置をもつて制度改正であると強弁することとは、明らかに法の歪曲と言わなければなりません。

わが党は、法に即して、この現状を少しでも改善するため、心ならずも税率引き上げを最小限に

とどめ、自治省もまた与党も応じ得るであろう修正案を提起したのであります。

予算が成立した今日にあつても、五十二年度補正の段階で調整し得る幅の変更でありますし、また、将来に向かって基本的に検討すべき課題として、税財源の再配分をもうたつたのであります。

自治大臣は、抜本改正をもつて対処すべき時期にあることを認めながら、なお経済動向の推移を見定める必要を言うのであります。が、経済動向に地方財政がもみくちゃにされた苦しい体験を持つ今日こそ、抜本改正のタイミングであることを主張するものであります。

自民党筋では、本修正案に同意できないものがあるやうであります。現状を一步進める最も常識的、良識的修正にさえ応ずることができないとは、まさに地方公共団体及びその住民ののどから手の出る期待に真つ向から背くものと言えましよう。

ことわりを踏まえ、進んで修正案に賛成されるよう希望するものであります。地方財源に対する国の無理難題を、国会、なかんずく本委員会が穴をあけることこそ、ひとしく地方公共団体と住民が求めていることを重ねて訴え、修正案に賛成の討論といたします。

○安孫子藤吉君 私は、自由民主党を代表して、政府提案の地方交付税法の一部を改正する法律案に賛成、同法案に対する日本社会党、公明党、日本共産党及び第二院クラブ共同提案の修正案に反対の討論を行います。

本法律案は、昭和五十二年の地方財源の不足に対処するため、地方交付税の総額に特例を設け、国の一般会計から臨時地方交付金として一千五百五十七億円を交付税特別会計に繰り入れること、同特別会計において資金運用部資金から九千四百億円の借り入れを行うこと、後年度における地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十五年度から昭和六十二年までの各年度において、総額四千二百二十五億円の臨時地方交付金交付金を一般会計から交付税特別会計に繰り入れる

ことを制度化すること、福祉の充実、公務員給与の改善等を図るため単位費用を改正することなどを内容とするものであります。

今日のわが国における経済政策の最大の課題は、物価の安定に努めつつ景気の着実な回復を図り、もつて雇用の増大と国民福祉の向上を達成することにあります。長期にわたる不況を脱出し、経済を安定路線に乗せることはなかなか容易なことではありません。政府の昭和五十二年財政政策は、このような政策目標を実現するため、厳しい財政状況を踏まえて策定されたものであります。十分とは言えないまでも、その努力の跡は評価されなければなりません。

かように考えますとき、今回とられました地方財政対策は、昨年に引き続き借入金と地方債の増発に依存し、地方財政の健全性と弾力性の面から見て、必ずしも将来の展望を踏まえた万全の策であるとは言えない面もあるかもしれません。しかしながら、大量の公債金収入に依存せざるを得ない国の財政を考慮いたしますとき、今日の時期に抜本的、恒久的な地方行財政制度の改革を行うことは、政府の答弁にもあるように、必ずしも適当な時期ではなく、今後早急に根本的な地方財政対策が講ぜられることを政府に期待して、当面の応急措置としては、政府の努力を評価するものであります。

したがって、私は政府提出の改正案は、現下の地方団体の財政状況にかんがみ、当面の措置としては適切な内容のものであると存じます。

なお、地域住民の福祉の充実、公共施設の整備等の財政需要が増大する中で、五十三年度以降に於いても、地方財政をめぐる諸条件は依然として厳しいものが予想されます。今後とも、地方団体に対する財源措置の一層の充実を政府に強く要望いたしますとともに、地方団体においては、経費の重点的かつ効率的な使用と、節度ある財政運営を図ることを期待し、修正案に反対、原案に賛成の意を表します。

○阿部憲一君 私は、公明党を代表いたしまして

て、ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案に關し、日本社会党、公明党、日本共産党、第二院クラブ提案の修正案に賛成し、政府原案に反対の討論を行います。

地方自治体は、今年度の地方交付税率の引き上げを、こぞって強く要望しております。交付税率の引き上げは、当面する地方財政危機を乗り越え、地方自治を確立するためには、緊急最低限の要望であります。

政府は、地方財政が二年連続して財源不足を生じ、三年以降も財源不足が見込まれる事態となれば、地方交付税法六条の三の二項に従い、交付税率の引き上げまたは制度の改正を行うことを、これまで国会の場でも再三約束してまいりました。しかし、今回の政府案は、こうした地方自治体の熱望と、みずからの約束を踏みにじり、交付税率の引き上げを見送り、二兆七千億円の財源不足の半分は地方債に押しつけ、残りの大部分は、これまで交付税会計に借金として押しつけるというものであります。そして、この交付税会計の借金のうち、わずかに四千二百二十五億円を国の一般会計が負担することを決定するといふ、一時しのぎの臨時措置をもって制度の改正とすると、苦し紛れの強弁をしておりますが、このような法律の規定に明らかに違反することは断じて認めるわけにはまいりません。

修正案は交付税率を四％引き上げることとしておりますが、ここ三年間の地方の借入額がすでに三兆三千七百四十億円にも上り、地方自治体と住民に膨大な負担を及ぼそうとしている事態を考えますと、当然の措置であります。

地方自治は、本年をもって制度発足以来満三十年という一つの節目を迎えるに至りました。この間、地方自治は民主主義の基盤としてその確立の重要性が強く叫ばれてきたところであります。地方自治の確立は、地方財政の充実強化なくして実現不可能であることは言をまちません。ところが、地方財政は、昭和五十年以来、三年連続して二兆円以上の巨額な財源不足を生じ、いまや

最大の政治課題となっております。

現在の地方交付税制度も、こうした財政危機の中で地方の自主財源としての性格を失い、単に政府の施策を消化させるための特定財源化が強められている等、地方交付税の本来の機能は失われつつあります。すなわち、基準財政需要額の算定は複雑をきわめ、交付税が公共投資の拡充や産業基盤の強化のための補助的な性格を強められていくことは否めません。

言うまでもなく、地方交付税の本来の役割りは、財政調整を通じて地方自治体の一般財源を保障することであり、今日の地方財政の危機を克服する見地に、いまこそ、これまでの中央集権、産業優先から、住民生活優先の分権と自治の理念に基づいて、国と地方自治体それぞれの行政全般にわたる責任分野を抜本的に検討し、交付税の仕組みそのものも含めて、財源の再配分の確立を図ることが急務であります。そうすることによって、初めて地方自治体は生き生きとした住民自治が確立され、シビルミニマム充足のための住民行政を展開できようと思ひます。

今回の政府原案を見ても、国の財政事情を理由に、地方財政の基本的問題には何ら改革の手をつけ、収支のつじつまを合わせるのみのものであり、地方財政の健全化を図ろうとする意図は全く見られません。交付税率の引き上げも行わず、制度の改革にも何ら手をつけず、今日までの中央集権的産業優先、高度成長志向の施策と財政構造には何ら反省することなく、財政運営技術のみによって地方財政の危機に対処しようとする政府の考え方には強く反対せざるをえません。

以上申し述べました理由により、政府案に反対し、修正案に賛成いたしました私の討論を終わります。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、日本社会党、公明党、日本共産党、第二院クラブ共同提案に係る地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案に賛成、政府原案に反対の討論を行います。

論を行います。

政府が見積もったところによる控え目の数字によっても、三年連続、二兆円を超える財源不足という地方財政の危機的状態が続いています。この地方財政危機は、自民党政府が六十年代から推進してきた高度経済成長政策に地方財政を動員してきたこと、並びにこの政策破綻による経済不況の結果であることは明らかであります。

政府は、この高度経済成長政策の破綻が明らかになった昭和五十年以降、経済が低成長時代に突入したとして、みずからの責任をたな上げしながら、自治体に対しては、福祉水準の切り捨て、諸経費削減を強引に求めてきました。一方、地方自治体は、超過負担の解消、交付税率の引き上げなど、国の責任において実施できる措置を強く求めておりますが、政府は財源問題を理由にして、自治体の要求にはこたえようとしていないのであります。

経済の低成長時代が始まったというのなら、大企業本位の税制財政制度を根本的に見直して、これを財源として、自治体が要求している超過負担の解消、交付税率の引き上げを行なうのが当然であります。ところが、政府は、高度経済成長時代の仕組みを温存して手をつけなければ、景気回復のために使おうとさえしているものであります。

地方自治体の交付税率引き上げ要求は当然であり、わが党はこれを支持するものであります。問題は、引き上げに要する財源をどうするかということであり、これは全く政府の行政上財政上の責任に属する事柄であり、自治体の関知する事柄ではないのであります。自治体は、予算編成の段階でみずから五％の交付税率引き上げ要求を行なわざるを得なかったのも、地方財政危機の深刻さのあらわれであります。

そして政府が提出してきた本年度の地方財政対策というものは、相変わらずの借金財政の押しつけであります。政府は、今年度の財源不足額二兆七千億円の半額に相当する一兆三千五百億円の

いて、交付税需要額を縮減し、これを特定財源である地方債へ振りかえる交付税制度の改悪を行っているだけでなく、他の半額について、一部の特別交付金を除いて、三年連続の借り入れ措置を行ない、地方自治体の交付税率引き上げ要求には今年度においてもこたえていないのであります。

交付税法は税率の改定もしくは制度改正を規定しているものであります。政府の措置は、この法律規定にみずから違反するものであります。

政府は、借り入れ額のうち、四千二百二十五億円の償還金を国が将来負担することを法定することをもって制度の改正であると称し、この額が交付税率の三・二％引き上げに相当すると強弁しておりますが、これは詭弁もはなはだしいものと言わざるを得ないのであります。法律の定めるところは税率の引き上げもしくは制度改正をもって継続的効果的な内容を持つ措置を意味しているものであって、今回のような臨時の措置を予定していないことは明確であります。政府は今回の措置について、本年度限りの異例の措置であると寛書に明記していますが、継続的な効果を持つ税率の引き上げ三・二％に相当するという政府の言い分には何の論拠もないのであります。

わが党は、今回の政府の措置に反対の態度を表明しつつ、法律の規定による交付税率の引き下げを強く求めるものであります。

次に、わが党を含む修正案について述べます。交付税率を四％引き上げ、三・六％とすることを主な内容とする本修正案は、現在の地方財政危機を打開する上で継続的かつ効果的な内容を持つものであり、政府がとった今年度の臨時の措置五千七百七十五億円とあわせて、交付税率は今年度において実質三九・六％となり、これによって地方自治体の切実な引き上げ要求にこたえようとするものであり、賛意を表するものであります。

政府並びに自民党は、この野党修正を受け入れ、地方財政危機打開の一步を踏み出されんことを期待して、私の討論を終わります。

○委員長(高橋邦雄君) 他に御意見もなければ、

討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋邦雄君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより地方交付税法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、野口君提出の修正案の問題に供します。野口君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高橋邦雄君) 少数と認めます。よって、野口君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高橋邦雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋邦雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高橋邦雄君) 夏目君から発言を求められておりますので、これを許します。夏目君。

○夏目忠雄君 私、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党及び第二院クラブの各派共同提案に係る地方財政対策の強化に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地方財政対策の強化に関する決議(案)
政府は、地方行政の充実を図り、もって地方自治の健全な発展を期するよう、緊急に、左記の事項について実施すべきである。
一、政府は、行政指導を行うに当たっては、地方自治体の自主性を尊重すること。

二、昭和五十三年以降の地方財政については、地方交付税率引き上げ等その財源確保について十分な措置を講ずること。

三、地方超過負担については、これを解消するため、単価差、対象差、数量差について実態に見合せて改善すること。

四、人口急増地域及び過疎地域等に対する特別措置をさらに充実させるとともに、適用基準の緩和に努めること。

五、生活関連公共施設の用地費、建設費に対する起債枠をさらに拡大するとともに、起債条件の緩和に努めること。

六、地方公営企業については、早急に、国庫補助制度の拡充方策について結論を得、所要の財源措置を講ずること。

七、地方事務官制度については、従前になされた決議を速やかに実現するよう努めること。

以上でございます。

○委員長(高橋邦雄君) ただいまの夏目君提出の決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高橋邦雄君) 全会一致と認めます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小川自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小川自治大臣。

○国務大臣(小川平二君) ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。

○委員長(高橋邦雄君) 本日はこれにて散会いたします。

午後十一時九分散会

〔参照〕

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方交付税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十二条の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第六条第一項中「百分の三十二」を「百分の三十六」に改め、同条第二項中「百分の三十二」を「百分の三十六」に、「こえて」を「超えて」に改める。

附則第八條の改正規定中「昭和五十三年度及び昭和五十四年度」を「昭和五十六年度から昭和六十二年まで」に、「昭和五十五年」を「昭和五十六年度」に、「昭和五十四年度」を「昭和五十五年」に改め、同条第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を減額した額とし、昭和五十六年度から昭和六十二年までの各年度にあつては、これを削り、「昭和五十五年」を「昭和五十六年度」に改め、同条の表を次のように改める。

附則第八條の次に一条を加える改正規定のうち、附則第八條の二中「昭和五十五年」を「昭和五十六年度」に改め、同条の表を次のように改める。

に改め、同項の表の改正規定中

附則第二項中附則第八項を改め、同項の表を削り、同項に二号を加える改正規定を次のように改める。

附則第八項中「同法」を「地方交付税法」に、「昭和五十五年」を「昭和五十六年度」に改め、同項の表の上欄に掲げる当該各年度に於ける当該下欄に掲げる金額をそれぞれ加算した額を「に」あつては百二十四億円と臨時地方特例交付金の額千五百五十七億円との合算額」に改め、同項ただし書及び同項の表を削る。

附則第二項に次の改正規定を加える。
附則第九項中「若しくは第五項」を「第五項若しくは前項」に改め、同項を附則第十項とし、附則第八項の次に次の一項を加える。
9 昭和五十三年から昭和六十二年までの各年度において、地方交付税に充てるため、昭和五十六年度から昭和五十七年度までの各年度分としてそれぞれ第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合算額を、昭和五十六年度から昭和六十二年までの各年度分として

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十三年度	八百五十億円
昭和五十四年度	一千二百億円
昭和五十五年度	二千六百十億円
昭和五十六年度	二千六百十億円
昭和五十七年度	二千六百十億円
昭和五十八年度	三千三百三十億円
昭和五十九年度	三千三百三十億円
昭和六十年	四千二百六十億円
昭和六十一年度	四千八百九十億八千万円
昭和六十二年	三千六百十一億円
昭和六十三年	八百五億円

附則第一項を次のように改める。
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、昭和五十三年四月一日から施行する。
附則第二項中附則第三項の改正規定の前に次の改正規定を加える。
第四條中「百分の三十二」を「百分の三十六」に、「こえて」を「超えて」に改める。
附則第二項のうち、附則第三項の改正規定中「九千四百億円」を「四千二百二十五億円」に改める。

三千億円	二千六百十億円
三千八百四十億円	二千六百十億円
四千三百四十億円	二千六百十億円
四千九百八十億円	二千六百十億円
五千五百六十億円	二千六百十億円
六千二百十億円	二千六百十億円
六千八百四十億円	二千六百十億円
七千四百八十億円	二千六百十億円
八千一百二十億円	二千六百十億円
八千七百六十億円	二千六百十億円
九千四十億円	二千六百十億円

附則第二項に次の改正規定を加える。
附則第九項中「若しくは第五項」を「第五項若しくは前項」に改め、同項を附則第十項とし、附則第八項の次に次の一項を加える。
9 昭和五十三年から昭和六十二年までの各年度において、地方交付税に充てるため、昭和五十六年度から昭和五十七年度までの各年度分としてそれぞれ第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合算額を、昭和五十六年度から昭和六十二年までの各年度分として

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加長塚町九六三

ノ二 浅野信一外七名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三八六二号 昭和五十二年四月十五日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加門前町三ノ三

五 青木源之助外六名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三九七二号 昭和五十二年四月十六日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加雄飛ヶ丘町二

四 小島千三外九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三九七三号 昭和五十二年四月十六日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加北栄町五二ノ

二 牧田英子外九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三九七四号 昭和五十二年四月十六日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加幸町六二増

田きみ外九名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三九七五号 昭和五十二年四月十六日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市三井町一、四六四

浅野照子外九名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三九七六号 昭和五十二年四月十六日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加栄大地六一

丹羽順一外九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三九七七号 昭和五十二年四月十六日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市神置町五二六ノ一

松尾巻三郎外九名

紹介議員 神沢 淨君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三九七八号 昭和五十二年四月十六日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜市庵町一八 佐藤兼久外九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三九七九号 昭和五十二年四月十六日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜市清九四四ノ二 勝村進外九

名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三九八〇号 昭和五十二年四月十六日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加雄飛ヶ丘町二

八ノ一 大竹正子外九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三九八一号 昭和五十二年四月十六日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市鵜沼朝日町二ノ七

七四 細江照夫外九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第四〇五五号 昭和五十二年四月十八日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加門前町三ノ五

田口高子外九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第四〇五六号 昭和五十二年四月十八日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町六ノ

二六一 平光義保外九名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第四〇五七号 昭和五十二年四月十八日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原緑町四ノ二五

井上三市外九名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第四〇五八号 昭和五十二年四月十八日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加西那加町八

後藤啓子外九名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第四〇五九号 昭和五十二年四月十八日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原村雨町二ノ五

三 岡崎鏡治外九名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第四〇六〇号 昭和五十二年四月十八日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市前渡西町一、三四

二 富樫政孝外九名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第四〇六一号 昭和五十二年四月十八日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市須衛一、三一ノ

一 白木節雄外九名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第四〇六二号 昭和五十二年四月十八日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県大垣市寺内町一ノ六九ノ一

高橋泰司外九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第四〇六三号 昭和五十二年四月十八日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加元町四九 御

宿則子外九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第四〇六四号 昭和五十二年四月十八日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加太平町七五ノ

一 本田弥生外九名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第四二〇七号 昭和五十二年四月十九日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加東亜町九〇ノ

一五〇 直井久美子外九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第四二〇八号 昭和五十二年四月十九日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加太平町八八

山内繁外九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第四二〇九号 昭和五十二年四月十九日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加各務原町一ノ

一六〇 今井和義外九名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第四二一〇号 昭和五十二年四月十九日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市各務一、五八四

長縄勇外四名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第四二一一号 昭和五十二年四月十九日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市前渡西町一、一五

三〇二 丹羽千鶴外九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第四二一二号 昭和五十二年四月十九日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加南栄町一〇

二宮昇外九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第四二二三号 昭和五十二年四月十九日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原大島町三ノ四

五 遠藤勝美外九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第四二二四号 昭和五十二年四月十九日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加丸山六、五八

七〇三 伊藤仁一外九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第四二二五号 昭和五十二年四月十九日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市大湫町七ノ一 宮地

一夫外九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第四二二六号 昭和五十二年四月十九日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市稲津町小里六二四

水野一外九名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第四二二七号 昭和五十二年四月十六日受理

行政書士法の一部改正反対に関する請願

請願者 山形市城西町二ノ一ノ二八東北税

理士会内 安孫子昌祐

紹介議員 安孫子康吉君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第四一七八号 昭和五十二年四月十八日受理

行政書士法の一部改正反対に関する請願

請願者 山口県宇部市沖宇部三三三 河田

流一

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第四一七九号 昭和五十二年四月十八日受理

行政書士法の一部改正反対に関する請願

請願者 熊本市桜町五ノ二〇 野田久次

紹介議員 細川 護照君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第四五三二号 昭和五十二年四月二十一日受理

行政書士法の一部改正反対に関する請願

請願者 岡山県倉敷市美和二ノ九ノ八中国

税理士会岡山県支部内 佐藤一郎

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第四三〇八号 昭和五十二年四月十九日受理

行政書士法に関する請願

請願者 島根県鹿足郡日原町 有田正紀

紹介議員 亀井 久典君

この請願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第四三〇九号 昭和五十二年四月十九日受理

行政書士法の一部改正反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一六ノ一六社団

法人岩手県交通安全協会会長 熊

谷雄三

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第三〇八〇号と同じである。

五月六日左の請願は取り下げられた。

一、行政書士法の一部改正に関する請願(第一八六九号)

五月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、行政書士法に関する請願(第四六一九号)

一、行政書士法の一部改正反対に関する請願

(第四七八号)(第四八〇六号)(第四八〇七

号)(第四八〇八号)

一、行政書士法の一部改正反対に関する請願

(第四八〇五号)(第四八三九号)(第四八四〇

号)(第四八四一号)(第四八四二号)

一、行政書士法の改正反対に関する請願(第四

八一〇号)(第四八三八号)

第四六一九号 昭和五十二年四月二十二日受理

行政書士法に関する請願

請願者 鹿児島県東郡元町一五ノ三六社団

法人鹿児島県自動車整備振興会会

長 杉原順三外一名

紹介議員 佐多 宗二君

この請願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第四七九八号 昭和五十二年四月二十五日受理

行政書士法の一部改正反対に関する請願

請願者 福岡市中央区天神一ノ六ノ七財団

法人福岡県交通安全協会会長 吉

本弘次外一名

紹介議員 有田 一寿君

この請願の趣旨は、第三〇八〇号と同じである。

第四八〇六号 昭和五十二年四月二十五日受理

行政書士法の一部改正反対に関する請願

請願者 福岡市大手三ノ一ノ一七福井県

民会館内社団法人福井県交通安全全

協会連合会会長 岡本等

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第三〇八〇号と同じである。

第四八〇七号 昭和五十二年四月二十五日受理
行政書士法の一部改正反対に関する請願

請願者 石川県金沢市観音堂町ト三五財団

法人石川県交通安全協会連合会
長 真柄要助

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第三〇八〇号と同じである。

第四八〇八号 昭和五十二年四月二十五日受理
行政書士法の一部改正反対に関する請願

請願者 愛媛県松山市若草町七社団法人愛媛県交通安全協会会長 渡部高太郎

郎

紹介議員 青井 政美君

この請願の趣旨は、第三〇八〇号と同じである。

第四八〇五号 昭和五十二年四月二十五日受理
行政書士法の一部改正反対に関する請願(五通)

請願者 神戸市灘区高羽町三ノ二二〇三浦権八外四名

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第四八三九号 昭和五十二年四月二十六日受理
行政書士法の一部改正反対に関する請願

請願者 宮崎市大橋一ノ一八五 田中巖

紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第四八四〇号 昭和五十二年四月二十六日受理
行政書士法の一部改正反対に関する請願

請願者 石川県金沢市芳斉一ノ一四ノ一四

安原ビル内北陸税理士会石川県支部金沢部会内 高木重知

紹介議員 嶋崎 均君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第四八四一号 昭和五十二年四月二十六日受理
行政書士法の一部改正反対に関する請願

請願者 長野市南石堂一、二九三関東信越税理士会長野県支部内 大日方秋男

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第四八四二号 昭和五十二年四月二十六日受理
行政書士法の一部改正反対に関する請願

請願者 佐賀市赤松町三ノ五〇 山崎秀夫

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第四八一〇号 昭和五十二年四月二十五日受理
行政書士法の改正反対に関する請願

請願者 兵庫県明石市荷山町一、六六一ノ四兵庫県指定自動車教習所協会内 杉本喜代次

紹介議員 金井 元彦君

昭和五十一年来、日本行政書士連合会から行政書士法の一部改正を内容とする請願等が行われているが、この一部改正案がそのままだと、年間百八万人に及ぶ指定自動車教習所の教習生に著しい不利益をもたらす、運転免許に関する各種申請の受理事務にも相当の混乱をもたらすので、強く反対する。

第四八三八号 昭和五十二年四月二十六日受理
行政書士法の改正反対に関する請願

請願者 石川県金沢市観音堂町ト一石川県指定自動車教習所協会内 岩田幹夫

紹介議員 嶋崎 均君

この請願の趣旨は、第四八一〇号と同じである。

昭和五十二年五月二十七日印刷

昭和五十二年五月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局